第8回新農林水産省生物多様性戦略検討会議事次第

日時:令和5年3月7日(火)13:00~15:00

場所:農林水産技術会議委員室(Web 会議と併用開催)

- 1. 開会
- 2. 話題提供:次期生物多様性国家戦略案について
- 3. 農林水産省生物多様性戦略改定案に対するパブリックコメントの結果について
- 4. 生物多様性の見える化について
- 5. 閉会

〈資料一覧〉

- 資料1 検討会委員名簿
- 資料 2 次期生物多様性国家戦略 (案) について
- 資料3 農林水産省生物多様性戦略改定案に対するパブリックコメントの実施結果
- 資料 4 農林水産省生物多様性戦略改定案の概要
- 資料 5 農林水産省生物多様性戦略改定案
- 資料6第7回検討会の指摘と対応方針
- 参考1 温室効果ガスの見える化の検討状況
- 参考2 第7回新農林水産省生物多様性戦略検討会(令和5年1月10日資料)

新農林水産省生物多様性戦略検討会 委員名簿

●涌井 史郎 東京都市大学特別教授

○橋本 禅 東京大学大学院農学生命科学研究科 (東京大学未来ビジョン研究

センター兼任) 准教授

粟野 美佳子 一般社団法人 SusCon 代表理事

生部 誠治 一般社団法人 全国農業協同組合中央会 農政部部長

井村 辰二郎 公益社団法人 日本農業法人協会 理事、有機栽培農家

大津 愛梨 O2Farm 6次化担当、NPO法人田舎のヒロインズ理事長

大場 あい 毎日新聞社 科学環境部 副部長

岡部 貴美子 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 生物多様性

研究拠点 研究専門員

河口 眞理子 不二製油グループ本社株式会社 CEO 補佐(ESG・市場価値創造

担当)、立教大学 21世紀社会デザイン研究科 特任教授

菊池 紳 いきもの株式会社 創業者・代表取締役

二村 睦子 日本生活協同組合連合会 常務理事

松原 稔 りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部担当

森井 茂夫 株式会社ニッスイ サステナビリティ推進部 担当部長

(臨時委員) 必要に応じて随時

●座長、○副座長

(敬称略、50音順)



次期生物多様性国家戦略(案)について

令和5年3月7日

環境省自然環境局自然環境計画課 生物多様性戦略推進室













1. 生物多様性国家戦略のあゆみ



生物多様性条約第6条

"生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成する"

条約締結を受けて 速やかに策定

1995年:生物多様性国家戦略 ①

2002年:新生物多様性国家戦略 ②



3つの危機 (*) を提示 自然共生社会の打ち出し

(※) 3つの危機

- 1. 開発など人間活動による危機
- 自然に対する働きかけの縮小 による危機
- 人間により持ち込まれたものによる危機

2007年:第三次生物多様性国家戦略 ③



3つの危機に加え、 地球温暖化による 危機の追加 昆明・モントリオール生物多様性枠組 を踏まえ策定予定

2023年 (予定) : 次期生物多様性国家戦略 ⑥

2022年

昆明・モントリオール生物多様性枠組

2012年:生物多様性国家戦略2012-2020 ⑤



2010年 愛知目標 (戦略計画2011-2020)

生物多様性 基本法 (2008年制定) に基づく 法定計画

愛知目標を踏まえた 国別目標の設定 東日本大震災の経験

2010年:生物多様性国家戦略2010 ④

(参考) 生物多様性条約COP10と愛知目標



- 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が2010 年10月に愛知県名古屋市で開催
- 生物多様性に関する包括的な世界目標である、「戦略 計画2011-2020」(愛知目標)が採択



日本政府提供

愛知目標 -生物多様性の保全と回復を目指す20の目標-

【長期目標】 自然と共生する世界 (Living in harmony with nature)

戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の 根本原因に対処

目標1:生物多様性の価値と行動の認識

目標2:生物多様性の価値を国・地方の計画に統合、国家勘

定・報告制度に組込

目標3:有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・

適用

目標4:持続可能な生産・消費計画の実施

戦略目標B.直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

目標5:森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣

化・分断を 顕著に減少

目標6:水産資源が持続的に漁獲

目標7:農業・養殖業・林業が持続可能に管理

目標8:汚染を有害でない水準へ 目標9:侵略的外来種の制御・根絶

目標10:脆弱な生態系への悪影響の最小化

戦略目標 C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

目標11:陸域の17%、海域の10%を 保護地域等へ

目標12:絶滅危惧種の絶滅・減少が防止

目標13:作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

戦略目標D.生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

目標14:自然の恵みの提供・回復・保全

目標15:劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変

動緩和・適応に貢献

目標16:ABSに関する名古屋議定書の施行・運用

戦略目標 E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

目標17: 国家戦略の策定・実施

目標18:伝統的知識の尊重・主流化 目標19:関連知識・科学技術の改善 目標20:資金資源を顕著に増加

(参考) 生物多様性国家戦略2012-2020



第1部: 戦略

【生物多様性の重要性と理念】

- ・すべての生命の存立基盤・将来を含む有用な価値
- ・豊かな文化の根源
- ・暮らしの安全性

【生物多様性の4つの危機】

「第1の危機」 開発など人間活動による危機

「第2の危機」 自然に対する働きかけの縮小による危機

「第3の危機」 人間により持ち込まれたものによる危機

「第4の危機」 地球環境の変化による危機

【生物多様性に関する5つの課題】

- ① 生物多様性に関する理解と行動
- ② 担い手と連携の確保
- ③ 生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識
- ④ 人口減少等を踏まえた国土の保全管理
- ⑤ 科学的知見の充実

【基本的な考え方】

「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

【目標】

- ◆ 長期目標 (2050年)
- •生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる

自然共生社会を実現する

- ◆ 短期目標 (2020年)
- •生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する

【自然共生社会における国土のグランドデザイン】

100年先を見通した国土の目指す方向性やイメージを提示

概ね2020年までの重点施策

【5つの基本戦略】

①生物多様性を社会に浸透させる

2020年度までの (重点施策

- ③森・里・川・海のつながりを確保する
- ⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける
- ②地域における人と自然の関係を見直し、再構成する
- ④地球規模の視野をもって行動する

第2部: 愛知目標の達成に向けたロードマップ

- ■「5の戦略目標」を構成する「13の国別目標」とその達成に向けた「48の主要行動目標」
- 国別目標の達成状況を把握するための「81の指標」

第3部: 行動計画

国土空間的施策

横断的・基盤的施策

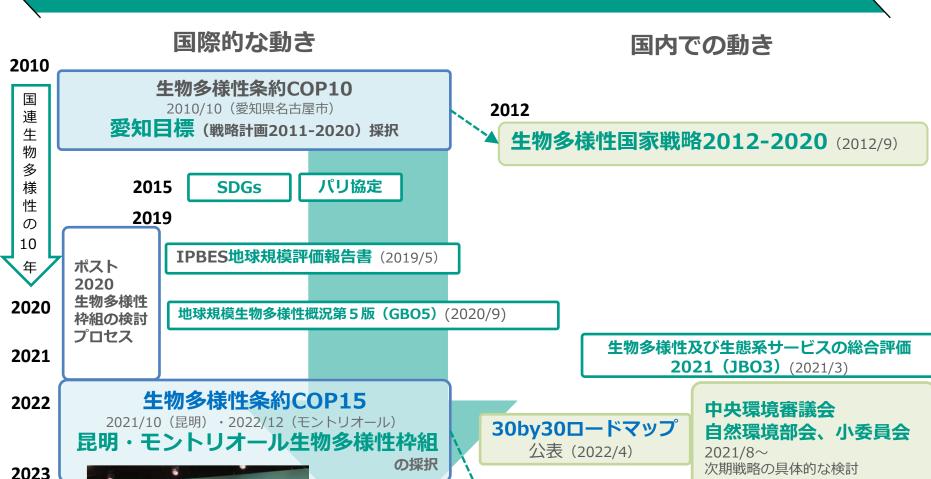
東日本大震災からの復興・再生

■ 約700の具体的施策

■ 50の数値目標

2. 次期生物多様性国家戦略に係る国内外の動き





次期生物多様性国家戦略閣議決定

(2023/3予定)

(参考) 昆明・モントリオール生物多様性枠組



2050年ビジョン 自然と共生する世界

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2050年ゴール

A

- ・生態系の健全性、連結性、レジ リエンスの維持・強化・回復。自 然生態系の面積増加
- ・人による絶滅の阻止、絶滅率と リスクの削減。在来野生種の個 体数の増加
- ・遺伝的多様性の維持、適応能 力の保護
- B 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与(NCP)が評価・維持・強化
- C 遺伝資源、デジタル配列情報 (DSI)、遺伝資源に関連する 伝統的知識の利用による利益 の公正かつ衡平な配分と2050 年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献
- D 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ターゲット

- (1) 生物多様性への脅威を減らす
- 1.すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
- 2.劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
- 3.陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全 (30 by 30目標)
- 4.絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
- 5.乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合 法なものにする
- 6.侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
- 7.環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の 高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚 染の防止・削減
- 8.自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じたを通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化
- (2) 人々のニーズを満たす
 - 9.野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
 - 10.農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靭性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
 - 11.自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
 - 12.都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
 - 13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3)ツールと解決策

- 14.生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
- 15. 事業者(ビジネス)が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
- 16.適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生の大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
- 17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
- 18. 生物多様性に有害なインセンティブ(補助金等)の特定、 及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドル を削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを 拡大
- 19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途 上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年 までに年間300億ドルまで増加
- 20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を 強化
- 21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、 実務家及び一般の人々が利用できるようにする
- 22. 先住民及び地域社会、女性及び女児、こども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
- 23. 女性及び女児の土地及び自然資源に関する権利とあらゆる レベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したア プローチを通じ、ジェンダー平等を確保

実施支援メカニズム及び実現条件/責任と透明性(レビューメカニズム)/広報・教育・啓発・取り込み

3-1.生物多様性(違いがあること)の意味



すべての生物の間に違い(変異)があること をいい、 種内(遺伝子)、種間(種)、生態系 という3つのレベルでの多様性がある。

同じ種の中で、また種の間でも違いがあることで…

●様々な恵みが得られる

- ・食材、薬
- ・木材、衣類(綿・絹・麻)
- ・景観(松林、ブナ林、田んぼ、里山)
- ・文化の根源。癒しや閃き。
- ・洪水を防ぐ機能(森林、湿地)

・生態系全体の**生産性が高く**なる

・高潮を防ぐ機能(海岸防災林やサンゴ礁)

・光合成、貯留、捕食、分解と様々な機能

・厳しい環境で育つ種、よく増える種等様々な特性

・複雑に絡み合い、補完し合い、変化に強くなる・これにより生き延び、進化につながってきた

・病気に強い個体、寒さに強い個体等種内の様々な強み







ロクストロム教授とスクデフ博士による食物とSDGs が如何に関係するかを示した新たな俯瞰図

イラストは、Azote Images が Stockholm Resilience Centre のた めに作成



ECONOMY





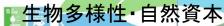
♥ ●

BIOSPHERE

生物多様性・自然資本は社会経済の基盤

●生産性・適応力・強靭性が増す

※自然資本:森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本 (ストック)のこと



ストックホルム・レジリエンスセンターHPより引用 http://www.stockholmresilience.org/research/resea



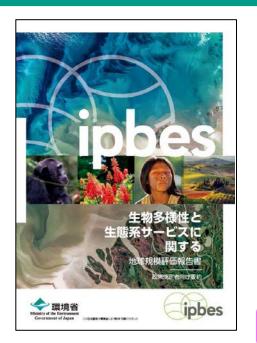


http://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html

3-2.生物多様性を取り巻く現状認識(気候変動)



損失の 5大 直接要因 を特定



IPBES 地球規模評価報告書 (2019)

- 影響の大きい順の5つを特定
 - ①陸域・海域の利用の変化※
 - ②生物の直接採取※
 - ③気候変動
 - **4)**污染
 - ⑤外来種の侵入

気候変動に次ぐ 深刻な危機

深刻度から見たグローバルリスク トップ10 (今後10年)

1位	気候変動緩和策の失敗
2位	気候変動適応策(あるいは対応)の失敗
3位	自然災害と極端な異常気象
4位	生物多様性の損失や生態系の崩壊
5位	大規模な非自発的移住
6位	天然資源危機
7位	社会的結束の浸食と二極化
8位	サイバー犯罪の拡大とサイバーセキュリティの低下
9位	地経学上の対立

経済 環境 地政学 社会

として知られている)におけるアンケート結果。

大規模な環境破壊事象

10位

出典: World Economic Forum Global Report 2023 ※世界経済フォーラム(年次総会は「ダボス会議」 8

※海域は12の順序が逆転

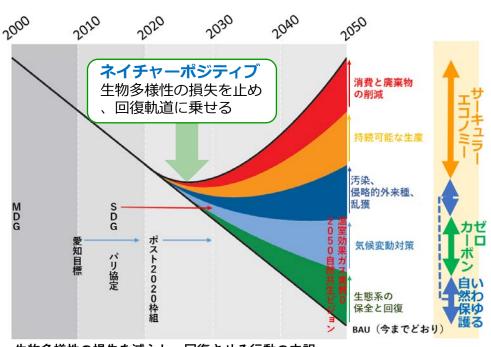
3-3.生物多様性を取り巻く現状認識(社会変革・統合)



生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せるには

直接要因対策だけ では足りず横断的 な社会変革が必要





生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

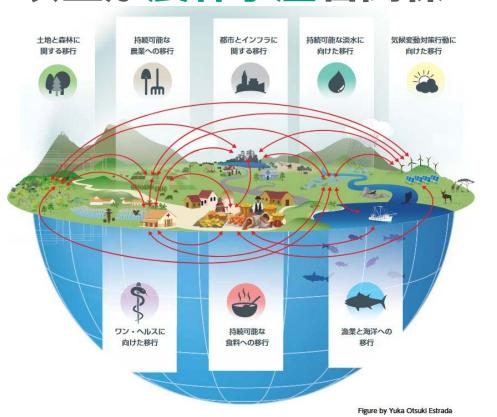
地球規模生物多様性概況第5版GBO5 (生物多様性条約事務局2020年9月)

<u>気候変動や循環経済など</u> 社会経済活動との統合が重調

3-4.生物多様性を取り巻く現状認識(農林水産業の重要性)



自然共生に向けて移行が 必要な8分野中、4分野 以上が農林水産省関係





国連食料システムサ ミット (2021年) では、 食料生産が最大で 80%の生物多様性の 損失の要因となって いると指摘

地球規模生物多様性概況第5版GBO5(生物多様性条約事務局2020年9月)



4.次期生物多様性国家戦略案を考える中で考えてきたこと



不確実性の高い「変化の時代」を生き抜く

- ×様々な取組との連携
 - ×社会変革
- ①土地利用に関連付け、持続可能な地域を増やしたい。
 - …健全な生態系・持続可能な土地利用に向けたArea-basedな取組が連携のカギ
- ②自然を守ることと併せて"積極的に"社会課題解決に 貢献していきたい。
 - …**気候変動・地域づくり**等に、結果的に貢献、ではなくて、それを**目的として貢献**したい。
- ③持続可能な生産と消費に向け、事業活動・お金の流れ をしっかりと取り込み、ともに変えていきたい。
 - …気候変動から連なる世界的な動きをしっかりとらまえ、本業を変えていきたい。
- ④持続可能な生産と消費に向け、我々日々の生活の中で 何ができるのかをあらためて問いたい。
 - …普及啓発に留まらず、**行動変容・価値観の変化**につながるメッセージを出したい。
- ⑤テクノロジーが日進月歩で進んでいるという実感。
 - ···Pricelessな生物多様性も、ようやく見える化が本気でできそうだという期待に応える基盤。

5-1.次期生物多様性国家戦略の検討の経緯



		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2020年	2020年1月~	次期生物多様性国家戦略研究会(計 9 回)
	2021年7月	・・・主要課題の洗い出しや対応の方向性について検討
	8月27日	第44回中央環境審議会自然環境部会 ・・・・生物多様性国家戦略の変更について(諮問、報告)
2021年	11月26日	第1回生物多様性国家戦略小委員会 ・・・・論点、環境省の施策紹介、関係省庁からの施策ヒアリング
	12月17日	第2回生物多様性国家戦略小委員会 ・・・・関係団体からのヒアリング①
	1月19日	第3回生物多様性国家戦略小委員会 ・・・・関係団体からのヒアリング②、ヒアリング結果とそれを踏まえた骨子案
	3月22日	第4回生物多様性国家戦略小委員会 ···素案審議
	4月8日	30by30ロードマップ公表
2022年	7月11日	第5回生物多様性国家戦略小委員会 ···素案審議
	8月10日	第45回中央環境審議会自然環境部会 ・・・・生物多様性国家戦略素案について(審議)
	12月	生物多様性条約COP15第二部(12月7~19日)において、 昆明・モントリオール生物多様性枠組の決定
	1月23日	第6回生物多様性国家戦略小委員会
2023年	1月30日~ 2月28日	パブリックコメント、地方説明会
	3月13日	第7回生物多様性国家戦略小委員会、第46回中央環境審議会自然環境部会
	下旬	閣議決定 (見込み)

5-1.(参考)次期生物多様性国家戦略の検討の経緯



2020年

2020年1月~

次期生物多様性国家戦略研究会(計9回)

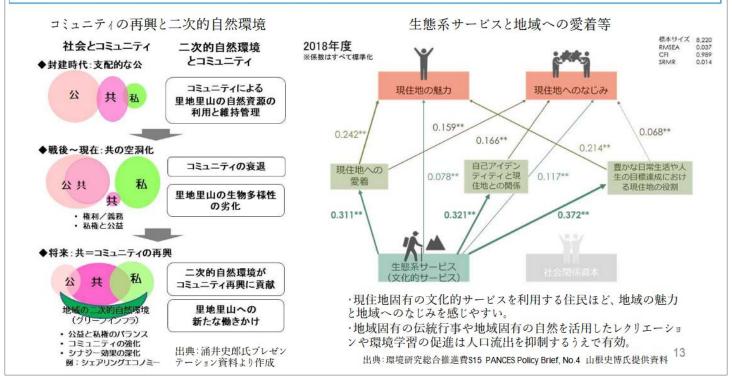
2021年7月

・・・主要課題の洗い出しや対応の方向性について検討

- 2. 生物多様性を地域づくりに活用し、地域づくりを生物多様性保全につなげるための方策
- (2) 各主体の役割 一市町村、多様な主体の協働、コミュニティなど

コミュニティと生物多様性の新たな関係

- 地域づくりにおいて「公」と「私」の間にある「共」の主体であるコミュニティの役割が見直されている。
- 維持管理を行う二次的自然環境の存在がコミュニティの再興を促す可能性がある。
- 時代にあった、新しい形の管理のあり方(新たな働きかけ)が問われている。
- 地域固有の文化的サービスは地域への愛着を高め、コミュニティの再興に貢献できる可能性がある。



5-2.次期生物多様性国家戦略案の概要



【位置づけ】

- ✓ 新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応 した戦略
- ✓ 2030年ネイチャーポジティブを目指し、生物多様性・自然資本 (=地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹)を守り 活用するための戦略

【ポイント】

- ✓ 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、 新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえ た社会の根本的変革を強調
- ✓ 30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、生態系による恵みを維持回復
- ✓ 自然資本を守り活かす社会経済活動(自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ(自然再興)の駆動力となる取組)の推進

5-3.次期生物多様性国家戦略案の骨格



「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、

5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標(あるべき姿)·行動目標(なすべき行動)、個別施策を各 行動目標に紐づけることで、戦略全体を一気通貫で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理

> 第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標:ネイチャーポジティブ(自然再興) の実現

基本戦略

関

基本戦略1 生態系の健全性 の回復

基本戦略2 自然を活用した 社会課題の解決 (NbS)

状態目標(3つ)

・生態系サービス向上

・気候変動とのシナジ

ー・トレードオフ緩

基本戦略3 ネイチャー ポジティブ経済 の実現

状態目標(3つ)

事業活動による生物

持続可能な農林水産

多様性への配慮

業の拡大

· ESG投融資推進

状態目標(3つ)

基本戦略4

生活・消費活動

における生物多

様性の価値の

認識と行動

- 価値観形成
- ・消費活動における配
- ・保全活動への参加

基本戦略5 生物多様性に係る 取組を支える基盤 整備と国際連携の

状態目標(3つ)

・データ利活用・様々 な主体の連携促進

推進

- ・資金ギャップの改善
- ・途上国の能力構築等 の推進

状態目標(3つ)

- ・生態系の規模と質の 増加
- 種レベルでの絶滅リ スク低減
- 遺伝的多様性の維持

行動目標(6つ)

・汚染、外来種対策

· 30bv30 • 自然再生

· 希少種保全

行動目標(5つ)

島獣被害の緩和

- 自然活用地域づくり
- ・再生可能エネルギー 導入における配慮
- 島獣との軋轢緩和 等

行動目標(4つ)

- ・企業による情報開示 等の促進
- ・技術・サービス支援
- ・有機農業の推進

行動目標(5つ)

- ・環境教育の推進
- ・ふれあい機会の増加
- 行動変容
- ・食品ロス半減

等

行動目標(5つ)

- 基礎調査・モニタリング*
- ・データ・ツールの提供
- ・計画策定支援
- 国際協力

等

連施策からビジョンまで一 状態目標 気通貫 行動目標 で整理

関連施策

第2部 行動計画

5つの基本戦略の下に25ある**行動目標ごと**に、関係省庁の**関連する施策**を掲載

生態系の健全性の回復

基本戦略1

状態目標1 全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している

基本戦略2

状態目標2 種レベルでの絶滅リスクが低減している 状態目標3 遺伝的多様性が維持されている

行動目標3 汚染の削減(生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする)や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減(侵略的外来種の 定着率を50%削減等)に資する施策を実施する

|行動目標5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める

状態目標 1 国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している

状態目標 2 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている

行動目標2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策

行動目標 1 陸域及び海域の30%を保護地域及びQECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

行動目標 2 森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する 行動目標3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める 行動目標4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

行動目標 5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現 状態目標 1 生物多様性の保全に資するESG投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている

状態目標3 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している 行動目標1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する

行動目標4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する

行動目標6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

自然を活用した社会課題の解決

状態目標 2 事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に

進んでいる 状態目標3 持続可能な農林水産業が拡大している

行動目標1 企業による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観 点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する

行動目標2 牛物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める

行動目標3 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する

行動目標4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量(リスク換算)の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

状態目標 1 教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている

基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容)

行動目標 5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

状態目標2 消費行動において、生物多様性への配慮が行われている

状態目標3 自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている

行動目標1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する 行動目標2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な

関係についての考え方を普及させる 行動目標3 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す

行動目標4 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会 を増加させ、インセンティブを提示する

行動目標 5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

状態目標1 生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケー

ルで様々な主体の連携が促進されている

状態目標 2 世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている

状態目標3 我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている 行動目標1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実

行動目標2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う

行動目標3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する 行動目標4 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う

16

(参考) 生物多様性国家戦略2012-2020の項目



第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

- 第4章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針 第2節 基本戦略
 - ①生物多様性を社会に浸透させる
 - ②地域における人と自然の関係を見直し、再構成する
 - ③森・里・川・海のつながりを確保する
 - ④地球規模の視野をもって行動する
 - ⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける

第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ

国別目標A-1(「生物多様性の社会における主流化」の達成等)

- " B-1 (自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な 減少 等)
- B-2(生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な 実施)
- B-3 (窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持等)
- " B-4(外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的 外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度 の整理、防除の計画的推進 等)
- " B-5 (人為的圧力の最小化に向けた取組の推進)
- " C-1 (陸域の17%、海域等の10%の適切な保全・管理)
- " C-2(絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等)
- " D-1(生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化 等)
- " D-2 (劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動 の緩和と適応への貢献)
- " D-3 (名古屋議定書の締結と国内措置の実施)
- " E-1 (生物多様性国家戦略に基づく施策の推進等)
- " E-2 (伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源の効果的・効率的動員)

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 第1章 国土空間的施策

【広域連携施策】

第1節 生態系ネットワーク

第2節 重要地域の保全

第3節 自然再生

第4節 環境影響評価など

【地域空間施策】

第5節森林

第6節 田園地域・里地里山

第7節都市

第8節河川・湿原など

第9節沿岸・海洋

第2章 横断的・基盤的施策

【普及と実践】

第1節 生物多様性の主流化の推進

【野生生物の保護と管理】

第2節 野生生物の適切な保護管理等

第3節 外来種等の生態系を攪乱する要因への対応

【持続可能な利用】

第4節 農林水産業

第5節 エコツーリズム

第6節 生物資源の持続可能な利用

【国際的取組】

第7節 国際的取組の推進

【科学的基盤の強化】

第8節 情報整備・技術開発の推進

【地球温暖化に対する取組】

第9節 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への 適応の推進

【統合的取組】

第10節 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な 取組の推進

第3章 東日本大震災からの復興・再生

第1節 東日本大震災からの復興・再生

第2節 新たな自然共生社会づくりの取組

5-4.昆明・モントリオール生物多様性枠組と

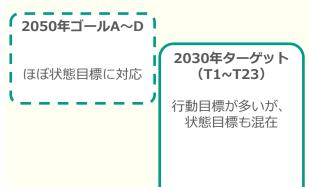


次期生物多様性国家戦略の対応関係

基本的に**新枠組に対応した構造**としているが、次期生物多様性国家戦略では**状態目標・行動目標を 区別**し、**効果的・効率的な点検・評価・見直し**を可能としている

区別し、効果的・効率的な点核「昆明・モントリオール生物多様性枠組」
2050年ビジョン『自然と共生する世界』

十
2030年ミッション
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる





6-1-1.30by30目標



. サーティー バイ サーティー

30 by 30

2030年までに陸と海の30%以上を(保護地域とOECMで)保全する新たな世界目標



30by30が重要と指摘 する国内外の研究報告

健全な生態系の回復、 豊かな恵みを取り戻す

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の 保護地域を総面積の33.8%まで拡大が必要
- 日本の保護地域を30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込み

など

様々な効果

- 気候変動:緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然:

国土の安全保障の基盤

- 花粉媒介者:国内で年3300億円の実り
- 森林の栄養:河川を通して海の生産性を向上
- 観光や交流人口の増加などの地域づくり

6-1-2.OECMとは

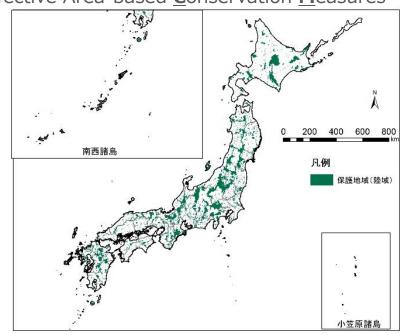


****O**ther **E**ffective Area-based **C**onservation **M**easures

2010年に日本で生み出された手法「OECM」

保護地域以外の生物多様性保全に 貢献している場所





- 保護地域以外にも、里地里山、 水源の森、都市の自然など、様 々な場所が生物多様性の保全に 貢献
- 法令によって自然が守られる保護地域ではなく、人びとの生業 や民間の自発的な取組によって 自然が守られている地域のこと

6-2.農林水産省関係の目標・施策



- 1-2 負荷軽減・再生(8)
- 1-3 汚染の削減、外来種による負の影響の防止・削減(16)
- 1-5 野生生物の生息・生育状況改善(1)
- 1-6 遺伝的多様性の保全等(1)
- 2-1 生態系機能の可視化・活用(3)
- 2-2 自然を活かした地域づくり(8)
- 2-3 気候変動緩和・適応への貢献(3)
- 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和(6)
- 3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービス(1)
- 3-3 ABS (1)

- 行動目標3-4以外にも 多数の行動目標の下で 農水省が主担当の施策 がある。
- ※末尾の()は主担当施策
- 3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる基づく化学農薬使用量(リスク換算)の低減や化学 肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を 拡大させる(29)
- 4-2 自然とのふれあい(2)
- 4-3 国民の積極的かつ自主的な行動変容(2)
- 4-4 消費における生物多様性に配慮した選択肢(5)
- 4-5 地域の保全・再生活動(1)
- 5-2 データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供(1)
- 5-5 国際協力(4)

行動計画に位置付けた 368施策中、農水省が 主担当の施策は91、 関係する施策は123。

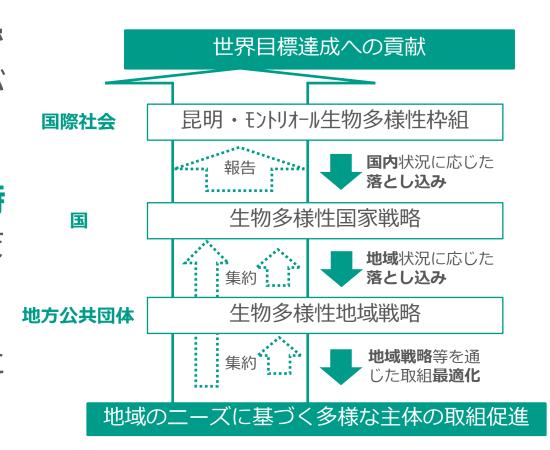
6-3.次期生物多様性国家戦略を踏まえた地域目標



世界目標から地域まで 整合・一貫した取組が 重要。

地域の生物多様性の特徴や社会的条件を踏まえた独自性が重要。

■ 国家戦略を踏まえた
地域目標の設定





まとめ



- ・次期生物多様性国家戦略(案)は、昆明・モントリオール生物多様性枠組に対応したもので、2030年ネイチャーポジティブを目指し、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略(ネイチャーポジティブが今後のキーワード)。
- ・進捗状況がより示せるよう、目標設定や構造は大きく変更。
- ・農林水産業・農林水産省の取組は極めて重要。
- ・農林水産省生物多様性戦略の要素は次期生物多様性国家戦略 (案)にしっかりと**反映**されている。
- ・戦略策定後の実施→点検評価→更なる実施こそが重要。戦略策定後の実施も連携・補完し合いながら進めたい。



・なお、次期生物多様性国家戦略(案)は、年度内の閣議会と を**目指し**て必死で作業中。



農林水産省生物多様性戦略改定案に対する パブリックコメントの実施結果

令和5年2月 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

- 1. パブリックコメント期間 令和5年1月28日~令和5年2月10日(14日間)
- 2. 意見の件数及び項目別内訳
 - ① 提出者数 15人(個人、団体等)
 - ② 項目別意見総数 59 件※
 - ※意見総数は同趣旨の意見を集約した値
- 3. 意見に対する処理結果の概要
 - ① 既に対応しているもの 26 件
 - ② 意見を踏まえて修正するもの 14 件
 - ③今後の施策の参考とするもの、その他 19件

パブリックコメントの概要とご意見に対する考え方(案)

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
5	「考え得る様々な取組を総動員することが必要」を「考え得る様々な取組に生物多様性保全の 視点を取り入れて総動員することが必要」とする 理由:生物多様性保全の推進とネイチャー・ポジティブの実現には農村活性化と生物多様性保 全施策の連携が必要と考える。	ご指摘の箇所は、その前段において、「生物多様性の保全 やそれに伴う多面的な機能を発揮していくため」の行動で あると記述しており、原案のままといたします。
6	遺伝子操作体が遺伝子汚染等の生物多様性保全上のリスクを持っていることを明記するため、(農林水産業による負の影響)に「また、遺伝子改変・組み換え作物による農作物や農地・ 周辺環境への悪影響は海外では多く報告されている。」を追記すべき。	ご指摘の箇所は、外来の作物等による自然生態系への影響に関する記述であるため、原案のままといたします。 なお、遺伝子組換え農作物等については、4.(2)に記載しております。
6	農林水産業による負の影響に「日本全体の生物多様性及び生態系サービスの総合評価 (JBO3; 環境省2021)の結果から、農地生態系における生物多様性の状態は、1950 年代後半 から現在においても損失傾向にあり、長期的には悪化する傾向で推移している。」を追記する。	ご指摘にある農地における生物多様性の損失については本文に記載しておりますが、ご意見を踏まえ、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価(JBO3)」を参照文献として追記いたします。
6	「農林水産業が生態系に与える正の影響を伸ばしていくとともに負の影響を低減し、環境と経済の好循環を生み出していく」に「するとともに、自然環境の再生を図り」を挿入し「農林水産業が生態系に与える正の影響を伸ばしていくためには負の影響を低減するとともに自然環境の再生を図り、環境と経済の好循環を生み出していく」 理由:ネイチャー・ポジティブの実現のためには自然・生物多様性の再生が不可欠であるので明記する。	ご指摘の箇所は、農林水産業の正と負の影響に着目した 記述ですが、ご指摘の自然環境の再生を図る旨について は、Ⅲ2(2)でネイチャーポジティブについて言及するなど 全体として取り入れておりますので、原案のままといたしま す。
8	農林水産業は様々な生物と密接に関係していますが、生物は農林水産業がなくても独自に生息、繁殖しますし、農林水産業が生物に負の影響も与えることがあります。そのため、「農林水産業を通じて様々な生きものを育むことで」という書き方は間違いではないものの正確ではないと考えます。そこで、「農林水産業は、環境と調和を取りながら事業活動を行なうことで」など、書き方に工夫が必要と考えます。 同様に、(1)の本文5行目の「生物多様性を保全し」も「生物多様性の保全にも貢献し」といった書きぶりが良いと考えます。	ご指摘の箇所は、農林水産業が生物多様性に対して有する正と負の影響の双方があることを示したものであり、原 案のままといたします。
8	「我が国の農山漁村における豊かな生物多様性と生態系サービスを保全する。」に「生物種が存在する質の高い」を挿入し「我が国の農山漁村における豊かな生物種が存在する質の高い生物多様性と生態系サービスを保全する。」 理由:望ましい「生態系サービス」の形容としては「豊かな」より「質の高い」が適切と考える。	「豊かな」には、生物種の数のみならず、質の高さなどの 多種多様な概念が含まれていますので、原案のままとい たします。
8	農林水産業が生物多様性に正と負の双方の影響を与えるのは戦略に書かれており高く評価するところでございますが、このタイトルにも明記すべきであると考えます。案として「農林水産業による地球環境への影響を低減し保全へ貢献する」が良いと考えます。	ご意見を踏まえ、修正いたします。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
10	理由:政策手法のグリーン化には、政策・施策による負の影響の有無・程度の検証を行う、修正するためのPDCAサイクルが不可欠であることを明記しておく必要がある。 (2件)	生物多様性に限らず、各施策の推進に当たっては、事業評価、政策評価において、政策効果を把握するとともに、政策の必要性・効率性・有効性等を評価し、見直しや改善を図ることとしておりますので、原案のままといたします。
10	理由: GBFターゲット18並びに19に関しては、目標数値が高いため、各省がしっかりと対策をとっていくべきである。農林水産省主導で実施している補助金は多数存在し、主管庁とも連携しながらそれらの見直しをするなどの施策を講じるべきである。	施策について、対応する昆明・モントリオール生物多様性 枠組の関連ターゲットを記載しておりますが、ターゲット18
10		ご指摘の内容については、みどりの食料システム戦略の 記載を踏まえ、本戦略の各箇所に記載をしているところで す。そのため、原案のままといたします。
16	みどりの食料システム戦略における化学農薬使用量(リスク換算)の低減目標について、殺虫剤や除草剤が化学農薬に含まれること、生物種へのリスクを低減していくことを明確にすべき。 また、生態系への悪影響が少ない新規農薬等の開発を明記すべき。 (3件)	化学農薬には殺虫剤や殺菌剤、除草剤などが含まれることが広く知られておりますので、原案のとおりといたします。また、一般的に化学農薬は、主に自然界にはない化学物質を原料とし、何らかの形で環境負荷となりうることから、みどりの食料システム戦略においては、従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発等により、化学農薬の使用によるリスクを低減する目標を掲げました。この目標は特定の生物種や生態系へのリスク・影響に限定されたものではないため、原案のままといたします。
16	施策一覧には、目標として「2030年までに10%減」が表記されているが、本文中には説明が無いので、2050年目標との関係とともに説明が必要と考える。化学肥料についても同様に目標値の説明が必要。	本文では、おおむね今後10年間を見通した上での課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後5年間程度における具体的な施策を示しております。施策一覧は、当面の施策や直近の目標値を一覧化したものであり、各目標値等を本文には記載していないため、原案のままといたします。
16	農薬の登録に当たっての審査において、影響を検証する対象の種を広げていくことを記載すべき。	農薬の登録に当たって、生活環境動植物等への影響評価 は環境省が行っておりますので、頂いた御意見は環境省 にも共有させていただきます。
17	有機農業の推進を強く進めてください。	引き続き有機農業の推進を進めてまいります。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
18	「水と生態系のネットワーク」は、論理的に適切な表現と言えないので、「生態系ネットワーク」と	ご意見を踏まえ、当該箇所の一連の表現を修正いたします。
18	渡り鳥の生息環境維持のために農村環境を保全するとありますが、生息に適した環境でなければ将来にわたって維持することはできません.「水田などの農村の環境を保全することが重要」とした方が良いと考えです.	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「水田などの農村の環境を <u>適切に</u> 保全することが重要」
10	水と生態系のネットワーク確保については、連結性のみに焦点を絞らず、サイトにおける生物相の状況に応じて適切な処置・工法を検討・選択するべきである。農業インフラの整備における生物多様性保全の主流化に向けて、下記事業における生物多様性毀損リスクを分析し、生物多様性に配慮した整備工法に関する記載を充実させるべきである。 多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、農業農村整備事業、水利施設等保全高度化事業(水利用調整事業)	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「具体的には、ほ場整備事業などの基盤整備において、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワーク保全のため、地域全体を視野に入れて、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、その生活史・移動経路に着目・配慮した <u>魚道やビオトープなどの生態系配慮施設の</u> 整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進する。」
19	水田,水路等の環境変化は生物に大きな影響を与える場合があることから,「生物多様性に配慮する視点が重要である」のはその通りですが,もう一歩踏み込んで,「生物多様性に配慮することとする」とすべきであると考えます.	ご意見を踏まえ、「生物多様性に配慮する <u>こと</u> が重要である。」に修正いたします。
19	地域固有の生態系に即した保全対象種を設定した活動をすることには賛成しますが、対象種の選定の際には「地域の生物多様性保全を目的に」地域固有の生態系に即した保全対象種を 選定する必要があります。	ご指摘の箇所は、生態系ネットワークの保全のため、施設整備において地域固有の生態系を考慮することについて記載しており、ご意見の主旨は含まれていることから、原案のままとします。
19	畜産の問題(水の大量使用、森林破壊、CO2排出他)の解決に向け、研究されている方法は、 昆虫食、植物肉、ゲップを減らす方法、家畜改良などです。 長年、研究や技術開発をもっていても、畜産の問題はいまだ解決されていません。 家畜については、日本、世界の生産量、消費量、輸出量など取引量は基本的に右肩上がりで 増えています。 食糧不足、タンパク質不足を補うためというだけではなく、地球環境を守るために、ゲップを減ら す研究などではなく、根本的に、世界全体として、日本全体として、家畜の数を減らす数値目標 を立て、野菜、果物、植物工場、代替肉、新たな人工タンパクの研究等の割合を増やし、畜肉 はこれ以上増やさないという目標を掲げていただきたいです。	畜産業は飼料・家畜・堆肥という循環サイクルの形成や農村の維持・活性化等にも貢献する国民経済に不可欠な産業です。畜産業を持続的な産業とするために、「みどりの食料システム戦略」等に沿って、温室効果ガス排出を抑制する飼料等の開発や利用のほか、飼養管理の改善、堆肥の循環利用システムの構築、国産飼料の生産や利用拡大などを推進していきます。なお、農林水産省では需要に応じた畜産物の生産目標を設定しており、概ね5年毎に見直しを行っています。引き続き需要に応じた畜産物生産を推進していきます。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
20	都市農業の推進において、以下を追記する。 「都市農業における水とみどりの空間、特に水田は温暖化による都会のヒートアイランド現象の 緩和に役立つ。」	ご意見のとおり、都市農地はヒートアイランド現象の緩和機能を有していることから、以下のとおり修正いたします。⑤都市農業の推進【ターゲット12】都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでなく、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供する役割や、子どもから大人まで市民農園として農業体験ができる空間や身近に生きものとふれあえる空間を提供する役割、災害に備えたオープンスペースを確保する役割のほか、都市の緑として、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の保水、地下水の涵養、生物多様性を保全する役割などを果たしている。こうした多様な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるような都市農業を推進する。
27	時の対応と責任についても記載すべきです。	ご意見のとおり、漁具の流出を抑制することも重要と考えており、37ページに「海洋プラスチックごみ問題対策の一環として、漁業に伴って生じる廃棄物の適正処理の徹底のため、漁業者等による漁業系廃棄物の計画的処理を推進する」と記載しております。
31	「海洋環境と隔離された閉鎖循環式陸上養殖の導入により、海洋環境への負荷軽減が可能な養殖の展開を図るとともに、養殖場において、薬剤耐性菌の発生による悪影響を回避するため、事業者が必要な対策を実施するとともに、抗菌剤に頼らない持続的な養殖生産体制を推進する。」の記述について。 1) 現在の記述では、閉鎖循環式陸上養殖を行うことによって問題が解決するように読める。しかし、閉鎖循環式陸上養殖の場合でも、河川等への排水による汚染が懸念される。また、地下水の汲み上げなどによる地盤沈下や地下水位の低下など、環境への悪影響も懸念される。これらの問題点を記述しておくべきである。 2) 閉鎖循環式陸上養殖施設が、災害等により破損し、養殖魚等が環境中に放出されることが懸念される。この点についても留意すべきである。	閉鎖循環式陸上養殖等の新たな養殖方法を取り入れた陸上養殖については、「内水面漁業の振興に関する法律」 (平成26年法律第103号)に基づく届出養殖業に規定することとしており、養殖場の所在地や養殖方法などの実態を把握することにより、陸上養殖の持続的かつ健全な発展に努めていくこととしています。
31	近年、鮮魚売り場で「養殖」の魚が増えていることに気がついてから、安全性が気になって、天 然の魚を選ぶようになりました。 養殖は、海であれ、陸であれ、自然環境を汚染します。薬をつかうより天然の魚の住み心地を 考えてエシカルな政策を練るべきです。	養殖については、「持続的養殖生産確保法」(平成11年法律第51号)に基づき、養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図っております。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
32	1. 鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進 鳥獣被害の軽減には、野生動物の住み家と人の生活圏の境界である里山の整備が重要なので、農地に隣接した緩衝地帯の整備による生息環境管理と防護柵の設置を重点的に行ってください。それを実施してもなお被害が防げなかった場合にのみ、鳥獣の生息密度を適正に保つための個体数整備を行うことを明記ください。また、状態目標または行動目標に、生息環境整備および防護柵の設置を設定ください。 捕獲鳥獣の食肉等としての利活用は、獣害対策の本筋ではありません。獣害対策を行う(殺す)なら、食肉等に活用すべきだという風潮を危惧しています。殺した鳥獣を利活用しないのは、目的が獣害対策だからです。獣害対策は猟ではありません。獣害対策と食肉等の利活用は切り離して考えるべきです。獣害対策を行ったうえで余力があるなら利活用を行うのは望ましいですが、利活用に費用や人材などのリソースが奪われて、本来の対策ができないようでは本末転倒です。何を優先すべきか、きちんと明記してください。	で指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 P33 第1段落 野生動物は基本的に臆病で人をおそれる生きものであり、農地に接する藪(やぶ)などを隠れ場所として農地に侵入する。鳥獣被害を防止するには、人と野生動物が適度な距離を保ち、適切な関係が構築できるような生息環境管理を行うことが重要である。このため、対策を行う際には、被害防除や個体数調整と併せて総合的に取り組む必要がある。 P33 第3段落 特に、近年、増えすぎたイノシシ、シカなどの野生動物による農林業に対する被害は深刻化し、生物多様性保全の脅威ともなっており、個体数調整を実効あるものにするために、鳥獣被害対策実施隊の設置推進等による捕獲の担い手の育成・確保や、活動支援による捕獲体制の強化、各都道府県、市町村が連携して取り組む広域捕獲、ICT等新技術を活用した対策の推進、野生動物管理等の専門的知見を有する人材の育成、など被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強化を図る。併せて、捕獲した鳥獣について地域の資源として有効活用するよう、焼却処分施設の整備、販路開拓や商品開発等による捕獲鳥獣の食肉等としての適正な利活用の促進、捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成などを推進する。
22	2. 野生鳥獣による森林被害対策の推進 シカ等による下層植生の食害・踏みつけは、地域の生物多様性を著しく低下させている危機的 状況です。国有林の針葉樹を広葉樹に変換する面積等を目標に設定ください。広葉樹への変 更の際には、シカの餌場とならないよう対策してください。	林野庁においては、「森林・林業基本計画」や「国有林野の管理経営に関する基本計画」に基づき、自然環境の保全等の公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然条件等に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導するなど、適切かつ効率的な国有林野の管理経営を実施しています。当該戦略案においても、育成単層林を育成複層林へ誘導することを掲げているところです。 国有林野においては、今後とも、野生鳥獣被害防止のため、地域の特性に応じて、シカ等の捕獲や被害防除(防護柵の設置等)等の対策を総合的に推進していく考えです。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
34	動を制限することも議論ください。トドを殺さないと食べられない海産物ならいりません。	漁業に被害を及ぼす野生動物については、これまで有害生物漁業被害防止総合対策事業により対象となる野生動物の生態調査等を実施して適正な管理に向けた科学的な情報及びデータ収集に努めております。また、トドに関しても水産庁が策定した「トド管理基本方針」に従って、科学的根拠となる来遊頭数や生態に関する情報及びデータに基づき漁業被害の低減に資する捕獲頭数を定めた上でトドの適正な個体数管理を実施するための取組みを行っています。なお、水産庁は、令和6年度に現行の「トド管理基本方針」を見直すこととしており、次期基本方針の策定のため、学識経験者、行政等が一体となり「トド管理検討会」を設置し、科学的な根拠に基づく適正なトドの個体数管理に向けた検討を行っているところです。
24	3. 野生生物による漁業被害防止対策の推進カワウへの対策の実施はやむを得ないと考えますが、その効果測定を行なうことと、カワウの個体数モニタリングと将来の個体数予測を行い、個体群の維持に影響がないように配慮することも必要ですので、その旨を記載する必要があります.	内水面水産資源に被害を与えるカワウの個体数管理については、引き続き環境省と連携し、継続的なモニタリングと個体群の評価を行います。
35	水産業への被害等の防止について、外来種に頼らない生業のあり方検討に賛成しますが,本文6行目を「当該湖沼においては逸出に注意するとともに,関係機関と協力して」検討を進め,検討中に周辺流域に影響を与えないように配慮する必要があります.	オオクチバスの第五種共同漁業権の対象となっている湖沼については、逸出しないよう十分な対策を講じていることを確認した上で飼養等の許可を行っております。引き続き、環境省と連携し、逸出対策が十分であることの確認を行いつつ、オオクチバスに頼らない生業のあり方の検討を進めてまいります。
- 25		「④外来生物の定着等の防止」において、外来生物対策は、そこに携わる多様な主体の連携が重要であることから、「生態系被害防止外来種リスト」等を活用し、関係省庁、地方自治体、事業者、NPO、国民等の様々な主体に対し、外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることを記載しています。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
36	食品企業における 持続可能性に配慮した輸入原材料調達について、具体的に企業に対して何を求め、農林水産省としてどうサポートするつもりなのかが不明確である。持続可能な調達には、原材料の生産現場(農園など)までのトレーサビリティ確保が必要不可欠であるものの、国レベルまでしか追えていない原材料がたくさんある。まずはトレーサビリティを確保しなければ2030年までに、持続可能な調達を達成することは到底不可能と考える。	農林水産省は、「みどりの食料システム戦略」において、「2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す」こととしております。食品企業の輸入原材料に係る持続可能性の配慮については、扱う原材料の種類や輸入先、企業の業態等により配慮すべき点が異なることから、具体的な取組については、各企業の判断によって行っていただきたいと考えております。トレーサビリティの確保は重要であると認識しており、例えばカカオ豆等については、実態調査を行うとともに、カカオ豆については主要輸入先であるガーナの組織と連携し、トレサビリティ及び持続可能性の確保のための取組を行っております。
36		食品企業の輸入原材料に係る持続可能性の配慮については、扱う原材料の種類やその業態等により配慮すべき点が異なることから、各企業の判断により取組をしていただきたいと考えております。 御指摘の点につきましては、「みどりの食料システム戦略」において設定されている目標であり、今回修正することはいたしませんが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
37		第2段落に記載しているプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、回避可能なプラスチックの使用は合理化した上で、必要不可欠な使用については再生素材や再生可能資源に適切に切り替え、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー回収利用を図ることで、プラスチック資源循環を促進することとしており、ご趣旨の点は、第2段落、3段落の記載に含まれております。
39		おり、その評価結果について、広く周知をしてまいります。
44	第3段落に地域や企業,NPO等との連携について触れられていますので,30by30を活用し,な ど実施の方法についても触れていただきたいと考えます.	実施の方法について、関連施策一覧(P68)に関連施策の 内容、事業名等を記載しています。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
18、45	「水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進【ターゲット11】」、「森里川海を通じた生物多様性保全の推進【ターゲット10、11、12】」は、いずれもターゲット2(劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く)」、「ターゲット3(陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全(30by30目標))」にも大きく貢献するものです。ターゲット2、3を加える必要があります。	ご指摘のとおり、各施策は様々なターゲットと関連しうるところ、関連するターゲットの記載については、最も関係が深いと思われるものを付記していることから、原案のままといたします。
		基盤整備等事業を実施する際には、専門家による調査が行われていることから、ご意見を踏まえ、「このため、地域での合意形成を図りつつ、 <u>専門家の意見を踏まえて</u> 生物多様性保全に即した基盤整備を推進するとともに、」に修正いたします。
46	これり、本文の後に設けられたコノムで言及されるにここまりていまり。 「排水炼設敕借」た削除し「中人ぼがした今か流水治水の取組竿」というとうに「中人ぼが	ご意見を踏まえ、「・・・必要不可欠であり、頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や「田んぼダム」などの流域治水の取組等により農業・農村の強靱化を推進する。」に修正いたします。
46	生態系を活用した防災・減災の推進に以下を追記。 「自然の湿地は水害等の自然災害の緩和に役立つ。もともと湿地であった場所を埋め立てて 作った農地で、現在耕作が放棄されているような農地は湿地に戻す。」	生態系を活用した防災・減災を推進する上で、農林水産省としては、排水施設整備・ため池対策や「田んぼダム」などの流域治水の取組等により農業・農村の強靭化を推進しているところです。なお、農地については、農業上の利用が行われることが基本であるとの考えの下、農業生産利用に向けた努力を払ってもなお農業上の利用が困難である場合には、粗放的な利用等(ビオトープ等)を検討しているところです。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
47	「遺伝資源が有する、(中略)特性情報やゲノム情報の付与による利用のための調査研究を進めることが不可欠である」のような記載があるのは気がかりです。人工的にゲノム編集をすることは、農薬に限らず、農林水産物全てに使用しないでください。生物の循環を壊すことになりかねません。 48、49ページの記述について、専門家の意見は信用が置けません。遺伝子組換えもゲノム編集も全て、自然の摂理に反するものです。一切禁止すべきです。	ないことが確認されたもののみ、栽培や流通等が認められる仕組みを導入しております。 また、遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集農林
	遺伝子組換え農作物の栽培面積について、「栽培面積は年々増加している」とあるが、ISAAAの報告では2018年がピークであり、2019年には栽培面積は減少している。2020年以降の栽培面積については公開されていない。したがって「栽培面積は年々増加している」部分を削除すべきである。	ご意見を踏まえ、「その栽培面積は <u>増加傾向にある</u> 。」と修 正いたします。
49	ゲノム編集生物についても,遺伝子組み換え作物と同様の配慮が必要です。	遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集農林水産物等について、生物多様性の確保の観点から確認するに当たっては、当該生物を使用した場合に生物多様性影響が生ずる可能性に関する考察を求めており、具体的には、「競合における優位性」「捕食性又は寄生性」「有害物質の産生性」「交雑性」など、遺伝子組換え生物等における生物多様性影響評価と同様の項目について、確認しています。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
49	ゲノム編集農作物等について、 1) 開発者から提供された情報のすべてを公開すべきである。 2) 「農林水産省Webサイトで公開する仕組みを構築している。」とあるが、現状では届出は任意であるため、ここでいう「仕組みの構築」は充分なものではない。したがって、「すべてのゲノム編集農作物等について」届出を義務づけるべきである。 3) すべてのゲノム編集農作物の届出に際して、遺伝子組換え作物と同等の生物多様性評価を義務づけるべきである。	ゲノム編集技術の利用により得られた生物の取扱いについては、生物多様性への影響の観点から、中央環境審議会の下の専門委員会等において検討が行われ、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうち、細胞外で加工した核酸を移入していない又は移入した核酸又はその複製物が残存していないことが確認されたものは、カルタヘナ法の規制の対象外と整理されたところです。しかしながら、同法の規制の対象外とされた生物についても、ゲノム編集技術の新規性等を考慮し、生物多様性の観点から、使用者等に対し、使用に先立って生物の形質や用途、生物多様性への影響の可能性等について情報提供を求めることとされたところです。当該検討の経緯を踏まえ、遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集農林水産物等については、その生産・流通に先立ち、生物多様性への影響については、専門家の意見を伺いながら、農林水産省が問題がないことを確認した上で、開発者から情報はためよ、情報提供された情報は、企業の知的財産や氏名などの個人情報等に係る情報など、公表された場合に特る情報は除きます。いただいた御意見については、環境省とも共有させていただきます。
	ゲノム編集について、下記のように修正すべきである。 修正案:「ゲノム編集農作物等の情報提供:ゲノム編集農作物等について、その生産・流通に 先立ち、生物多様性への影響について、問題ないことを確認した上で、情報提供を受け付け、 すべての情報を公表」	情報提供された情報は、企業の知的財産や氏名などの個人情報等に係る情報など、公表された場合に特定の者に不当な利益または不利益をもたらすおそれのある情報を除き、農林水産省のWebサイトに公表していますので、原案のままとさせていただきます。
50		生物多様性の評価手法を開発することは重要であり、ご指 摘は今後の施策の参考とさせていただきます。
51	はよろしいかと仔します。	「見える化」の手法として情報収集してまいります。
54	農林漁業者について、農林漁業者の皆さんには、それぞれの生業が地域の生物多様性にどのように関わっているのか、正負の効果それぞれを知っていただく機会を提供することを記載してください。また、その効果の程度を自ら把握、評価できるような手法を学ぶ機会の提供についても記載してください。	ご意見を踏まえ、「国や地方自治体の各種計画を尊重するとともに、生産活動による生物多様性への影響を理解し、」と修正いたします。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
55	これまで、地域で連携が求められ、また、シナジー効果(相乗効果)が期待できると考えられる場合であっても、施策が独立で取り組まれ、連携に向けた具体的協議が必ずしも十分に行われてこなかったところがあります。参議院農林水産委員において、「みどりの食料システム法案」に対し、「農林漁業において、多面的機能の発揮の一層の促進を図るため、生態系ネットワークの形成に向けて、農林水産省はもとより関係府省の密接な連携を図るとともに、既存の交付金制度等を通じた農林漁業者等への十分な支援に努めること。」との附帯決議がなされました(参議院農林水産委員会令和4年4月21日)。本改定案「II.現状と課題」等に示されているとおり、農林水産業の基盤であり、社会・経済の土台である生物多様性が、危機的な状態にあります。SDGsの実現、昆明・モントリオール生物多様性枠組で世界が新たに掲げた「2030年ネイチャーポジティブ」、そしてあと20数年しかない「2050年自然共生社会」を実現するため、河川を所管する国土交通省水管理・国土保全局、生物多様性の保全に関することを全般的に所管している環境省を始めとする関係省庁、地方自治体、NPO・NGO等との、地方農政局等の地方組織レベルでの密接な連携の推進をお願いいたします。	ご指摘のとおり、関係省庁間、また地方組織レベルでの連 携は大切と考えており、引き続き連携を図ってまいります。
55	政府の部分に以下を追記。 各取り組み主体がこれらの取り組みを持続的に進められるように、資金提供を含めた支援を行う。 理由:特に環境NGO等は活動のための人的・財政的資源が安定的に確保できることで目標達成に向けた持続可能な活動が行える。	主体的な行動も促すこととしており、原文のとおりといたし
56	化学農薬の生物多様性へのリスク評価方法の確立を施策として盛り込むべき。	農薬の登録に当たって、生活環境動植物等への影響評価 は環境省が行っておりますので、頂いた御意見は環境省 にも共有いたします。
56	化学肥料の低減や有機物の循環利用の事業名等に「家畜排せつ物法」を追記する。 理由:現行の関連法令	ご指摘いただいた家畜排せつ物法については、「④生物多様性をより重視した畜産業の推進(家畜排せつ物の利活用の推進)」の部分に記載しております。
57	有機農業等の環境負荷の軽減を重視した農業の推進の関連施策の「有機農業実践技術の普及と次世代技術の確立」に「・有機農業の環境負荷の検証と影響低減方法の確立」を追加する理由:有機農業においても環境負荷は存在し、生物多様性への影響の大きいものもあるので、検証と対策は必要	本項目については、環境負荷の少ない有機農業を普及するために技術の普及などを進めていくという施策を例示しているものであり、細かい技術内容については記載していません。なお、農林水産省では、有機農業の生物多様性保全効果等を評価しており、引き続き、評価結果も踏まえながら、有機農業の推進を進めてまいります。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
57	生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及に下記を追記する。 関連施策として:自然再生技術の開発と普及 関連施策の内容(目標)として: 農業用水路の魚道設置や小動物の脱出路、江の設置などの生物への影響低減や自然再生 技術を開発し普及する 理由:劣化した農地環境においてネイチャー・ポジティブを実現するために必要	環境に配慮した農法の推進について、「冬期湛水や中干しの開始時期を遅らせるなどの水管理技術の情報収集・提供」としており、ご指摘の内容を含むものとなっています。また、「水田や水路、ため池等の水と生態系ネットワークの保全の推進」の項目にもご指摘の内容を含んでおります。
57	スマート農業技術の開発を下記のとおり修正。 ・AI等を用いた早期・高精度な発生予察の確立や効率的 <u>かつ生物への影響の少ない</u> 農薬散布技術や環境保全に焦点を当てたスマート農業技術の開発等を推進 理由:スマート農業においてもネイチャー・ポジティブの方向性を明記する	当該施策「AI等を用いた早期・高精度な病害虫発生予察による効率的な農薬散布など、環境保全に資するスマート農業技術の開発等」における前半部分については、生物多様性の保全を含む環境保全に資するスマート農業技術の一例を記載しているものですので、原案のままといたします。
57	スマート農業技術の開発に以下を追記。 ・AIを用いた生物との共生技術の開発推進 理由:ネイチャー・ポジティブへの技術開発を行う	当該施策「AI等を用いた早期・高精度な病害虫発生予察による効率的な農薬散布など、環境保全に資するスマート農業技術の開発等」における前半部分については、生物多様性の保全を含む環境保全に資するスマート農業技術の一例を記載しているものですので、原案のままといたします。
18, 57		本項に記載の内容は、対象が土壌微生物に限らないことや、手法が土づくりに限らないことから、ご意見も踏まえ、本項と施策一覧のタイトルを「生産力向上と生態系の保全を両立する土づくりや水管理技術の推進」と修正いたします。また、同様の背景から、本項本文一段落目を「土づくりの後退や過剰な農薬・肥料の使用は、土壌の劣化や地力の低下に加え、地域の生態系の攪乱を招き、持続的な農業生産にも支障をきたすおそれがあるため、土づくりの励行、効率的・効果的な施肥、防除に努め、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うことが重要である。」と修正いたします。
57	生産力向上と土壌微生物相の保全を両立する土づくりの推進の内容(目標)の「冬期湛水や中干しの開始時期を遅らせるなどの水管理技術の情報収集・提供を「冬期湛水や早期湛水、中干しの開始時期を遅らせる、排水栓管理の適正化などの水管理技術の情報収集・提供」とする。 理由:具体例として、早期湛水や冬季の排水栓閉鎖による雨水保持を追記する。早期湛水は、緑肥利用との親和性も高い。 (2件)	本記載内容は環境保全型農業直接支払交付金において支援をしている代表的な水管理技術を記載しています。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	(草地の整備・保全・利用の推進)において、本文P20に循環農法と草地についてのコラムも含めて記述があるので、施策一覧にも内容・目標は記述できないか。 理由:本文にもあるように畜産業と草地経営は地域の循環農業との関係性を作ることができる。	ご指摘いただいた畜産業と地域の循環農業の関係性については、「④生物多様性をより重視した畜産業の推進(家畜排せつ物の利活用の推進)」の部分に記載しております。 また、公共事業において草地整備と一体となった家畜排せつ物処理施設の整備も支援しているところです。 これらの内容については既に戦略に記載していますので、新たな追記は行いませんが、ご意見として今後の施策の参考にさせていただきます。
	管理による漁業資源・生物多様性保全の推進」を追記する。 また、本文 P32(内水面の保全の推進)の節においても、本川と灌漑水路など接続水系との一体的な保全措置が必要なことを記載する。	内水面水産資源の生息環境の保全については、内水面漁業の振興に関する法律に基づく内水面漁業の振興に関する基本的な方針に「水田と河川との連続性に配慮した排水路等の整備や、各種技術資料の作成・技術情報の提供を通じた技術的支援を行うこと等により、自然との共生及び環境との調和に配慮する」と記載されております。
72	「ゲノム編集:狙った遺伝子を意図的に変化させることにより、品種改良のスピードを速めたり、従来では困難であった品種を開発できる育種技術の一つ。」の記述について下記のように修正すべきである。 修正案:「ゲノム編集:狙った遺伝子を意図的に変化させる遺伝子操作技術であるが、オフターゲットなど予期せぬ異変を伴う危険性がある。また、いわゆる突然変異では起こりえない、エキソンの削除が行われるなど、従来の育種技術とは異なる技術である。」	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「狙った遺伝子を意図的に変化させることにより、品種改良のスピードを速めたり、従来では困難であった品種を開発できる育種技術の一つ。 <u>目的外の遺伝子(オフターゲット)を切断する場合もあることが報告されているが、従来の品種改良でも起こるものであり、また、その可能性は低いことから、万が一、目的以外の遺伝子を切断したとしても、従来の品種改良と同様に目的以外の変異がないものを選抜して利用。</u> 」
-	理由:IV関連施策に示されている130近くの施策のうち、数値目標が記載されているのは4分の 1程度にしか過ぎない。関連施策の内容(目標)にある、「推進」「実施」「支援」だけでは見直し の際に適切な評価ができず、達成したかどうかの判断がつきにくい。加えて、GBFの下で検討	本戦略では、IVにおいて、各推進方向に関連した農林水産省の施策を示しており、その中で、生物多様性に関係する成果目標を設定し、昆明・モントリオール生物多様性枠組との対応関係を示すとともに、可能なものについては直近の目標を記載しております。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
-	都市部に住んでいると気候変動に対して生物多様性の保全の必要性を感じられず、軽視しているのではないかと思います。 企業や行政がさらに発信していく必要があります。 特別区で連携し生物多様性地域戦略を策定することを願います。	こ指摘の目治体間連携は都市部含め重要であり、「V.実施体制を強化する」において、関係省庁を始め民間企業、地方自治体等の多様な主体が、互いに連携しつつ主体的に行動することを促すために求められる役割を記載しており、地方自治体の取組についても、「関係する自治体同士で役割を分担し、密接に連携することが望まれる」と記載しております。
-	生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築および生物多様性への理解の 醸成と行動変容の促進の一環として、菜食の促進や代替肉の推進を盛り込んでいただきたい	今後増大が見込まれタンパク質源等の需要や、気候変動、生物多様性保全など地球環境への負荷低減に対応するためには、食料を効率よく持続可能な方法で生産することが必要です。 そのため、植物や昆虫などの様々なタンパク質源を活用した食品等の開発・販売やICT等を用いた畜産・養殖業の環境負荷低減への取組などを進めています。 これらの取組により地球環境の負荷低減とタンパク質源等の食料供給の増大の両立を図っていきます。
	アニマルウェルフェア 鶏の平飼いの卵は、鶏にとってもストレスが少なく、実際にとても美味しいです。	我が国においては、バタリーケージを含む多様な飼養方式で鶏が飼養されており、飼養方式それぞれにおいてアニマルウェルフェア上のメリット・デメリットがあると考えています。アニマルウェルフェアは、家畜を快適な環境下で飼育し、家畜のストレスや疾病を減らす取組であり、国としても、その推進は重要だと考えており、今後とも、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理を普及・推進してまいります。
-	食品廃棄物の利用については、ナトリウム、塩素、硫黄の土壌における増加について気を付けるべきと考える。	ご意見として承ります。
-	合成生物学や細胞農業、精密培養、フードテックなど新しいバイオテクノロジーに関する記述がない。新しいバイオテクノロジーが生物多様性にどのような影響をもたらすのか予測できない部分が少ない。したがって「新しいバイオテクノロジーについては予防原則に基づき慎重に進めるとともに、ホライゾンスキャニングなどの手法で得られるあらゆるリスクについても配慮すべきである」と記述すべきである。	境への負荷低減を実現することを目指しており、新しい技

資料4

戦略見直しの背景

【背景】

- SDGs (持続可能な開発目標) の採択
- 自然資本を生み出す生物多様性の価値に対する認識の広がり。一方で食料システムが生物多様性の喪失に最大80%寄与との指摘。
- ビジネスと生物多様性の関係性が強まる (G7「2030自然協約」、TNFD発足)

【生物多様性を取り巻く新たな目標】

- 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の 両立を図る「**みどりの食料システム戦略**」の策 定(2021年5月)
- CBD・COP15において、2030年を目指した新たな世界目標「昆明・モントリオール生物 多様性枠組」の採択(2022年12月)



今後10年間を見通した農林水産業における 生物多様性の課題と施策の方向性を示す ビジョンが必要



図: https://www.naturepositive.orgより

2030 ビジョンと基本方針

2030ビジョン

農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

基本方針

- (1)農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全
- (2)農林水産業による地球環境への影響の低減と保全への貢献
- (3) サプライチェーン全体での取組み
- (4) 生物多様性への理解と行動変容を促進
- (5) 政策手法のグリーン化 (6) 実施体制の強化

施策の方向性

(地球環境)

生物多様性や気候変動等の**環境課題を一体的に捉え**、国内外の**多様な主体と協働で**取り組む (サプライチェーン)

サプライチェーン全体での理解・行動とコスト負担を通じた**生物多様性の主流化** (農業)

生物多様性保全をより重視した農畜産業、生産技術

(森林・林業)

森林の有する多面的機能の発揮に向けた**適切な森林の整備・保全と持続可能な利用** (水産)

海洋環境の保全・再生、資源管理の推進、生物多様性に配慮した水産業

(野生生物)

農林水産業や生態系等への鳥獣等被害防止対策と外来生物対策

(資源循環)

生物多様性に配慮した調達・流通・消費と資源循環の構築

(理解醸成と行動変容)

食育や体験を通じた**理解の醸成、持続可能な生産消費**の促進

(農林水産空間)

農山漁村の活性化、田園や里地里山里海を通じた保全、景観・防災等**公益的機能の発揮** (遺伝資源)

有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用、多様性の確保

(調査研究と見える化)

生物多様性の**評価手法**、保全の取組の**見える化、ESG金融や企業評価**への活用







農林水産省生物多様性戦略 (改定案)

平成19年7月決定平成24年2月改定

農林水産省

目 次

[I. はじめに] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
Ⅱ. 現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)農林水産業の基盤となる生物多様性の重要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 生物多様性の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 生物多様性や生態系サービスを育む農山漁村の重要性と課題 ・・・・・・・・・
(4) 農林水産業による正の影響と負の影響 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5) サプライチェーン全体における生物多様性の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅲ. 2030 ビジョンと基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・8
1. 2030 ビジョン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)農山漁村における生物多様性と生態系サービスを保全する ・・・・・・・・・・・・・ 8
(2)農林水産業による地球環境への影響を低減し保全へ貢献する ・・・・・・・・・・・・・・
(3) サプライチェーン全体で取り組む ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 生物多様性への理解と行動変容を促進する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5) 政策手法をグリーン化する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(6)実施体制を強化する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
IV. テーマ別方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
($oldsymbol{1}$)複数の地球環境課題の同時解決を目指す ・・・・・・・・・・ $oldsymbol{1}$
(2)気候変動と生物多様性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(3)世界の森林生態系保全・再生への貢献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する・・・・・・・・・・・・
(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する ・・・・・・・・・・・・・ 1
1) 農業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
①生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 ・・・・・・・・・・・・・・1
(化学農薬のリスク低減等)
(化学肥料の低減や有機物の循環利用)
(有機農業等の環境負荷の軽減を重視した農業の推進)

②生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及 ・・・・・・・・・・・・17
(農薬・肥料等による環境負荷を軽減する技術の開発・普及)
(生産力向上と生態系の保全を両立する土づくりや水管理技術の推進)
③水田や水路、ため池等からなる生態系ネットワークの保全の推進 ・・・・・・・・・18
④生物多様性保全をより重視した畜産業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・19
(国産飼料の増産・利用のための体制整備)
(家畜排せつ物の利活用の推進)
(草地の整備・保全・利用の推進)
⑤都市農業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
2) 森林・林業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
①森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全 ・・・・・・・・・・・・・・22
(多様で健全な森林の整備)
(天然林や希少野生生物等への対応)
(国有林野における広範囲できめ細かな森林生態系ネットワークの保護・管理)
(保安林による森林の公益的機能の発揮)
(森林所有者に対する森林管理の働きかけ)
②生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用を通じた貢献 ・・・・・・・・・・24
(森林施業における生物多様性への配慮)
(国内の森林資源の持続的な有効活用)
3) 水産業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
①海洋環境の保全・再生の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
(藻場・干潟を含む漁場環境の保全・再生)
(海洋プラスチックごみの対策の推進)
②生物多様性に配慮した海岸環境・漁港漁場の整備の推進 ・・・・・・・・・・・・・27
③水産資源管理の一層の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
(新たな資源管理システムの推進)
(国際的な資源管理)
(実効ある資源管理のための取組)
④生物多様性に配慮した漁業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
⑤海洋保護区等の設定・運用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
⑥生物多様性に配慮した栽培漁業、持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進 ・・・・・・33
(生物多様性に配慮した栽培漁業の推進)
(漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産の推進)
(内水面の保全の推進)
4) 野生生物の適切な管理を通じた農林水産業への被害の防止 ・・・・・・・・・・・・・32
①鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・32
②野生鳥獣による森林被害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
③野生生物による漁業被害防止対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
④外来生物の定着等の防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

(外来生物法等に基づく外来生物対策)
(農業、林業への被害等の防止)
(水産業への被害等の防止)
(我が国への侵入防止)
(農林水産業に利用されている外来生物の定着等の防止)
(2) サプライチェーン全体で取り組むことで生産現場を後押しする・・・・・・・・・・36
1) 生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築・・・・・・・・・・・・36
(食料・農林水産業におけるプラスチック資源循環)
(森林の有する多面的機能に配慮した木材等の流通の促進)
(生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援する認証制度等)
(事業系食品ロス削減に向けた取組)
(サプライチェーンにおける金融機関の役割)
2) 生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進 ・・・・・・・・・・・・・・39
(環境保全型農業に対する理解等の促進)
(食育や農林漁業体験の推進)
(持続可能な生産消費の促進)
(農業・農村の役割に対する理解等の促進)
(鳥獣被害対策の理解促進)
(国民参加の森林づくり等の推進)
(内水面漁場・生態系の保全に対する理解促進)
3. 農林水産空間の保全・利用を推進する ・・・・・・・・・・・・・・・42
(1)農林水産空間の保全・利用を担う人材の確保と育成 ・・・・・・・・・・・42
(農村地域における対策)
(山村地域における対策)
(漁村地域における対策)
(2) 農林水産空間の保全・利用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・44
(農山漁村の活性化に向けた対策)
(里山林の継続的利用に向けた対策)
(漁村環境の保全・利用の推進)
(3)森里川海を通じた生物多様性保全の推進 ・・・・・・・・・・・・・・45
(田園地域における生物多様性保全の推進)
(森里川海が一体となった生物多様性保全の推進)
(4) 生態系を活用した防災・減災の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・47
(1)農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進・・・・・・・・・47
(2)遺伝子組換え農作物等の規制等による我が国の生物多様性の確保・・・・・・・・・・48
5. 農林水産分野の生物多様性保全の取組を評価し活用する ・・・・・・・・・・・49

(1)農林水	達空	門	の	生物	勿多	多核	性	こに	係	る	調	査	•	研	究		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 50
	(農業生	態系	₹ <i>0</i>)	生	物	多村	兼性	EKZ	係	る	取	組	0	推	進)																					
	(森林生	態系	₹ <i>0</i>)	生	物	多村	兼性	EKZ	係	る	取	組	0	推	進)																					
	(海洋生	態系	きの	生	物	多村	兼性	EKZ	.係	る	取	組	0)	推	進)																					
(2)農林水	を産る	掙	に	おん	ナる	る生	三物	多	様	性	保	全	の	取	組	の	見	え	る	化																• 51
	(生産物	カにま	3け	る	生华	勿多	多桪	鮏	:保	全	0	取	組	の	見	え	る	化)																		
	(サプラ	イチ	工	_	ンを	シィ	つな	: <	`見	え	る	化	の	推	進)																					
(3)金融や	ビジ	ジネ	ス	がそ	舌月	用て	きご	る	生	物	多	様	性	デ	<u> </u>	タ	提	供	の	検	討		•	•	•	•	•		•			•	•	•		• 52
V.	実施体制	を強	鈋	す	る			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 54
VI.	関連施策	一質	Ĺ	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 56
VII.	用語集		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 71
VⅢ.	参考文献	是一里	包	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 80
参考	資料・		•	•	•	•		•	•	•			•			•		•	•		•	•	•		•		•	•			•	•	•	•	•		• 84

I. はじめに

産業革命以降、経済発展や技術開発により人間の生活は物質的に豊かで便利になる一方、地球規模での生物多様性の損失は前例のない速さで進行しており、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は、限界に達しつつある。

特に、グローバル化の進展によるサプライチェーンの延伸の結果、生産と消費の距離が拡大し、私たちの見えないところで土地利用の変化、収奪的な農業の拡大、野生生物の取引と消費等による環境への負荷が大きくなっている。また、豚熱等の家畜伝染病や新型コロナウイルス感染症等の動物由来感染症が発生し、驚くほどの速さで世界中に感染拡大した。

さらに、気候変動は生物多様性にも重大な脅威として、世界の食料生産や農林水産業の現場に深刻な 影響を及ぼしている。

このため、人間社会が持続的に発展するためにも、人間活動をプラネタリー・バウンダリー(地球の限界)の範囲内に収めることが求められており、特に生物多様性を始めとする地球環境の上に存立する食料生産については、その在り方を見直し、環境、社会、経済に便益をもたらすような、強くてしなやかな食料システムを構築することが急務である。

亜熱帯から亜寒帯までの広い気候帯に属する我が国では、それぞれの地域で、それぞれの気候風土に適応した多様な農林水産業が発展し、地域ごとに独自の豊かな生物多様性が育まれてきた。農林水産業は、気候の安定、水の浄化、受粉、病害虫の天敵、土壌形成、光合成や栄養循環などの生物多様性から得られる様々な生態系サービスに支えられており、今日私たちが利用する様々な作物は、生物の遺伝的な多様性を利用し改良を重ねて得られたものである。農林水産業は地球と人をつなぎ、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動として、地域経済の発展のみならず、地域の文化や景観を支えると同時に、人間と自然の共存を実現し、多様な生物種の生息・生育に重要な役割を果たしてきた。

一方で、現在、我が国の農林水産業は、農山漁村人口の著しい高齢化・減少等による農林水産業の担い手不足と、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、農林水産業の生産基盤の損失や集落消滅の危機が懸念されている。既に一部の地域では、農林水産業や集落の衰退が現実のものとなっている。

このような生物多様性や地球環境問題に対応して、世界的には、平成 22 (2010) 年 10 月に、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (CBD-COP10) が我が国で開催され、生物多様性保全に関する 2010 年以降の新たな世界目標となる戦略計画 2011-2020 及び愛知目標や、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書が採択される等、農業の生物多様性に関する多くの重要な決定がされた。

また、CBD-COP10 に先立つカルタヘナ議定書第5回締約国会合では、名古屋・クアラルンプール補足議定書が採択された。さらに、我が国の提案により、2011年から2020年を「国連生物多様性の10年」とすることが平成22(2010)年12月に国連総会において採択された。

平成 27 (2015) 年9月には、国連サミットにおいて持続可能な開発目標 (SDGs) が採択された。その後、自然資本に関わる目標が他の全ての目標の土台になるとの考え方が示され、自然資本を生み出す生物多様性の価値が広く認識されることとなった。このような認識の広がりにもかかわらず、令和元 (2019) 年5月に公表された「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)

地球規模評価報告書」においては、「自然がもたらすものは世界的に劣化し、自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は過去 50 年間に加速している。このままでは、生物多様性保全と持続可能な利用に関する国際的な目標は達成できず、目標達成に向けては(間接要因に働きかける)横断的な社会変革(Transformative Change)が必要である」と指摘された。

令和2 (2020) 年9月には、生物多様性条約事務局より「地球規模生物多様性概況第5版 (GB05)」が公表されたが、愛知目標の20個の個別目標で完全に達成できたものはなく、2050年ビジョン「自然との共生」の達成のためには、生物多様性の保全に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、生物多様性損失要因への対応、生産・消費の変革等の様々な分野での行動を連携させていくことが必要と指摘された。これを受けて令和4 (2022) 年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議 (CBD-COP15) 第二部において、2030年を目標年とする生物多様性の新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。この枠組においては、生物多様性の保全と持続的な利用等を行いつつ必要な実行手段を提供することにより、生物多様性の損失を停止、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急な行動として、23の目標が定められたところである。

この間、国内においては、「生物多様性基本法」(平成 20 年法律第 58 号)や「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」(平成 22 年法律第 72 号)等関連する法律の制定・改正が行われた。令和4 (2022) 年の昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、2030 年ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けた5つの戦略からなる次期生物多様性国家戦略が策定される。

農林水産省は、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、平成19(2007)年7月に農林水産省生物多様性戦略(以下「本戦略」という。)を策定した。その後、生物多様性に関する関心の高まりや、東日本大震災等からの持続可能な農林水産業の復興を図るため、平成24(2012)年2月に本戦略を改定した。

一方、令和3 (2021) 年5月には、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムを構築するため、2050 年カーボンニュートラルの実現と生物多様性の保全等の環境負荷軽減のイノベーションを推進し、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるための中長期の政策方針である「みどりの食料システム戦略」を策定した。この戦略の実現を図るため、令和4 (2022) 年5月には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。通称「みどりの食料システム法」)が制定された。

さらに、制定から約20年が経過した「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)について、農業構造の変化に加え、我が国の農業を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、検証・見直しに向けた検討が行われているが、食料安全保障上のリスクの高まりと並んで、生物多様性の保全を含めた地球環境問題は、その重要な論点となっている。

生物多様性は持続可能な社会の土台であるとともに、食料・農林水産業がよって立つ基盤である。上述のような国内外の動向を踏まえ、人間と自然の共存を図り、プラネタリー・バウンダリーの範囲内に収まる持続可能な社会の実現に貢献するため、特に食料・農林水産業と生物多様性に着目し本戦略を改定する。

本戦略は、食料・農林水産業を支える自然資本の損失をプラスに反転させ、生物多様性の主流化(生

物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が、国、地方自治体、事業者、NPO・NGO、国民などの様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されること)を促進し、生態系サービスの可視化や生物多様性の価値を金融へ組み込むことで ESG 金融の拡大を図り、我が国の農林水産業の伝統的な知恵を活かしつつ、新たな技術体系の確立と更なるイノベーションの創造等により、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指すものである。さらには、国際的な潮流も踏まえつつ、欧米とは気象条件や生産構造が異なるアジアモンスーン地域に即した生物多様性保全の枠組となることも目指していく。

また、おおむね今後 10 年間を見通した上での我が国の農林水産業における生物多様性に関する課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後 5 年間程度における具体的な施策を示し、今後必要に応じて見直しを行うこととする。

Ⅱ. 現状と課題

(1)農林水産業の基盤となる生物多様性の重要性

私たちは、米や野菜、魚、肉、生活している家の木材、衣服を始め様々な日用品の素材となる繊維等、暮らしに必要不可欠なものを、農地、森林、海洋などから得ている。また、多くの産業は生物多様性を始めとした自然資本に依拠した上で成立しており、例えば、世界経済フォーラムでは、世界の全GDPの半分以上は自然がもたらす恩恵の上に成り立っていると試算されている。

とりわけ、農林水産業は、自然と対立するのではなく、順応する形で働きかけ、上手に利用し、物質の循環を促進することによって、その恵みを享受する生産活動であり、生物多様性が健全に維持されることにより成り立つものである。

作物や家畜は、生物多様性に育まれた多様な特徴を持つ種を改良して生み出され、農林水産物の安定的な生産を可能としてきた。また、土壌や水循環など、農林水産業に必要不可欠である生態系サービスは、多様な生態系やそこに生きる多様な生き物に支えられている。生態系サービスの中には、病害虫の天敵や花粉媒介者、有機物の分解者として、農林水産業に対して直接的に便益をもたらす例もある。

さらに、私たちの暮らしを振り返ってみると、春の山菜採りや初夏の新緑、秋の紅葉やきのこ狩り等に季節を感じ、豊かな食生活を送ることができるのも、生物多様性の恩恵を受けている結果であると言える。

また、生物多様性の保全は、気候変動対策とも強い関係性を持っている。例えば、GB05 において、パリ協定の目標達成に必要な温室効果ガス排出量の純削減量のうち約3分の1は、自然を活用した解決策によってもたらされる可能性があると指摘されている。また、SDGs には愛知目標の内容が多岐に渡って反映されており、海洋・海洋資源の保全(目標14)及び持続可能な森林経営(目標15)のみならず、食料安全保障の実現(目標2)や安全な水の供給(目標6)の達成にとっても重要な要素となっている。

(2) 生物多様性の現状

(世界における生物多様性の現状)

GB05 では、世界全体の生物多様性はこれまでにない速さで失われており、この損失を推し進める圧力も強くなっていると指摘されている。生物多様性の損失要因が劇的に低減されなければ、約4分の1 (23.7%)の種、全体では100万種が絶滅の危機にさらされることが見込まれており、野生動物の個体数は、1970年以降3分の2以上減少し、2010年以降も減少し続けている。加えて、6万種の樹木が生育

し、両生類の80%、鳥類の75%、哺乳類の68%の生息地となっている森林については、減少スピード が鈍化しているものの、毎年約1千万 ha が他の用途へ転換されている。

こうした生物多様性に係る世界規模の動向は、食料の安定供給や農林水産業にも大きな影響を与えることが想定されている。例えば、ハナバチに代表される花粉媒介者に依存する作物は、世界の作物生産量の35%を占めており、直接的な影響を受けている作物に限っても、市場価値に換算して年間2,350億ドル~5,770億ドル(2015年時点の米ドル換算)に及ぶと推計されている。また、これらの作物には、果物、野菜、種子、ナッツ類、油糧作物などが含まれており、人が摂取する微量栄養素、ビタミン類、ミネラル類の大部分を供給している。

また、漁船漁業生産量は、1980年代後半以降は横ばい傾向となっているものの、海洋漁業資源の3分の1は乱獲状態にあるとの指摘もあり、気候変動による漁場の変化等とも相まって、将来的な漁獲量への影響が懸念されている。

(我が国の生物多様性の現状)

我が国は、南北に長く、森林限界に至る高山帯も存在するなど多様な気候帯に属するとともに、四季の変化や周囲を取り巻く海洋、国土の67%にも及ぶ森林、水田により湿地の生態系が維持されていることなどにより、その面積に比して、生息・生育する動物や植物の種類が豊富な国土を有している。また、世界的には人口増加が進む一方、我が国は、超高齢・人口減少社会を迎えていることなどから、生物多様性に関しても独自の問題点を抱えている。

里地里山に代表されるように、我が国においては、農林水産業を通じた二次的自然が、多様な生物を育んできた歴史を持つ。しかしながら近年においては、高齢化に伴う担い手不足などにより、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林なども見られ、これまで人の手により培われてきた多様な生息・生育環境が失われる例も見られる。こうした、里地里山の管理・利用などの自然に対する働きかけが少なくなることと比例して、イノシシやシカなど大型ほ乳類の個体数の増加も見られ、人の暮らしや農作物等に対する鳥獣被害も深刻化している。また、アライグマなど国内における分布拡大の抑止が困難な侵略的外来種がいることに加え、経済・社会のグローバル化に伴い、ヒアリやクビアカツヤカミキリなどの侵略的外来種が海外から非意図的に侵入する事例が見られる。

一方、我が国は比較的温暖・多雨・多湿な気候から病害虫や雑草が発生しやすく、病害虫の防除や除草などの手間が大きいことが、我が国の農業分野の特徴の一つとして挙げられる。多様な生物の生息・生育環境を守ることに加え、生き物たちと共生しつつ、人の暮らしや生業を成り立たせていくための知恵や技術革新等が必要とされる。

また、沿岸・海岸生態系では、干潟・藻場の縮小に加え、サンゴの白化現象による規模縮小や質の低下が進行している。平成28 (2016) 年には、大規模な白化現象が起こり、沖縄県石西礁湖のサンゴが激減した。漁業と水産資源の視点では、我が国周辺水域の水産資源のうち、最大持続生産量 (MSY) ベースの資源評価を行った魚種の69%が資源量がMSY 水準より少なく、資源の水準と同行を評価した魚種の56%が低位水準である。海水温等海洋環境の変化、沿岸域の開発等による産卵・生育の場となる藻場・干潟の減少、一部の資源での回復力を上回る漁獲等、様々な要因が指摘されている。

(3) 生物多様性や生態系サービスを育む農山漁村の重要性と課題

我が国の農山漁村は、生物多様性を育むことを通して、食料のみならず、水や繊維、木材などといっ

た生活必需品を供給するとともに、レクリエーションや芸術を生み出す場など、精神的・文化的な豊かさを人々に提供してきた。また、森林の適切な整備は、生物多様性の保全とともに、気候変動の緩和や 治水機能、水質の浄化など、私たちの日々の安全な暮らしを支えている。

農山漁村は、地域特有の景観や自然環境を形成するとともに、文化面、防災・減災面などの生態系サービスを育むゆりかごの役割を担ってきた。しかし近年の我が国の農山漁村は、過疎化、担い手の減少などの課題に直面している。農林水産政策研究所の分析によると、農業集落のうち、集落の存続が危惧される存続危惧集落は、平成27(2015)年の2千集落から令和27(2045)年には1万集落へと4倍以上に増加すると予測されており、これら集落の9割が中山間地域に所在する集落であるとされている。

農林水産業の持続可能性を確保し、生物多様性の保全やそれに伴う多面的な機能を発揮していくためには、農山漁村の活性化が不可欠であり、そのためには農林水産業の担い手確保に加え、多様な働き方の推進や関係人口の拡大、新技術・サービスの活用など、考え得る様々な取組を総動員することが必要である。中でも、中山間地域は様々な生物の生息・生育の場であり、大規模経営だけでなく、中山間地域における主な担い手である小規模・家族経営や兼業を含む多様な経営形態を維持することは、生物多様性保全の観点からも重要である。

また、上述のように、農山漁村が育む水源 涵養や土壌流亡防止などの生態系サービスは、暴風雨や洪水など自然災害によるリスクを軽減するといった機能を持ち、国土保全や防災・減災の上で重要な役割を担っている。さらには、暮らしに必要な水・エネルギーの提供に加え、憩いの場や文化の創出など文化的な価値も有している。持続可能な農林水産業や農山漁村を維持・創出していくことは、安全・安心で豊かさを実感することのできる未来をつくる上で必要不可欠であり、その重要性について、国民全体の共通認識を醸成していくことが必要である。

(4) 農林水産業による正の影響と負の影響

(農林水産業による正の影響)

我が国の耕地面積の大半を占める水田は、特有の生態系を維持し、多様な生きものの棲み家を提供している。ラムサール条約において、水田は湿地として位置付けられており、国内の水田で見つかった生きものは 6,305 種に上るとの報告がある。

また、草地の保全管理においては、草刈りや野焼きなど、人の手が入ることによって、希少生物を含む多様な動植物の生息・生育環境が、二次的自然として安定的に守られている例がある。

同様に、人工林、薪炭や採草に利用されている里山林は、多くの生物の生息・生育環境となるとともに、移動のための経路を提供している。さらに、藻場・干潟などでは、岩盤清掃や耕耘などを行うことにより、生息環境が改善されて水産資源の生産性が回復するとともに、生態系の再生が進むケースが見られる。このように農林水産業は、農山漁村において、様々な動植物が生息・生育するための基盤を提供する役割を持ち、生物多様性の保全に貢献するものとして位置付けられてきた。

(農林水産業による負の影響)

しかしながら、農林水産業は、その営まれ方次第で生物多様性に負の影響をもたらすこともあることは、改めて正視すべきである。

具体的には、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、農薬・肥料の過剰使用、里山林等の手入れ不足による害虫・害獣などの誘引、生活排水などによる水質の悪化や埋め立てなどによる藻場・干潟

の減少、過剰な漁獲、養殖による水質悪化・汚濁や抗生物質による耐性菌の発生などである。また、外来の作物や牧草などは人の生活を豊かにする上で重要な役割を果たしてきたが、一方で自然生態系への逸出による影響が懸念されることもある。このような生物多様性への配慮に欠けた人間の活動が、生物の生息・生育環境を劣化させ、我が国の生物多様性に大きな影響を与えてきた。令和3 (2021) 年9月に開催された国連食料システムサミットにおいても、食料システムが生物多様性の喪失の最大80%に寄与していることが摘示され、世界的にも農林水産業による生物多様性へのインパクトに関心が寄せられている。

以上のように、農山漁村や農林水産業と生物多様性は密接な関係を保っている。農林水産業は生物多様性に立脚すると同時に、農林水産業によって維持される生物多様性も多く存在する。

将来にわたって持続可能な農林水産業を実現し、豊かな生態系サービスを社会に提供していくためには、農林水産業が生態系に与える正の影響を伸ばしていくとともに負の影響を低減し、環境と経済の好循環を生み出していく視点が重要であり、消費者の理解も得ながら、生産者だけでなく流通事業者を含むサプライチェーン全体で取り組む必要がある。

(5) サプライチェーン全体における生物多様性の課題

我が国では食の多様化や農林水産物の輸入自由化を背景に、サプライチェーンのグローバル化が進展している。食料自給率は供給熱量ベースで38%(令和3(2021)年度)、木材自給率は41.1%(令和3(2021)年)飼料自給率は25%(令和3(2021)年度概算)である上、農業生産を支える化学肥料の原料であるりん酸アンモニウム、塩化加里は100%輸入、尿素は96%輸入(2020年7月~2021年6月)となっている。このように我が国は、農林水産物や生産資材の大半を海外に依存しており、国内における消費行動が海外の生産地の生物多様性に影響を与えるようになっている。

世界的には、生産されたものの食べられなかった食品は、世界の農地面積の約30%(約14億 ha)を無駄に占有しており、単作や野生地域への農業の拡大が哺乳類、鳥類、魚類、両生類などの生物多様性の損失に与える負の影響を不当に高めていると指摘されている。

また、海洋プラスチックごみ問題に代表されるように、生産現場に加え、流通、消費の過程で排出されるプラスチックごみは、生物の生息・生育環境に負の影響をもたらしている。食や農林水産分野においては、農林水産用資材や包装・容器等に化学樹脂製品が利用されている。とりわけ包装・容器等の消費量が大きくなっており、これらの適切なリデュース、リユース、リサイクル、リニューアブルは直近の課題となっている。

CBD-COP10 での愛知目標の採択以降、我が国においても、企業を中心に生物多様性への認知度は急速に高まっている。一方で、2020 年を目標年度とした愛知目標の達成状況は、我が国を含め国際社会全体において不十分な状況である。この背景には、非持続的な生産と消費のパターンや世界的な人口増加など生物多様性損失の間接要因があることが GB05 でも指摘されており、広範にわたる人間活動について「今までどおり」からの脱却と社会変革が求められている。一方、世界経済フォーラムは令和2 (2020)年に発表したレポート「自然とビジネスの未来」において、生物多様性を脅かしている経済システムを「ネイチャー・ポジティブ」に移行することで、2030 年までに年間 10 兆 1,000 億米ドルのビジネス価値を生み出し、3 億 9,500 万人の雇用を創出する可能性があることを示した。

今後、農林水産分野において、生物多様性の主流化をより一層進め、環境と経済の好循環を創出する

ためには、生産者や消費者、企業等の行動変容が重要となる。その一つの鍵となるのが、消費者の選択である。このため、農林水産分野における生物多様性保全の推進には、生産の場に加え、流通や消費など、海外も含むサプライチェーン全体を視野に入れた取組を進めることが必要である。

また、企業等の動きを先導し、加速させるためには、ESG 金融が世界的に拡大していることや生物多様性を含む自然関連財務情報の開示に関する動きが進展していることを踏まえ、金融機関の役割を認識し連携を進めるとともに、NPO、研究機関等とも連携し、政策面、資金面、人材面、ノウハウ面から生産、加工、流通、消費といったサプライチェーン各所のプレイヤーの行動変容を支援することが求められる。

なお、前述のとおり、生物多様性保全対策と気候変動対策とは強い関係がある。例えば、森林の適切な整備・保全は生物多様性と気候変動の双方に正の影響を及ぼす一方、大規模な森林伐採を伴う太陽光パネルの設置など、気候変動の緩和等を目的とする取組が生物多様性に負の影響を及ぼし得るケースもある。こうしたことを踏まえ、トレードオフの解消やシナジーの拡大といった生物多様性保全対策と気候変動対策の連携を図る取組が求められる。

昆明・モントリオール生物多様性枠組

愛知目標の後継となる新たな世界目標を議論する CBD-COP15 は、新型コロナウイルスの蔓延による延期を経て、令和3 (2021) 年10月に中国の昆明で第一部が開催され、生物多様性の損失を食い止めること等の決意が記載された「昆明宣言」が採択された。さらに、令和4 (2022) 年12月にカナダのモントリオールで第二部会合が開催され、2030年を目標年とする生物多様性の新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。

本枠組には、2030年までに達成すべき23の目標が掲げられており、農林水産関係では、陸域と海域のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びその他の地域をベースとする効果的な保全手段(OECM)を通じて保全及び管理すること(30by30)、環境中に流出する過剰な栄養素や化学物質等による汚染のリスクの削減、農業・養殖業・漁業・林業地域の持続可能な管理に関する目標等が盛り込まれている。



昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

Ⅲ. 2030 ビジョンと基本方針

1. 2030 ビジョン

農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

2. 基本方針

(1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスを保全する

我が国の農山漁村は、農林水産業を通じて様々な生きものを育むことで、地域独自の多様な生態系を 形成し、景観、食文化、伝統文化といったローカリティ(地域性)を生み出してきた。生物多様性は地 域の豊かさの源であり、農林水産業の従事者は生業を通じて、農林水産物を生産するだけでなく、生物 多様性を保全し、様々な生態系サービスを産み出す重要な役割を果たしている。一方、少子高齢化によ る人口減少に伴い農林水産業の従事者が不足し、人の手が入らなくなったことで、農山漁村の生物多様 性が失われつつある。

農山漁村の役割を支えるとともに、大規模経営、小規模・家族経営や兼業など、それぞれの役割を重 視しながら経営規模や経営形態の別にかかわらず、環境と調和した農林水産業の実現を促進することで、 我が国の農山漁村における豊かな生物多様性と生態系サービスを保全する。

(2) 農林水産業による地球環境への影響を低減し保全へ貢献する

農林水産業は、生物多様性ほか地球環境の上に存立する産業であると同時に、人と地球の主要なつながりであり、自然資本へ直接働きかける産業であることから、農林水産業の在り方は生物多様性や気候変動に関する課題だけでなく、その他の SDGs の土台ともつながるものである。

世界的な人口増加の中で、食料の安定供給と地球環境の保全を両立させるため、科学的なエビデンスに基づき、様々な課題への対策間のシナジーを最大化しトレードオフを最小化しながら、食料・農林水産業の領域において環境負荷を軽減し、生物多様性と生態系サービスを保全する必要がある。このため、本戦略の関連施策を通して、国や地方自治体のみならず、サプライチェーンの各主体が、生物多様性への理解と行動変容を進め、ネイチャーポジティブ(自然再興)を実現し、地球環境課題に対して一体的な取組を進めることを促す。

ネイチャーポジティブ (自然再興)

2050年までに自然と共生する社会の実現に向け、2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させることが求められている。

2021年のG7で合意された2030年自然協約では、「2030年までに生物多様性の減少傾向を食い止

め、回復に向かわせる」という目標へのコミットが 表明された。

昆明・モントリオール生物多様性枠組においても、「生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとること」を 2030 年ミッションとして掲げている。

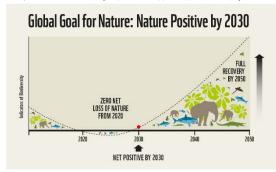


図:https://www.naturepositive.org より

(3) サプライチェーン全体で取り組む

農林水産業の生産現場だけでなく、加工・流通、消費、廃棄・循環まで、サプライチェーンの川上から川下までのあらゆる主体が、環境負荷を軽減し、生物多様性と生態系サービスを保全するために連携して取り組むことを促す。

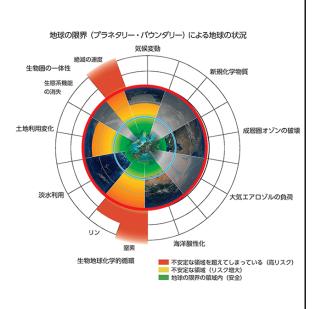
地球の限界を意味する「プラネタリー・バウンダリー」についてみると、生物多様性の損失はすでに臨界点を超えているとされている。こうした中、自然資本を利用する食や農林水産業についても厳しい目が向けられており、SDGs や ESG の理念が広がるとともに、金融からグリーン化を進めるための検討が加速している。一方、企業は金融、特に機関投資家からの信頼を得て安定した資金調達を行うために、自然資本に関連するリスクと機会が財務に及ぼす影響を評価・分析し、サプライチェーン全体における環境負荷の軽減を経営方針に組み込み、取組に関わる情報を開示していくことが持続的な成長を目指す上で喫緊の課題となっている。気候関連財務情報タスクフォース(TCFD)に続き、令和3(2021)年には、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)が正式に発足している。今後の食料・農林水産業の発展のためには、サプライチェーン全体で生物多様性の保全に取り組み、食料システム全体の持続可能性を向上させることが重要であり、あらゆる主体がこうした課題に積極的に対応することが必要であると考えられることから、農林水産省としても、「みどりの食料システム戦略」に基づき、この流れを後押していく。また、我が国の食料システム全体の持続可能性が向上することで、国産の農林水産物の評価が高まり、輸出の促進につながることも期待される。

プラネタリー・バウンダリー (地球の限界)

地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、限界を超えることがあれば人間が依存する自然資本に対して回復不可能な変化が引き起こされる。

9つの環境要素のうち、種の絶滅の速度と窒素・リンの循環については、不確実性の領域を超えて高リスクの領域にあり、また、気候変動と土地利用変化については、リスクが増大する不確実性の領域に達している。

出典:Stockholm Resilience Centre (illustrated by Johan Rockström and Pavan Sukhdev, 2016)に環境省が加筆



(4) 生物多様性への理解と行動変容を促進する

食料・農林水産業の現場のみならず、日々の購買行動を含む暮らしにおける選択が、消費される商品やサービスに関わるサプライチェーン全体の環境負荷に影響し、ひいては生物多様性と生態系サービスの増減にも密接に結び付いている。

特に、食料を始めとする農林水産物や肥料・飼料等の生産資材の大部分を輸入に依存している我が国は、消費者の日々の選択が他国の生産現場を始めとするサプライチェーン上の生物多様性と生態系サー

ビスの増減に大きな影響を及ぼしていることを認識する必要がある。

このため、サプライチェーンの各主体による環境に配慮した原材料の活用や消費者に向けた情報発信等を促し、生物多様性への理解と行動変容を促進する。また、学校教育、農林水産業体験、食育等を通じて、自然を知り触れ合う機会を提供し、消費者を含めた理解が深まることで、農林漁業者のみならず国民全体が生物多様性の保全に果たすべき役割を自覚し、選択される商品やサービスの需要が変化し、ひいては供給側である食料・農林水産業の現場の理解の促進と行動変容を促すことも期待する。

(5) 政策手法をグリーン化する

SDGs や環境への関心が高まる中、我が国の食料・農林水産業も、環境と調和し、生産力向上と持続性が両立する産業に転換することが求められる。このような流れを加速するため、農林水産省の政策手法もグリーン化を進めていく。

特に、直轄事業や補助事業等は食料・農林水産業の現場の環境負荷に大きな影響を及ぼしうることから、生物多様性や生態系サービスを保全するための視点を持って産業を担う人材を確保し育成するとともに、ロボット、AI、IoT等のスマート農林水産業の社会実装により生産力の向上と環境負荷の軽減の両立を図る等、生物多様性や生態系サービスを保全するための視点を組み込んだ事業を推進していく。また、政策手法のグリーン化を通して、サプライチェーンの各主体の生物多様性への理解と行動変容を後押しすることも期待する。

(6) 実施体制を強化する

農山漁村の生物多様性を保全し、生態系サービスを持続的に利用する上で、農林漁業者・中小企業及びそれを支える地域金融機関の影響は大きい。また、地球規模での生物多様性の更なる損失を防ぐためには、大企業やそれを支える機関投資家だけでなく、消費者の日々の選択の影響も大きい。このため、これら各主体において生物多様性や生態系サービスを意識した行動への変容を促す必要がある。

環境と経済の両立に向けて本戦略を各主体の本業において活用するよう促すため、農林水産省は、農林漁業者はもとより、関係省庁・地方自治体・民間企業・金融機関・NPO・研究機関等と連携するとともに、各主体が連携して取組を行うための素地をつくる。

また、省内の各種施策と連携して本戦略に基づいた事業を推進できるように体制を強化することに加え、農山漁村等の現場における本戦略の実効性を強化するため、地方農政局等の地方組織と現場の各主体との連携を促す。

IV. テーマ別方針

(以下、本章において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の関連ターゲットを付記する。)

1. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

農林水産業が、産業の中でもとりわけ生物多様性の上に存立する産業であることは、すなわち農林水産業、農山漁村が生物多様性の保全に大きく貢献しうることをも意味している。関係者がこのことを理解し、率先して地球環境保全へ貢献していくことが求められる。

世界的にも、生物多様性保全に向けた動きが活発になっており、我が国は令和 3 (2021) 年 5 月に「持続可能な開発のため、団結して 2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」とする「リーダーによる自然への誓約(Leaders' Pledge for Nature)」への参加を表明した。

同年6月のG7首脳会合においては、この誓約を実現するため、「(生物多様性の損失と気候変動という)相互に連関し強力となっている危機に対し統合された手法で対処し、それにより持続可能な開発目標の達成や、新型コロナウイルスからのグリーンで包摂的かつ強靭な回復に貢献することにコミットする」という「G7・2030年自然協約(G7 2030 Nature Compact)」が宣言された。

また、令和3 (2021) 年の国連食料システムサミットにおいて、我が国は、生産力の向上と持続性の両立、各国・地域の気候風土、食文化を踏まえたアプローチの重要性について提唱し、みどりの食料システム戦略を推進していく旨を提唱した。

これらに貢献し、生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を未来の子どもたちに継承するため、生物多様性保全、気候変動対策を含む環境問題への対応を一体的に捉え、国内外の多様な主体と協働で問題解決に取り組むことで、2030 ビジョンの実現を図る。

(1)複数の地球環境課題の同時解決を目指す

SDGs とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した 17 の目標と 169 のターゲットであり、17 の目標を階層化したとき、自然資本は他のゴールの土台となる。私たちの社会は自然資本から生み出される様々なものを活かすことで成り立っているが、その中でも、食料・農林水産業は土地や水、生物資源などの自然資本に立脚する営みであり、その持続的な発展には、自然資本の保全・再生と持続的な利用を同時に行うことが不可欠である。

また、食料や飼料原料の大半を輸入に依存する我が国は、今後増加する世界人口を見据えて、国内の みならず世界全体における安定的な農作物の供給と持続可能な調達を考慮した食料安全保障政策を検 討する必要がある。

さらに、政府としては、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しており、食料・農林水産業の分野においても、これに積極的に貢献していく必要がある。

一方、地球の限界を意味する「プラネタリー・バウンダリー」は、9つの項目のうち、気候変動、生物多様性、土地利用変化、窒素・リンの4項目で境界をすでに超え、今後は、生態系の均衡が不可逆的に移行し、負の現象が連鎖的に起こるとされており、早急かつ大胆な取組が求められている。

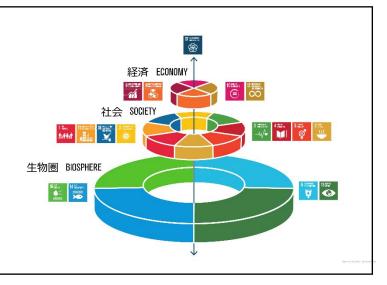
こうした現状と課題に対応するため、令和3(2021)年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、我が国として持続可能な食料システムを構築して、国内外を主導していくこととしている。

地球環境に係る複数課題の同時解決に向けて、持続可能な農林水産業に関する国際協力を推進する。また、生物多様性条約 (CBD)、気候変動枠組条約 (UNFCCC) 等の条約締約国会議や、IPBES や気候変動に関する政府間パネル (IPCC) などの生物多様性や気候変動に関する会議に、我が国の専門家の参画を促すとともに、国際的な議論に積極的に参加する。さらに、国や地方自治体のみならず、サプライチェーンの各主体が、地球環境課題に対して一体的な取組を進めることを促す。これらの取組により、生物多様性保全に加えて、砂漠化防止、水資源の持続的利用、気候変動適応・緩和などの地球環境保全に積極的に貢献することを目指す。

SDGs ウェディングケーキ

SDGs の 17 のゴールを階層化したとき、 自然資本は他のゴールの土台となる。自然 資本から生み出される様々なものを活か すことで、私たちの社会は成り立ってお り、自然資本を持続可能なものとしなけれ ば他のゴールの達成は望めない。

出典:Stockholm Resilience Centre (illustrated by Johan Rockström and Pavan Sukhdev, 2016)



(2) 気候変動と生物多様性【ターゲット8、11】

SDGs の17の目標は相互に密接につながっているが、気候変動と生物多様性には特に深い関連がある。 IPCC の「第6次評価報告書第2作業部会報告書(2022年2月)」では、気候変動により、生態系と生物多様性、生態系の機能・サービスが失われるリスクが示されている。また、「土地関係特別報告書(2019年8月)」では、気候変動は土地に対して追加的なストレスを生み、生物多様性に対するリスクを悪化させることが示されているほか、「海洋・雪氷圏特別報告書(2019年9月)」では、沿岸域の生物多様性や生態系サービスにおいて、海洋の温暖化の影響が既に観測されていることが示されている。

一方で、生物多様性は窒素、炭素、水の循環への影響を通じて気候に影響を与えている。

このように、気候変動と生物多様性は互いに影響し合っており、一体的に取り組むことが必要だが、 現在行われている施策はそれぞれ独立で取り組まれているものが多く、シナジーやトレードオフが考慮 されていない場合がある。

IPBES と IPCC の専門家が共同で発表した「生物多様性と気候変動ワークショップ報告書」によれば、気候変動適応・緩和策の中には再生可能エネルギー生産のための大量の土地消費、バイオエネルギー作物の大面積での単一栽培、歴史的に森林ではなかった生態系への植林など、生物多様性や生態系サービスに悪影響を及ぼすものもあると指摘されている。一方、陸上及び海洋の生態系の損失と劣化を食い止めること、持続可能な農林業の実践、食品ロスや廃棄物の削減などは、生物多様性と気候変動との両方に有益な対策であると指摘されている。

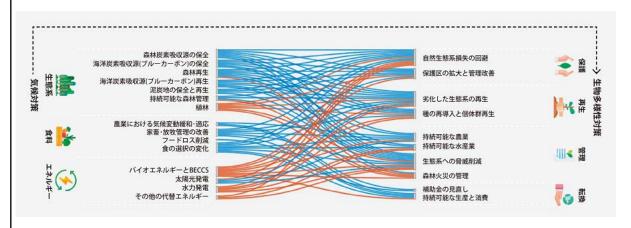
また、令和4(2022)年11月にエジプト(シャルム・エル・シェイク)で開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(UNFCCC-COP27)の全体決定であるシャルム・エル・シェイク実施計画(Sharm el-Sheikh Implementation Plan)においては、その冒頭において、気候変動と生物多様性の損失という相互に連関した国際的危機に対して包括的かつ相乗的な形で対処する喫緊の必要性を強調した上、吸収源としての機能を有する森林その他の陸域・海域生態系を通じたものや生物多様性の保護によるものも含め、パリ協定の温度目標の達成に向けた自然及び生態系の保護・保全・回復の重要性を強調するとともに、各締約国に対して、必要に応じて緩和・適応行動における自然に基づく解決又は生態系に基づくアプローチの検討を求めているところである。

また、昆明・モントリオール生物多様性枠組においても、自然を活用した解決策、生態系に基づくアプローチ等を用いた緩和・適応行動により、気候変動による生物多様性への影響を最小化することが目標として設定されている。

このため、農林水産施策においても、気候変動と生物多様性について、それぞれ独立して取り組むのではなく、気候変動適応・緩和の施策を進める際には生物多様性への配慮が行われているかを確認しながら進めるなど、相互のシナジーとトレードオフに留意して一体的に取り組むことを促進し、SDGs の達成に貢献する。

気候変動緩和策による生物多様性保全策への影響

青色の線は正の影響(相乗効果)、オレンジ色の線は悪影響(トレードオフ)を表す。ここに示す対策には未だ試験的又は構想段階のものも含まれ、したがって、今後の展開によって相互作用は変化する可能性がある。



出典: IPBES and IPCC (2021). The Scientific Outcomes of the IPBES-IPCC co-sponsored workshop on biodiversity and climate change, Figure 7-2 (p130) (IGES 仮訳)

(3) 世界の森林生態系保全・再生への貢献【ターゲット15、20、21】

森林は、多種多様な生物の生息・生育地を提供するとともに、二酸化炭素を吸収・貯蔵することや山 地災害の防止等により気候変動の緩和・適応の両面に貢献している。

しかし、開発途上国では、人口増加や貧困などの中で、より多くの生産と収入を得るために、大規模な森林伐採を伴う農地開発や資源収奪的な農業生産を余儀なくされている。国連食糧農業機関 (FAO) の「世界森林白書 2020」によると、森林の農地などへの転用、違法伐採、森林火災などが依然として課題であり、熱帯及び亜熱帯地域における森林減少の7割以上が農地開発に伴うものと言われている。このため、地球上の生物種の多数が生息・生育する熱帯林を中心に依然として世界の森林が減少・劣化しており、FAO の「世界森林資源評価 (FRA) 2020」によると、2010 年から 2020 年までに約1,100 万 ha(造林等による増加を差し引くと約470 万 ha)の森林が毎年減少している。このような大規模な森林の減少・劣化は、地球規模の生物多様性の損失を招くとともに、二酸化炭素の排出源や土砂災害等の発生リスクを高める大きな要因の一つとなっている。

開発途上国は農産物及び林産物の主要な生産国であり、それらを輸入し消費している先進国には、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進や、国際対話へ積極的に参画し生産国と協力して農林業を含むグローバル市場の持続可能性の促進に貢献することが求められている。また、生物多

様性条約を始めとする国際的な森林関連目標への貢献を示した「国連森林戦略計画 2017-2030」や当該計画に含まれる世界森林目標の達成に向けた取組が必要である。UNFCCC-COP26 においては、首脳級の「森林・土地利用イベント」が開催され、その成果として、世界の森林減少の抑制と森林の回復に向けて、「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」を始めとする複数の宣言等が発出され、続く UNFCCC-COP27 では、それら宣言等のフォローアップを目的として「森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ (FCLP)」が立ち上げられた。

この地球規模の重要な課題に対処するため、国連森林フォーラム(UNFF)などへの貢献、モントリオール・プロセスを通じた基準・指標への取組を行うとともに、途上国における森林保全・造成に関する技術・資金協力、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築、及び森林の整備・保全等による山地流域の強靭化に関する二国間の国際協力や国際熱帯木材機関(ITTO)や FAO 等の国際機関を通じた多国間の支援を行う。特に、ITTO は CBD 事務局と生物多様性の保全に関する MoU を締結していることから、引き続き ITTO による生物多様性の保全を含む持続可能な森林経営のプロジェクトを支援する。また、開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD)の促進や森林の防災・減災機能の強化に資する技術開発や人材育成等を支援し、森林の減少・劣化の抑制や持続可能な森林経営を推進する。

さらに、世界の森林生態系保全と両立できる持続可能な調達の在り方について多様な主体と連携して 検討を進めるとともに、消費者の理解を促進して環境に配慮した食料・農林水産物の需要を喚起するた めに生産現場での生物多様性保全の取組の見える化を検討していく。

こうした施策を通じて、国際的に環境保全や持続可能な森林経営の推進に取り組むことにより、地球 規模での生物多様性保全に寄与するとともに、責任ある農業の実践、森林やその他の重要な生態系のよ り良い保全と保護に貢献する。

世界リーダーズサミットにおける森林・土地利用イベント概要

UNFCCC-COP26 期間中の令和3 (2021) 年11月、COP26 議長国である英国の主導により、森林減少の抑制及び森林の回復に対する機運を高めることを目的に首脳級の「森林・土地利用イベント」が開催された。我が国は、本イベントの成果として公表された、以下の4つの宣言等に参加した。

- ①「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」 署名国の間で、2030年までに森林減少を食い止め、森林の再生に取り組むことを表明する内容。これまでに140か国以上が参加。
- ②「グローバル森林資金プレッジ」 グラスゴー・リーダーズ宣言の目標の実現に向け、12の国・地域が今後5年間で合計120億ドルの 公的資金の確保を約束。
- ③「コンゴ盆地森林の保護・持続可能な経営の支援に関する共同声明」 アフリカのコンゴ盆地の森林保全のために、12の国・地域・団体が15億ドルの拠出を約束。
- ④「森林・農業・コモディティ貿易(FACT)対話」共同声明 署名国の間で、森林減少を伴わない持続可能な農産物サプライチェーンの構築に向けて、協力を進めていくことを表明する内容。これまでに我が国を含む 28 か国・地域が参加。

(参加国数は2022年1月時点情報。)

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

約2,500年前の縄文時代から水田農業を営む我が国では、四季に合わせた水稲の栽培暦に適応した生活史をもつ多様な生きものが生息・生育し、それらが相互に関連しあって水田の生態系を形成しており、我が国の固有種も生息・生育している。このように、二次的自然である農林水産業の生産現場においては、地域特有の気候や地形などに適応し、固有種を含む生きものを育む特徴ある生態系が形成されており、その国土に占める面積は保護地域よりも圧倒的に広い。SATOYAMA イニシアティブに示されているように、地域資源の持続可能な利用を確保しつつ生物多様性を保全し、環境と経済が好循環するためには、二次的自然を有する農林水産業の生産現場において取組を持続的に行う必要がある。

ただし、生産現場で営まれている農林水産業や暮らしの在り方を直接変えようとする取組だけでは、生物多様性の急速な損失は止められないことが明らかになってきており、食料システムを含む社会変革の必要性が指摘されている。また、消費国と生産国、都市と農山漁村といったように、消費地と生産地の物理的距離が遠くなり、消費者が生産地の状況を把握できなくなっていることも取組が進まない要因として指摘されている。つまり、生産現場の環境への影響を把握するすべを持たない消費者が高品質で安価な商品を求め、環境負荷を軽減するためのコストが商品に付加されないまま(コストの外部化)、安価な農林水産物を輸入、製造、流通させてきた経済システムが、世界の農林水産業の生産現場において生物多様性の損失を助長する要因の一つとなっていると言える。

農林水産業は自然の恵みを利用しなければ成り立たない営みであり、生物多様性は農林水産物を育む土や水を作り出す必要不可欠な生産基盤である。また、農山漁村の生態系は、農林水産物の生産だけでなく、水源 瀬 養機能、食文化、美しい景観の提供など多くの生態系サービスを国民全体に提供していることから、この生態系を将来にわたって持続的に利用することが重要である。持続可能な食料・農林水産業の実現には、サプライチェーンを担う全ての人々がこのことを理解し、それぞれの仕事や暮らしの中で、生物多様性保全につながる選択を行うことが必要である。また、生態系サービスの便益は社会全体に及んでいることから、環境負荷の軽減や生物多様性保全に必要なコストは、生産者だけでなく、流通・加工・消費につながるサプライチェーン全体で担うとともに、引き続き、農林水産施策によっても支えることが重要である。

このため、農林水産施策において、サプライチェーン全体で生物多様性をより重視した視点を取り入れ、持続可能な食料・農林水産業を推進するとともに、農林水産業の生産現場でありそれを担う人々の暮らしの場でもある農山漁村の活性化を図ることとする。

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する【ターゲット10】

1)農業

田園地域や里地里山は、水田、水路、ため池のほか、雑木林、鎮守の森、屋敷林、生け垣等、人の適切な維持管理により成り立った多様な環境がネットワークを形成し、持続的な農林業の営みを通じて、多様な野生生物が生息・生育する生物多様性が豊かな空間となっている。このような二次的自然である田園地域や里地里山では、過剰に農薬・肥料を使用した場合や、経済性や効率性を優先した工法による事業等を実施した場合には、生物多様性への負の影響が懸念される。また、近年、里山林の利用の減少や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加等により、従来、身近に見られた生物種の減少が見られるとともに、特定の野生動物の生息域の拡大などにより、農林業への鳥獣被害が深刻になっている。

このため、二次的自然である田園地域や里地里山において生物多様性が保全され、国民に安定的に食料を供給したり、生物多様性が豊かな自然環境を提供したりできるよう、農林水産業のグリーン化等を通じて、環境負荷の軽減及び生物多様性保全をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の整備・保全を推進する。

①生物多様性保全をより重視した農業生産の推進【ターゲット7】

「みどりの食料システム戦略」において、化学農薬使用量(リスク換算)の低減、化学肥料の使用量の低減、有機農業の面積拡大を目指すこと等を KPI (Key Performance Indicators: 重要業績評価指標)として掲げており、既存の優れた技術を横展開するとともに、2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発し、2050年までにその社会実装を実現することとしている。

(化学農薬のリスク低減等)

2050年までに、化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減を目指す。

このため、スマート防除技術体系の活用や、リスクの高い農薬からリスクのより低い農薬への転換を 段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合防除体系の確立・普及等を図ることに加え、2040年 までに、多く使われているネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新 規農薬等の開発を進める。

また、栽培暦の見直しなど、生産性を落とさずに、より持続的な農法への転換に向け、現行の農法の 点検・見直しを各産地で進めること等により、化学農薬の使用量の低減に向けた取組を推進する。

さらに、令和4 (2022) 年に改正した「植物防疫法」(昭和25年法律第151号) に基づき、国の総合 防除基本指針(令和4年11月15日農林水産省告示第1862号) に即して都道府県が総合防除の実施に 関する計画を策定することにより、総合防除を推進する。

農薬については、環境への安全性等を確保するため、登録時に毒性、水質汚濁性、生活環境動植物への影響等について、厳格に科学的審査を行った上で、農薬ごとに農薬使用基準を定めており、引き続き、使用基準の遵守を始め適正な使用の推進を図る。また、平成30(2018)年に改正した「農薬取締法」(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬の安全性をより一層向上するため、全ての農薬について順次、最新の科学的知見に基づく再評価を実施する。

(化学肥料の低減や有機物の循環利用)

2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減を目指す。

このため、堆肥の投入による生産性の向上を実証し、農家の堆肥利用を促進するとともに、堆肥の高品質化、ペレット化による広域流通なども進め、耕種農家が使いやすい堆肥等がどこでも手に入る環境を整備することで、堆肥等による化学肥料の置換えを行う等、有機物の循環利用を進める。

さらに、土壌や作物の生育に応じた施肥や作物が吸収できる根圏への局所施肥等により施肥の無駄を 省き効率化するとともに、データの蓄積・活用により最適な施肥を可能にする「スマート施肥」を導入 する等、施肥の効率化・スマート化を進める。

加えて、栽培暦の見直しなど、生産性を落とさずに、より持続的な農法への転換に向け、現行の農法の点検・見直しを各産地で進めること等により、化学肥料の使用量の低減に向けた取組を推進する。

(有機農業等の環境負荷の軽減を重視した農業の推進)

田園地域や里地里山への環境負荷の軽減を重視した環境保全型農業を推進する取組が一層求められている。このため、土壌の性質を改善し、化学肥料・化学農薬の低減に効果の高い技術を用いた、持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るとともに、化学肥料・化学農薬の使用を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う、有機農業や冬期湛水管理など、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して支援を実施する。

また、農業生産活動に由来する環境負荷を軽減するとともに、生物多様性保全等に高い効果を示す有機農業について、現場の実践技術の体系化と普及を進めるとともに、有機農業の生産から学校給食での利用等の消費まで一貫して、地域ぐるみで取り組む市町村を支援する。あわせて、2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術を確立する。これにより、2050年までに、耕地面積に占める有機農業(※)の取組面積の割合を25%(100万 ha)に拡大することを目指す(※国際的に行われている有機農業)。

さらに、農薬・肥料等の適正使用、廃棄物の適正処理や循環利用、温室効果ガスの排出抑制等を推進するため、環境保全分野を含む国際水準 GAP の普及を推進する。

遊休荒廃地をぶどう畑として活用することで生物多様性が回復

キリンホールディングス株式会社傘下のメルシャン株式会社が平成 15 (2003) 年に開場した長野県上田市の「椀子 ヴィンヤード」では、絶滅危惧種を含む昆虫 168 種、植物 288 種が確認されている。

遊休荒廃地を垣根栽培・草生栽培の日本ワインのブドウ畑に 転換し、適切な下草管理をすることで、良質で広大な草原が創 出され、生物多様性が向上している。



②生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及 【ターゲット7】

(農薬・肥料等による環境負荷を軽減する技術の開発・普及)

気候変動等により病害虫のまん延が懸念される中、化学農薬の使用によるリスクを低減していくためには、化学農薬のみに依存せず、病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備(予防)や、病害虫の発生予測(予察)に重点を置いた「総合防除」の取組を推進していく必要がある。

特に、化学農薬の使用によるリスクの低減を図り、生態系の攪乱を可能な限り抑制するため、AI等を用いた早期・高精度な発生予察の確立や効率的な農薬散布技術の開発等を進める。

また、スマート農業技術を活用した減農薬・減肥料やスマート農機への再生可能エネルギーの活用など、環境保全に焦点を当てたスマート農業技術の開発等を推進するとともに、地域の実態に応じた総合防除体系の実証や環境保全型農業への支援など、農業者に対する生物多様性保全の視点に立った栽培技術の確立・普及等の支援を行う。

ドローンを使ったピンポイント農薬散布によりコストと環境負荷を同時に軽減

システム開発の株式会社オプティムと株式会社みちのく銀行はスマート農業地域商社オプティムア グリ・みちのく(青森市)を設立。

オプティムが開発した特許技術である「ピンポイント農薬散布・施肥テクノロジー」を同社が活用 し、AI によって病害虫が検知された箇所のみにドローンを用いて、ピンポイントで農薬散布し、環境 への負荷を大幅に軽減している。



(生産力向上と生態系の保全を両立する土づくりや水管理技術の推進)

土づくりの後退や過剰な農薬・肥料の使用は、土壌の劣化や地力の低下に加え、地域の生態系の 攪乱 を招き、持続的な農業生産にも支障をきたすおそれがあるため、土づくりの励行、効率的・効果的な施肥、防除に努め、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うことが重要である。

このため、土壌診断に基づく土づくりや適正施肥、ペレット堆肥の普及拡大や緑肥栽培の導入等による農地土壌への有機物の投入を進めるとともに、不耕起栽培や輪作の導入によって土壌の劣化防止や地力の維持、増進を図る。また、堆肥等有機質資材に由来する肥料成分の活用、根圏への局所施肥等による施肥効率の向上により、環境負荷の軽減を図る。

さらに、これまでの土壌の物理性・化学性に係る評価に加え、土づくりの高度化に向けた生物性評価の確立を推進する。

これらのほかにも、冬期湛水や 中 しの開始時期を遅らせるなどの生きものに配慮した水管理技術に関する情報の収集・提供に努める。

③水田や水路、ため池等からなる生態系ネットワークの保全の推進【ターゲット 11】

水田、水路、ため池等の農村地域の水辺環境は生態系の有機的なネットワークを形成しており、例えば、小河川で生活するメダカやドジョウは産卵期には水田や農業用水路に遡上して水田や浅瀬の水草に産卵するなど、多様な生きものがその生活史に応じて様々な生息・生育環境を利用している。このようなネットワークは、農家や地域住民による生産活動や維持管理活動によって保全され、生物多様性保全に大きく貢献している。また、我が国は渡り鳥の有数の飛来地でもあり、将来にわたってその生息環境を維持するためには、水田などの農村の環境を適切に保全することが重要である。こうしたことから、森林から海まで河川を通じた生態系のつながりに加え、河川から水田、水路、ため池等を途切れなく結ぶ生態系ネットワークを形成させる必要がある。

また、農村地域の水辺環境を形成する水田や水路等は、生産活動等の効率化や防災面から維持・更新 が必要である。こうした農地や施設の整備・更新の際には、生物多様性保全に配慮することが重要であ る。

具体的には、ほ場整備事業などの基盤整備において、水田や水路、ため池等からなる生態系ネットワーク保全のため、地域全体を視野に入れて、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、その生活史・移動経路に着目・配慮した魚道やビオトープなどの生態系配慮施設の整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進する。また、冬期湛水用水等、生態系保全に資する用水を確保する取組を支援する。

ラムサール登録湿地「円山川下流域・周辺水田」~コウノトリと共に生きる豊岡~

兵庫県の北部に位置し、汽水域が河口から 16 km以上上流にまで広がる非常に緩やかな流れの円山川を中心に多様な湿地で形成された「円山川下流域・周辺水田」。一度は絶滅してしまったコウノトリの「野生復帰」をキーワードに、多様な主体が関わりながら豊かな生態系の創造・再生を目指す取組が行われてきた。

これらの取組が認められ、平成 24 (2012) 年にラムサール条約湿地として登録され、平成 30 (2018) 年には拡張登録された。





④生物多様性保全をより重視した畜産業の推進【ターゲット7】

(国産飼料の増産・利用のための体制整備)

我が国は飼料自給率が25%程度と飼料の大半を海外に依存しており、国内の飼料の消費が海外の生産 地の生物多様性に影響を与える構造となっている。このため、国産飼料の増産が重要であり、飼料生産 組織の作業効率化・運営強化や飼料作物の優良品種利用・安定生産、公共牧場の利用、国産濃厚飼料の 生産振興、未利用資源の新たな活用・高品質化などの国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備を 推進する。あわせて、飼料流通時の二酸化炭素排出削減による環境負荷を軽減する取組を推進する。

(家畜排せつ物の利活用の推進)

家畜排せつ物は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 112 号)に基づき、適正に管理することが義務付けられており、堆肥等として利活用の推進が図られている。

堆肥の利活用をさらに推進していくためには、堆肥の経営内及び地域内利用を基本としつつも、耕種農家のニーズにあった高品質な堆肥の生産や、ペレット化を通じて広域流通を進める等、地域の実情に応じた多様な取組を推進する必要がある。

また、家畜排せつ物のメタン発酵によるエネルギー利用や、発酵残渣の液肥利用による資源循環も推進する。

さらに、畜産 GAP では、適正な廃棄物等の保管・処理等による環境負荷の低減対策、生物多様性に配慮した取組等を実施しており、GAP 認証の取得を推進することで、生産現場における環境負荷の軽減に貢献する。

(草地の整備・保全・利用の推進)

草地は貴重な生態系を形成し、多くの生物種に生存の場を提供している。草地のほとんどは、放牧や採草などの目的を持って人為的に管理され、かん木の侵入などを防止することにより、特有の自然環境が形成・維持されており、生態系や遺伝資源の保全、野生生物保護など草地を生息地にしている生物の多様性保全に貢献している。例えば、阿蘇・久住高原の草地は、放牧や採草などの農業生産活動等に市民等も参加し人の手を加えることによって、ハナシノブやヒゴタイ等の植物、オオルリシジミのような希少な蝶の生息地として維持されている。

一方、草地は、土一牧草-家畜をめぐる物質循環を形成し、飼料自給率向上を通じた食料自給率の向上、国土の有効利用、循環型畜産の確立が図られるとともに、持続的な畜産物の生産、畜産経営の維持を図ることが可能となることから、引き続き適切な維持管理が重要である。また、牧草の大半は外来種であり、周辺の生態系への影響を与える可能性があるため、外来種の拡散防止や在来種保全等の適切な対策が必要である。

このため、地域ぐるみで取り組む草地の生産性・機能を維持するための放牧の推進や草地の整備、貴重な草地資源を有する公共牧場等の放牧地の整備等に対する活動について支援を行う。

草原の維持と持続的農業により希少な動植物を保全~熊本県阿蘇地域~

草原は自然のままでは時間とともに森林へ移り変わるが、阿蘇地域では草原を人が管理し続けることで日本最大級の草原を維持している。人々は四季を通じて、草を焼く「野焼き」、牛や馬を放つ「放牧」、草を刈る「採草」を中心に草原の管理を行う。阿蘇の野焼きは表面だけを焼くため、土中の植物の種や昆虫に影響がなく、草地が維持されるとともに希少な動植物が数多く残っている。



このことが評価され、「阿蘇の草原の維持と持続的農業」として平成 25 (2013) 年5月に世界農業遺産に認定された。

⑤都市農業の推進【ターゲット12】

都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでなく、水や緑、自然空間の 提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供する役割や、子どもから大人まで市民農園と して農業体験ができる空間や身近に生きものとふれあえる空間を提供する役割、災害に備えたオープン スペースを確保する役割のほか、都市の緑として、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の保水、地下水 の 涵養、生物多様性を保全する役割などを果たしている。こうした多様な機能が将来にわたって適切か つ十分に発揮されるような都市農業を推進する。

2) 森林・林業

我が国は国土の3分の2を森林が占める緑豊かな森林国である。その森林は、戦後荒廃した国土の緑化等のために育成された人工林から、「知床」、「白神山地」、「屋久島」、「小笠原諸島」や「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」のような世界自然遺産に登録される原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生生物が生息・生育する場として、生物多様性保全において重要な要素となっている。

森林の育成には数十年という長期間を要するが、その成長過程で草本、中低木から高木までを含む多様な環境が形成され、これに合わせて森林内の野生生物の生息・生育環境とともに生物の多様性も変化する。特に針葉樹を主体とした人工林においては、例えば、成長段階に応じた間伐等の適切な森林整備が光環境を改善し草本類を発達させたり、伐採、更新された林が国内で大幅に縮小して失われつつある草地環境の代替や猛禽類の狩場としての機能を果たしたりするといった一面がある。このように、空間的、時間的に多様な林齢の森林を造成することにより、健全な森林の育成とともに生物多様性保全が図られる。

他方で、里山における広葉樹を主体とした二次林は、かつて燃料や肥料の供給源として人との関わりの中で維持され、その生物多様性を維持していたが、1950~60年代からのエネルギーや資材としての利用の縮小のみならず、そこに住む人口の減少や社会構造の変化により、その維持が難しい状況に陥っている。里山の維持が難しくなったことは、生物多様性の低下だけでなく、鳥獣害などをもたらしており、林業のみならず様々な主体の参画によるその活用により、里山の生態系機能の回復を行うことが急務となっている。

また、我が国は、国内の森林資源が利用期を迎えている一方で、国内の木材供給の6割を輸入に依存している。国外の資源を利用する際には、国外の生物多様性にも留意する必要がある。国内外における生物多様性の保全に加え、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、山村地域の活性化に資するため、国内外の森林資源を持続可能な形で多段階にわたり有効利用することを一層推進していく必要があり、都市住民も含め幅広く国民が、生物多様性保全や地球温暖化防止の観点から森林・林業・木材利用への理解を深め、それぞれの状況に応じて森林づくりやその持続可能な利用に関わっていくことが必要である。

さらに、生物多様性の保全に向けた昆明・モントリオール生物多様性枠組においては、世界の陸地と海洋のそれぞれ少なくとも 30%を保護地域及びその他の効果的な地域をベースとする保全手段 (OECM) を通じて保全及び管理するという、いわゆる 30by30 目標が定められており、我が国としても適切に保全及び管理を図っていく必要がある。

このような課題を踏まえ、国内においては、森林・林業分野における生物多様性の主流化を促進する ため、重要な構成要素である森林の整備・保全、森林資源の持続可能な利用に向けた施策を総合的に展 開し、生物多様性保全を含め森林の有する多様な機能の発揮を図っていく。

具体的には、令和3 (2021) 年6月に策定した森林・林業基本計画に基づき、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される多様な森林の整備や原生的な天然林の適切な保全・管理を引き続き推進し、生物多様性保全を含む森林の公益的機能の発揮を図るとともに、新たな用途を含めた国産材利用の推進を軸に国内林業等の活性化を推進して国内森林資源を有効に活用する。また、野生鳥獣による森林被害対策、森林環境教育等による森林・林業・木材に対する国民の理解の促進、森林サービス産業等を通じた森林空間の利用を推進する。あわせて、海外における森林の保全や持続可能な森林経営の支援を通じて、地球規模での森林における生物多様性保全に貢献する。

①森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全【ターゲット2、3】

(多様で健全な森林の整備)

森林生態系は、天然更新、自然災害、人為による伐採や植栽等により時間軸を通して常に変化しており、一定の面的広がりにおいて、その土地固有の自然条件や立地条件に適した様々な植生のタイプが存在している。

生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮していくためには、 様々な生育段階や樹種の森林がバランスよく、モザイク状に配置されていることが重要であり、そうし た森林の状態を目指した整備・保全を推進する必要がある。

このため、全ての森林は多種多様な生物の生息・生育の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林の現況や自然条件に応じた間伐の実施はもとより、広葉樹林化、長伐期化、針広遠交林化等による多様な森林づくりを推進するほか、伐採後の確実な再造林の実施等適切な森林整備を推進する。また、森林生態系の保全のため、都道府県等と連携して、松くい虫やナラ枯れの被害対策等の森林病害虫防除対策を推進するとともに、林野火災の予防に取り組む。また、病害虫に対して抵抗性を有する品種の開発など、生物害に対する森林被害軽減・共存技術の開発を行う。

また、国有林野は我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占め、その多くが奥地 養染 山地や水源地域に所在しており、人工林や原生的な天然林等の多様な生態系を有している。その立地や森林資源等の状況から、生物多様性の保全、国土の保全など公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、国有林野の活用による地域産業の振興又は住民の福祉の向上を目標として管理経営に取り組んでいる。管理経営に当たっては、自然維持タイプ、水源 藩養タイプ等の機能類型に区分し、希少な生物の生息・生育に適した森林の維持、間伐や複層林への誘導等を推進するほか、森林資源の有効活用にも配慮するなど、それぞれの機能類型区分に応じた管理経営の考え方に即して、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。

生物多様性の保全のための多様な森林づくりのイメージ

森林における生物の多様性は、森林の時間的、空間的な変 異によって維持されている。

広域的な地域の中で森林の配置を考え、地域の森林管理の中で様々な樹種、構造、林齢の森林をモザイク状に配置することにより、それぞれの森林に異なる種が生育・生息できれば、全体として多様な生物相を守ることができる。

また、生物の生育・生息には、生息可能な環境が、ある程 度の広がりと連続性を持って存在することが重要である。

このため、森林において生物多様性を保全するためには、多様 な森林のモザイクと、それを構成する個々の森林の面的な広がり のバランスが重要である。



様々な森林タイプがモザイク状に配置された 景観(北海道大学大学院農学研究院 2016)

出典:(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所「生物多様性に配慮した森林管理テキスト(関東・中部版)」より抜粋

(天然林や希少野生生物等への対応)

原生的な森林生態系が維持されている天然林や、希少な野生生物が生息・生育する森林については、 自然の推移に委ねることを基本とし、森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理、それら森林の連続性確保等に国有林と民有林が連携して取り組む。あわせて、利用が縮小し、種構成や種多様性の変化をもたらしている農地や草地等と複合的生態系を構成する里山二次林等については順応的な保全管理等を推進する。

また、自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、自然環境の保全等公益的機能の維持増進を第一とした管理経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少野生生物の保護等に努める。

(国有林野における広範囲できめ細かな森林生態系ネットワークの保護・管理)

奥地脊梁山地に広く所在している国有林野には、世界自然遺産に登録されている「知床」、「白神山地」、「屋久島」、「小笠原諸島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」並びに世界文化遺産登録地等の優れた景観を有する森林や、希少な野生生物が生息・生育するなど豊かな森林生態系を維持している森林、渓流などの水辺等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、さらには、農地、河川、海といった森林以外の様々な生態系とも結び付いており、生物多様性保全の観点からも、このような森林の保全・管理を推進する必要がある。

このため、特に原生的な天然林や希少な野生生物の生息・生育に必要な森林等を「保護林」として設定し、モニタリング調査等から順応的な保護・管理を推進することとしており、保護林の一つである「森林生態系保護地域」は、世界自然遺産の価値を将来にわたって維持していくための保護措置として位置付けられている。また、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、民有林関係者等とも連携しながら、保護林相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定する。さらに、保護林や緑の回廊に設定されていない渓流等水辺の森林等についても、野生生物の移動経路や種子の供給源等として、天然林は維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入による広葉樹林への誘導を図る。こうした取組を通じ、上流域に位置する保護林等を核とした原生的な天然林等から下流域までの森林の連続性を確保することにより、より広範できめ細やかな森林生態系ネットワークの保護・管理に努める。

(保安林による森林の公益的機能の発揮)

森林は、水源の 涵養、災害の防止等の国土を保全する機能や、環境の保全等の機能のほか、生物多様性の保全を含めた様々な公益的機能を有している。これらの公益的機能の発揮のためには、森林の適切な保全・管理を行うことが必要であり、森林の有する公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定し、立木の伐採や転用を規制するとともに、荒廃地等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進する。

(森林所有者に対する森林管理の働きかけ)

森林所有者や森林所有者から委託を受けた林業事業体による森林の経営や管理が適切に進むよう指導・支援していくとともに、森林所有者が自ら経営や管理することのできない森林については、森林経

営管理制度に基づき市町村が主体となった経営や管理を実施していくこととし、森林所有者への働きかけを行っていく。あわせて、民間等によって生物多様性保全がなされている地域等における保全管理の取組を推進する。

②生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用を通じた貢献【ターゲット1】 (森林施業における生物多様性への配慮)

森林資源の育成のために積極的に人為を加える必要のある森林においては、森林生態系の生産力の範囲内で適切な方法によって伐採を行い、その跡地を確実に更新することによって多様な林齢の森林を造成することが、生物の多様性を高めることに寄与する。また、森林生態系の生産力に基礎を置く林業は、長期間を要する森林の育成の中で、木材の利用を目的として行う伐採や造林(植栽、天然更新)、下刈り、芽かき、間伐といった保育作業を通じ、それぞれの成長過程で草本や中低木から高木までを含む多様な階層構造からなる環境を形成することで、これに合わせた森林内の野生生物の生息・生育環境や生物の多様性をもたらしている。森林資源の持続的な利用と保続培養を図る観点から、一貫作業やエリートツリー等の新たな技術を取り入れた省力かつ低コスト造林体系を確立し、再造林や保育などの森林施業を適切に実施することにより、生物多様性の保全にも貢献する。

また、森林の整備・保全の現場を担う林業事業体等が作業を行う中で木材生産の観点だけではなく、 このような認識の下、生物多様性保全についても配慮した行動をとることは、森林における生物多様性 保全を図る上で重要な要素となる。この実現に向け、森林計画制度において、地域森林計画等により、 貴重な野生生物の保護に配慮した施業方法の指針などを示している。

さらに、持続可能な森林経営を民間の第三者機関が評価・認証する森林認証については、生物多様性保全が認証取得の重要な要件の一つとなっており、現場作業においても渓流沿いや尾根筋での保護樹帯の設置や営巣に重要な空洞木の保残など野生生物の保全のための多様な取組が進められている。

引き続き森林計画制度の適切な運用を図るとともに、こうした参考となる具体的な取組事例を紹介することにより、林業の現場における生物多様性保全への配慮を一層推進する。

また、市町村森林整備計画の策定支援を行う森林総合監理士(フォレスター)や、市町村森林整備計画に沿った森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナー及び森林の持続経営を実践する森林経営プランナーを育成することにより、適切な森林施業を推進する。

(国内の森林資源の持続的な有効活用)

生物多様性保全や炭素の固定などの森林の有する多面的機能の発揮やカーボンニュートラルへ寄与するためには、森林の適切な整備を進める必要があり、そのためには、適切な生産活動を通じて供給された木材が最終的に消費者に利用され、その収益により森林所有者が負担したコストを回収できることが重要である。

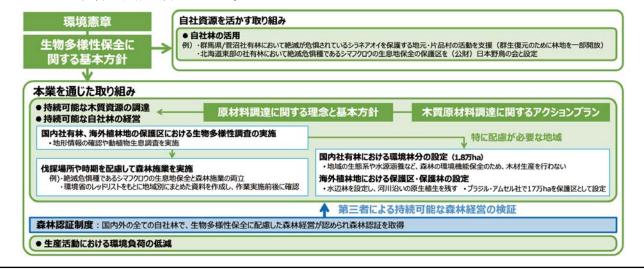
このため、素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を進めるとともに、直交集成板(CLT)や木質耐火部材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材の利用拡大、広葉樹材も含めた木質建築資材等の家具・内装材への利用拡大を図る。加えて、森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進めるため、未利用材活用やカスケード利用を基本としつつ、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給につき地域内での利用を推進する。

また、木質系の新素材については、脱プラスチックへの対応策としても可能性が高いことから、木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等のプラスチック代替となる新素材の研究・技術開発、用途開発及びその普及を推進する。

「環境憲章」を起点とした「生物多様性保全に関する基本方針」とその実践

日本製紙グループの事業活動は、「環境憲章」を起点として、事業基盤となる森林の生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用に貢献する技術・製品・サービスの開発の推進や、リサイクル及び省資源に積極的に取り組むことにより環境負荷が生物多様性に与える影響の低減に努めること等を掲げる「生物多様性保全に関する基本方針」の下で取組を推進している。

持続可能な森林経営を行う中で、自社林の生物多様性調査などを実施し、その保全に向けての取組を行なうとともに、紙などの製造工程においても、排水処理や温室効果ガスの排出抑制など生物多様性に与える影響の低減に努めている。



3) 水産業

四方を海に囲まれている我が国は、広大な領海及び排他的経済水域を有しており、南北に長い我が国の沿岸には多くの暖流、寒流が流れ、海岸線も多様である。このため、その周辺水域には、世界 127 種の海生ほ乳類のうちの 50 種、世界約 1 万 5 千種の海水魚のうちの約 3,700 種(うち我が国固有種は約1,900 種)が生息しており、世界的に見ても極めて生物多様性の高い海域となっている。

水産業は天然資源を利用する産業であり、豊かな海の恵みの上に成り立っている環境依存型の産業である。したがって、漁獲される生物種だけでなく、その餌生物などの漁獲されない生物も含めた生産力を支える生態系全体の健全さを保つことが特に重要である。

このように、里海・海洋の保全を通して、国民の健全な食生活を支える水産物を将来にわたって安定的に供給するとともに、力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立を推進する必要がある。

平成19 (2007) 年4月に公布された「海洋基本法」(平成19年法律第33号) においても、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図ることを基本理念としており、同法では、海洋の生物多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の存在の基盤とされている。また、平成23 (2011) 年3月に環境省が策定した「海洋生物多様性保全戦略」は、海洋の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全し、海洋の生態系サービス(海の恵み)を持続可能な形で利用することを目的としている。里海・海洋を保全することはこうした考え方に沿うものである。

また、「みどりの食料システム戦略」では、水産資源の適切な管理による漁獲量の回復や天然資源に負担をかけない持続可能な養殖体制の構築等を目指し、新たな資源管理システムの推進や養殖魚類の人工種苗生産技術の開発・普及、魚粉代替原料の開発・普及等を進めることとしており、このような取組を通じて、海洋における生物多様性の保全に貢献する。

① 海洋環境の保全・再生の推進【ターゲット2、3、7、8】

(藻場・干潟を含む漁場環境の保全・再生)

藻場は、繁茂した海藻や海草が水中の二酸化炭素を吸収して酸素を供給し、水産生物に産卵場所、 幼稚仔魚等の生息場所、餌場等を提供するなど、水産資源の増殖に大きな役割を果たしている。また、 河口部に多い干潟は、潮汐の作用により、陸域からの栄養塩や有機物と海からの様々なプランクトンが 供給されることにより、高い生物生産性を有している。藻場・干潟は、二枚貝等の底生生物や幼稚仔魚 の生息場所となるだけでなく、こうした生物による水質の浄化機能や、陸域から流入する栄養塩濃度の 急激な変動を抑える緩衝地帯としての機能も担っている。

しかしながら、こうした藻場・干潟は、沿岸域の開発等により面積が減少している。また、現存する 藻場・干潟においても、海水温の上昇に伴う海藻の立ち枯れや種組成の変化、海藻を食い荒らすアイゴ 等の植食性魚類の活発化や分布の拡大による藻場への影響や、貧酸素水塊の発生、陸域からの土砂の供 給量の減少等による藻場・干潟の生産力の低下が指摘されている。

このような状況を踏まえ、藻場・干潟の保全や機能の回復によって、生態系全体の生産力の底上げを図ることが重要であることから、「藻場・干潟ビジョン」に基づき、漁業者を中心とする多様な担い手によって藻場・干潟等における食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草・海藻類や二枚貝の移植及び漁場の耕うん等の海域環境に応じた手法による維持管理活動を推進する。あわせて、これらの活動と連携した藻場・干潟等の再生・修復・創造を推進する。

サンゴ礁は、その総面積は地球表面のわずか 0.1%に過ぎないが、9万種を超える生物が確認されており、生物多様性の保全上、重要な生態系である。また、多様な生物の共存場所であるほか、豊かな漁場の提供、天然の防波堤としての防災機能、観光資源など、様々な恵みをもたらしている。一方で、サンゴ礁は、脆弱性が高い生態系であり、我が国においても、平成 28 (2016) 年に海水温の上昇等により広範囲で大規模な白化現象が起こり、石垣島と西表島間に広がる我が国最大規模のサンゴ礁域である石西礁湖の浅海域では 90%もの造礁サンゴが白化した。海水温の上昇の他にも、オニヒトデによる食害、台風によるサンゴの破壊、陸域から流入する赤土等の土砂、栄養塩、化学物質等の様々な要因によりサンゴ礁の劣化は各地で深刻化している。このため、サンゴ礁の面的な保全・回復のための技術の開発に取り組むとともに、サンゴ移植、食害生物の除去、浮遊・堆積物の除去等の地域の活動を支援する。

また、生活排水等による水産動植物の生育環境の悪化に対しては、引き続き浄化槽、集落排水施設等の整備、環境保全型農業や農用地及びその周辺からの土壌流出対策を通じた陸域からの水質負荷低減への取組を推進する。

有明海、八代海、瀬戸内海等の閉鎖性海域においては、依然として赤潮や貧酸素水塊が発生しているため、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害対策として、発生のモニタリングやメカニズムの解明、被害軽減の技術開発等に取り組む。また、近年は、窒素やリン等の栄養塩類の減少等による水産資源への影響が指摘されている海域があることから、令和4(2022)年4月に施行された「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」(令和3年法律第59号)には、必要に応じて栄養塩類の供給・管理を可能とする栄養塩類管理制度の導入が盛り込まれ、水質汚濁の改善と水産資源の持続可能な利用の確保の調和・両立を進めることとしている。このような状況を踏まえ、栄養塩類が水産資源に与える影響の解明や海域ごとの特性に応じた栄養塩類管理の検討等の取組を進める。

(海洋プラスチックごみの対策の推進)

海洋プラスチックごみは、海洋生物による誤食や海洋生物への絡まり等により海洋生態系に悪影響を与えるとともに、漁獲物への混入や漁船のスクリューへの絡まりによる航行への影響等、漁業にも損害を与えている。また、紫外線等により次第に劣化し破砕・細分化されてできるマイクロプラスチックは、表面に様々な化学物質を吸着する性質があることが指摘されており、食物連鎖を経て海洋生物に影響を与えることが懸念されている。

このため、漁具のリサイクル技術の開発・普及や海洋生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具の開発を進めるとともに、環境省と連携して、漁業者が操業中に回収した海洋ごみを持ち帰り、自治体が処分する体制の構築を推進する。

②生物多様性に配慮した海岸環境・漁港漁場の整備の推進

漁港漁場は、漁業の生産基盤であるのみならず、静穏な水域や生産性の高い環境を創出することにより、漁業対象種以外も含めた海洋生物の産卵場や 存権 の育成場としての環境の形成にも大きく寄与しており、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備が必要である。

このため、漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討する。また、可能な限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した漁港漁場の整備を推進する。

特に、漁港や海岸の整備においては、その周辺の自然環境の改変を極力最小とするように努めるとともに、事業の実施に当たっては、藻場が形成され水産動植物の生息・繁殖が可能な護岸等魚介類が生息できる工法・構造を採用した漁港施設、自然環境への影響を緩和するための海浜等の整備や侵食対策を行うなど、周辺の自然環境に調和した漁港づくりや海岸環境の整備を積極的に推進する。また、漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設等の整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去等を行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を推進する。

漁場の整備については、水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復が図られるよう、生態系全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間(水産生物を中心に物質循環を含めた生息環境)を創出する整備を推進する。

③水産資源管理の一層の推進【ターゲット4、5、9】

(新たな資源管理システムの推進)

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要がある。加えて、SDGs において、2030 年までの目標 14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。」が掲げられ、さらにターゲット 14.4 では、「水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。」が掲げられた。

このような状況に対応するため、水産資源の持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させることを目的として、約70年ぶりに「漁業法」(昭和24年法律第267号)を改正(以下「新漁業法」という。)し、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY:最大持続生産量)の達成を目標とし、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを講じていくことが法定された。

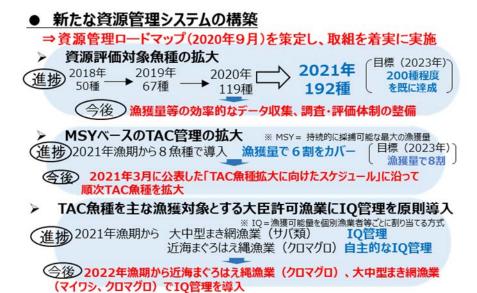
この新たな資源管理システムの構築を目指すべく、新漁業法の施行(令和2(2020)年12月)に先立つ令和2(2020)年9月には、資源管理を推進する上での当面の目標と具体的な道筋を示した「新たな資源管理の推進のためのロードマップ(以下「ロードマップ」という。)」を決定したところである。ロードマップでは、新たな資源管理システムの推進によって、令和12(2030)年度に、444万トンまで漁獲量を回復させることを目標とし、令和5(2023)年度までに、①資源評価対象魚種を200種程度に拡大するとともに、漁獲等情報の収集のために水揚情報を電子的に収集する体制を整備する、②漁獲量ベースで8割を漁獲可能量(TAC)による管理とする、③TAC 魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に漁獲割当(IQ)による管理を原則導入する、④現在、漁業者が実行している自主的な資源管理(資源管理計画)については、新漁業法に基づく資源管理協定に移行するなどの具体的な取組を進めることとしている。「みどりの食料システム戦略」においても、「ロードマップに沿った水産資源の適切な管理」が位置付けられており、生産力向上と持続性の両立を目指すべく、今後は、ロードマップに盛り込まれた行程を着実に実行していく。

新たな資源管理システムの推進 ~TAC、IQ等の数量管理の導入~

資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限と漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体であった。しかし、近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあり、むしろ、漁獲量そのものの制限に転換しなければ水産資源の持続的な利用の確保が十分になし得ない状況となった。

このため、新漁業法においては、水産資源の保存及び管理を適切に行うことを国及び都道府県の責務とするとともに、漁獲量が MSY を達成することを目標として、資源を管理し、管理手法は TAC による管理を基本とすることとされた。

また、新漁業法では、TACの管理については、漁船ごとに数量を割り当てる IQ を基本とすることとされ、令和 5 (2023) 年度までに、TAC 魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に IQ 方式による管理を原則導入することとしている。



(国際的な資源管理)

マグロ類を含む高度回遊性魚類等の持続的利用・管理については、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、IUU漁業の排除に努める。

鯨類については、令和 2 (2020) 年 10 月に策定された「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に則して、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用する。また、引き続き、非致死的調査や捕鯨業を実施する中での科学的データの収集等、鯨類の資源管理に必要な科学的情報の収集を推進するとともに、国際捕鯨委員会(IWC)等の国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。

(実効ある資源管理のための取組)

資源管理の効果を上げるためには、資源管理のルールの遵守を担保することが必要である。新漁業法に基づき、悪質な密漁が行われているアワビ、ナマコ等の密漁・運搬等への罰則を強化したが、今後も

同法等に基づき取締りを強化していく。また、我が国周辺水域における安定的な操業秩序を確保する観点からも、外国漁船等の違法操業への対策の一層の強化を図る。

また、違法に採捕された水産動植物の流通過程での混入や IUU 漁業由来の水産動植物の流入を防止することを目的とした「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」(令和 2 年法律第 79 号)が令和 4 (2022)年 12 月に施行された。本法律は、特定の水産動植物を取り扱う漁業者等の行政機関への届出、漁獲番号等の伝達、取引記録の作成・保存等を義務付けている。特定の水産動植物については、国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい水産動植物であって資源管理を行うことが特に必要なものを「特定第一種水産動植物」、国際的な IUU 漁業防止の観点から本法による輸入規制を講ずることが必要な水産動植物を「特定第二種水産動植物」と定義し、特定第一種水産動植物にはアワビ、ナマコ及びシラスウナギ(令和 7年 12 月から適用)を、特定第二種水産動植物にはサバ、サンマ、マイワシ及びイカを指定しており、同法に基づき水産動植物の国内流通の適正化を図る。

④生物多様性に配慮した漁業の推進【ターゲット5、9】

水生生物等の存在する生態系を維持していくことは、持続的な漁業を行う上で重要である。

このため、地域漁業管理機関で採択されたサメ類や海鳥、ウミガメの混獲回避措置の着実な実施や漁業者が実施しやすく、かつ効果的な混獲回避技術の開発・改良及び漁業者への普及・啓発等を通じて、混獲の削減を図る。また、トドの絶滅回避及び漁業被害の軽減の両立を図るため、科学的知見に基づく来遊個体群の管理を行う等の対策を推進する。加えて、希少な野生水生生物については、科学的知見に基づき、採捕禁止等の厳しい措置を導入するほか、海洋生物の希少性の評価を行い、海洋生物についてレッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)を作成し、希少種の保全を推進する。

さらに、海山等に存在する脆弱な生態系の保護と持続的な漁業との共存を図るため、地域漁業管理機関を通じて、底魚漁業が脆弱な生態系に与える影響の評価に基づく適切な保護措置を実施する。

⑤海洋保護区等の設定・運用【ターゲット2、3】

海洋保護区については、平成23(2011)年5月に行われた第8回総合海洋政策本部会合(本部長:内閣総理大臣)において、「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」と定義されている。この定義に合致する区域として、水産動物の産卵や稚魚の育成等に適しており、開発規制や採捕禁止が措置される保護水面等がある。

令和4 (2022) 年の昆明・モントリオール生物多様性枠組において定められた 30by30 目標には海洋も含まれるところ、我が国では、令和3年 (2021) 年1月時点で海域の約13.3%を海洋保護区に設定しているが、目標達成に向けて、OECM としてカウントされる海域を設定し、保全を図っていく必要がある。このことを踏まえ、今後とも、既存の制度等を効果的に活用し、海洋における生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用のため、その管理の充実も含め海洋保護区等の設定を適切に推進する。また、海洋保護区は、上記の定義からも明らかなように、必ずしも人間活動を禁止する区域を意味するものではなく、漁業者の自主的な共同管理によって、生物多様性を保全しながら、これを持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となりうるという基本認識の下、こうした日本型海洋保護区の普及啓発を図っていく。

公海に関しては、平成 27 (2015) 年 6 月、国家管轄圏外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用に関し、国連海洋法条約の下に新たな協定を作成することが国連総会において決議されたことを踏まえ、政府間会議が行われている。本会議では、海洋保護区等を含む区域型管理ツール等の措置が主要な交渉分野の一つとされており、海洋保護区等の設置プロセスや規制措置等が協議されている。本会議へ積極的に参画し、BBNJ の保全及び持続可能な利用を推進していく。

⑥生物多様性に配慮した栽培漁業、持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進

(生物多様性に配慮した栽培漁業の推進)

近年、我が国周辺水域の水産資源の状況は低位水準にある魚種も多く見られることから、生物多様性に配慮しつつ、資源管理の一環として効果的な種苗放流、稚仔魚の生育環境の改善等を実施することにより、資源の維持・増大を図ることが重要である。

このため、種苗放流については、「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に基づき、採卵する親魚は可能な限り放流海域の集団から入手するなど、当該海域における遺伝的多様性が確保されるよう努めており、今後も生物多様性に配慮した取組を推進する。

(漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産の推進)

養殖業については、世界の水産物の供給量の半分を占める重要なセクターであり、漁業管理や天然資源への負荷の低減により、環境負荷に配慮した取組を推進していくことが重要である。

このため、環境への負荷が大きい生餌給餌から環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料への転換や大豆等の植物性原料や昆虫等の動物性原料等の魚粉代替たんぱくの開発等による配合飼料中の魚粉割合の低減を図ることにより、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現する。また、ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗生産技術の開発・普及を進める。「みどりの食料システム戦略」においても、魚粉代替原料及び養殖魚種の人工種苗生産技術の開発、普及を位置付けて取組を行い、イノベーションの社会実装を実現することとしている。さらに、海洋環境と隔離された閉鎖循環式陸上養殖の導入により、海洋環境への負荷軽減が可能な養殖の展開を図るとともに、養殖場において、薬剤耐性菌の発生による悪影響を回避するため、事業者が必要な対策を実施するとともに、抗菌剤に頼らない持続的な養殖生産体制を推進する。

さけ・ます増殖事業については、さけ・ます資源の維持とその持続的利用を図るため、北太平洋の生態系との調和を図り、種の特性と多様性を維持することに配慮して実施する。また、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進する。

ウナギの持続的な利用に向けて ~養殖における人工種苗生産技術の開発、普及~

我が国におけるウナギの供給量のほとんどが養殖による ものであり、また、国内で流通するウナギの約7割は中国、 台湾からの輸入品である。

近年、ニホンウナギの資源状況は悪化しており、海洋環境の変動、親ウナギや稚魚(シラスウナギ)の過剰な漁獲、生息環境の悪化等がその要因として指摘されている。このため、これらの個々の要因に対して、適切な措置を講じて、ウナギの持続的な利用を確保していくことが必要である。



ウナギの養殖は、冬から春に河口域に来遊する天然のシラスウナギを採捕し、それを種苗として養殖 池で育成している。平成22(2010)年には、卵から親魚を育て、親魚から得た卵をふ化させる完全養殖 に成功しており、現在、ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの確立に向け、他分野の産学官 連携により、成長・生残の良好な飼料、生産性の高い飼育水槽の開発等が進められている。

(内水面の保全の推進)

河川、湖沼等の内水面は、漁業・養殖業の生産の場として食用水産物や観賞用水産物を供給しているほか、釣りやレクリエーションなど自然と親しむ場としても、国民生活に欠かせないものとなっている。しかしながら、河川工作物の影響や水質の低下などによる水産動植物の生息・生育環境の悪化やカワウ・外来魚等による食害等により、内水面の漁場環境・生物多様性は悪化している。

このため、「内水面漁業の振興に関する法律」(平成 26 年法律第 103 号)に基づく協議会を活用し、内水面漁協と河川管理者等との相互理解によって内水面漁場環境の再生に向けた取組が促進される体制の構築を図るとともに、効果的なカワウの個体数管理手法や外来魚等の防除手法の開発を進め、それらを活用した内水面漁協による防除活動等を促進する。また、漁場環境に配慮した増殖手法の開発や産卵場、種苗生産施設の整備等により、内水面における生物多様性の保全に配慮した資源増殖の取組を推進する。

ウナギ類については、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づきウナギ養殖業を農林水産大臣による許可制としているところ、ニホンウナギ資源を共有する関係国・地域間で合意した稚魚の池入数量上限を厳格に管理するほか、河川から海に下るウナギ資源の保護等の措置を推進する。また、令和2(2020)年の漁業法改正に伴うシラスウナギの密漁への罰則強化や、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」におけるシラスウナギの特定第一種水産動植物への指定(令和7年12月から適用)等を通し、密漁や違法採捕物の流通の防止を図る。

4) 野生生物の適切な管理を通じた農林水産業への被害の防止【ターゲット4、6、9】

①鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進

里地里山には、多くの野生動物が生活を営んでおり、生態系の中でそれぞれ重要な役割をもっている。また、人間生活と密接に関わり、必要な資源として利用されてきたほか、人々が野生動物観察などを通じて生きものとふれあうことも行われてきた。一方、昔から、農民が収穫物を守るために築いた猪土 や猪 垣 が象徴しているように、イノシシ等による農業被害が生じていた。近年、里地里山における人間活動の低下や耕作放棄地の増加、狩猟者の減少、温暖化による少雪化傾向などに伴い、イノシシ、シ

カなどの獣類の生息域が拡大しており、鳥獣による農作物被害額は減少傾向にあるものの、農山漁村における人々の生活に深刻な影響を及ぼしている。

野生動物は基本的に臆病で人をおそれる生きものであり、農地に接する 藪 などを隠れ場所として農地に侵入する。鳥獣被害を防止するには、人と野生動物が適度な距離を保ち、適切な関係が構築できるような生息環境管理を行うことが重要である。このため、対策を行う際には、被害防除や個体数調整と併せて総合的に取り組む必要がある。

このため、令和3 (2021) 年に改正された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号)に基づく市町村による被害防止計画の作成の推進により、地域の体制づくりを進める。また、当該計画に基づいて行われる、農地に隣接した藪の刈払いなど緩衝帯の整備による生息環境管理、防護柵の設置による被害防除、鳥獣の生息密度を適正に保つための個体数調整といった地域が一体となった取組を総合的に支援する。

特に、近年、増えすぎたイノシシ、シカなどの野生動物による農林業に対する被害は深刻化し、生物多様性保全の脅威ともなっており、個体数調整を実効あるものにするために、鳥獣被害対策実施隊の設置推進等による捕獲の担い手の育成・確保や、活動支援による捕獲体制の強化、各都道府県、市町村が連携して取り組む広域捕獲、ICT等新技術を活用した対策の推進、野生動物管理等の専門的知見を有する人材の育成など被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強化を図る。併せて、捕獲した鳥獣について地域の資源として有効活用するよう、焼却処分施設の整備、販路開拓や商品開発等による捕獲鳥獣の食肉等としての適正な利活用の促進、捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成などを推進する。

「体験」と「共有」により集落一体となった獣害対策を推進

新潟県新発苗市にある上三光集落では、平成24(2012)年に「上三光清流の会」を設立し、「持続可能な農村」を活動テーマに集落ぐるみで獣害対策に取り組んでいる。

「体験する」「共有する」をキーワードに、農業体験交流、GISの活用等を通じて集落環境への関心を高めることで、非農家を含む集落住民に対して獣害対策への協力を促すことに成功している。

出典:第8回全国鳥獣被害対策サミット 上三光清流の会講演資料

②野生鳥獣による森林被害対策の推進

シカ等の野生鳥獣による森林被害については、植栽木の食害のみならず、下層植生の食害や踏みつけによる土壌の流出や貴重な高山植物の消失など、森林の有する多面的機能への影響が懸念されており、効果的な対策が必要である。

このため、鳥獣保護管理施策との連携や野生鳥獣による被害や生息の状況を踏まえ、コスト・労力の削減にも資する ICT 等の導入も図りつつ、積極的な個体数調整や被害防除などの広域的かつ効果的な森林被害対策を推進する。また、地域の実情を踏まえ野生鳥獣の生息環境に配慮した針広混交林化や広葉樹林化を図るなど野生鳥獣との共生にも配慮した対策を適切に推進する。

国有林野においては、シカの生息状況や被害状況モニタリング等に基づき、地元関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などの取組を積極的に推進するとともに、必要に応じて森林の再生・復元を図るための取組を推進する。

③野生生物による漁業被害防止対策の推進

海洋の生態系を構成する生物の中には、漁業・養殖業等に損害を与える野生生物も存在し、漁具の破壊、漁獲物の食害などをもたらす一方、当該生物種の絶滅回避等、生物多様性に配慮した対策が必要である。

特に、北海道周辺海域では、トド等の海獣類による漁具の破損等の被害が多く発生している。トドの 絶滅回避及び漁業被害の軽減の両立を図るため、科学的根拠に基づく来遊個体群の管理を行う等、引き 続き最新の科学的知見に基づき適正な保存管理措置を実施する。

また、東シナ海及びその隣接海域において大量発生する大型クラゲ類は、我が国周辺海域にも来遊して漁業に大きな被害をもたらすことが問題となっている。出現範囲が広い大型クラゲについては、発生 状況の調査のほか、効果的な駆除等の適切な対策を講じる。

カワウについては、ドローンを用いた巣へのドライアイス投入による繁殖抑制等、効果的な個体数管理手法の開発・普及、防除活動に取り組む内水面漁協に対する支援を行うことで、被害対策を推進する。また、カワウは広域的に移動・繁殖を行うことから、環境省、都道府県等と広域的な連携を進め、全国各地で捕獲等を中心とした各種対策を効率的かつ効果的に実施することにより、被害対策を強化する。

④外来生物の定着等の防止

(外来生物法等に基づく外来生物対策)

野生生物による農林水産業への被害防止対策においては、外来生物がその対象となることがあるが、 我が国に天敵となる生物がいないこと等から、旺盛な繁殖力を発揮するようになる種が多く、被害が甚 大になる傾向があるため、早期に対応することが重要である。

外来生物対策は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。)に基づいて実施されており、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを特定外来生物に指定して被害防止に努めている。なお、特定外来生物に指定されていない外来生物の中にも、既に農林水産業や生態系に被害を及ぼしている種、又は及ぼす可能性がある種が存在していることに留意する必要がある。

愛知目標において「2020年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。」という個別目標が示され、国家戦略において「防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すために、「外来種被害防止行動計画(仮称)」を策定すること」及び「外来生物法に基づく特定外来生物のみならず、我が国の生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある侵略的外来種について、リストを作成すること」が国別目標の一つとされた。

これを受けて、平成 27 (2015) 年 3 月に「外来種被害防止行動計画」と「我が国の生態系等に被害を 及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」を公表した。

外来生物対策は、そこに携わる多様な主体の連携が重要であることから、「生態系被害防止外来種リスト」等を活用し、関係省庁、地方自治体、事業者、NPO、国民等の様々な主体に対し、外来種について

の関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで、外来生物対策の進展を図ることとする。

(農業、林業への被害等の防止)

アライグマなどの外来生物は農林水産物被害を与えるだけでなく、里地里山の生態系を脅かす存在となっている。このため、これら特定外来生物については、外来生物法に基づく防除実施計画の確認・認定を受けることで、根絶を念頭に置いた捕獲を進める。

カワヒバリガイやタイワンシジミ等、農業用水路の通水障害を引き起こす外来種については、定着地での駆除法の開発や分布拡大を阻止するための早期検出法の開発を促進する。また、アレチウリやナガエツルノゲイトウ等の侵入雑草についても、薬剤も活用した効率的な防除技術の開発と分布拡大防止のための管理技術の開発を促進する。

また、農作物に被害を与えるスクミリンゴガイやクビアカツヤカミキリ等の病害虫については、生態や防除方法等に関する試験研究や防除対策の周知を行うとともに、都道府県が実施する防除対策等に対する支援を行ってきた。引き続き、都道府県等と連携し、適時・適切な防除を推進する。さらに、地域固有の森林生態系を脅かす外来生物については、現状の生態系への影響に配慮しつつ、順応的な管理による駆除や生息域の拡散防止対策を実施する。

(水産業への被害等の防止)

内水面漁業に被害を与える外来生物について、その生息状況の把握と生息環境・生息密度等に応じた効果的な防除手法の開発・普及を行う。水産庁が防除を行うこととされている特定外来生物(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)については、これらの種の防除に取り組む内水面漁協等を支援することにより、被害対策を推進する。なお、オオクチバスについて、特定外来生物に指定される前から第五種共同漁業権の対象とされていた湖沼においては、特例として生業の維持のための飼養等が認められ、遊漁利用されている。そのため、当該湖沼においては、関係機関と協力して外来種に頼らない生業の在り方の検討を進めること等により、地域固有の生態系の保全・再生を図る。

(我が国への侵入防止)

農作物等の有用な植物に被害を与えるおそれのある病害虫については、我が国への侵入を防止するため、海空港などにおいて、貨物、携行品、郵便物として輸入される植物やその容器包装について、植物防疫所が検査(輸入植物検疫)を実施している。

検疫対象の病害虫以外についても、輸入植物検疫において特定外来生物等である疑いのある生物を発見した際には、環境省からの協力依頼に基づき、植物防疫所から、税関及び環境省への連絡を行っている。

引き続き、これらの取組により、病害虫等の侵入を防止する。

(農林水産業に利用されている外来生物の定着等の防止)

農林水産業に利用されている外来生物については、侵略的外来生物として「生態系被害防止外来種リスト」において「産業管理外来種」に区分されている種もあり、在来種への転換を含む在来種の生息・ 生育域への拡散や定着の防止対策が求められている。

農作物の受粉のために用いられるセイヨウオオマルハナバチに関しては、特定外来生物に指定されて

おり、在来種への転換に努めるとともに、止むを得ず使用する場合には、施設の出入り口を二重にするなどの対策を施して在来種の生息域への拡散防止を行う等、適正な管理を行う必要がある。

緑化工などの公共事業において外来植物を利用する際は、特定外来生物を含む「生態系被害防止外来生物リスト」に記載された種を避けることを基本とし、代替種が存在しない場合には、現状の生態系への影響に配慮しつつ生育域の拡散防止対策を推進する。

外来牧草については、採草・放牧地からの生育域の拡散防止や在来種の保全等、生態系への影響を防 ぐ対策を推進する。

ブラウントラウト等の産業管理外来種については、水産業のみならず地域経済の活性化に広く貢献している一方、生態系への被害を及ぼすおそれがあることから、関係者が連携して生息域の拡大防止の取組を推進する。

(2) サプライチェーン全体で取り組むことで生産現場を後押しする

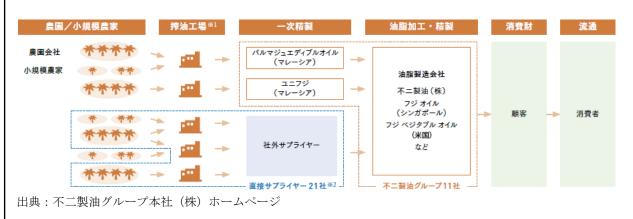
1) 生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築【ターゲット7、15、16】

国民の価値観の多様化や健康な食生活や持続可能な生産・消費が求められる動きが見られる中、ビジネスにおいても持続可能性への取組が企業評価やESG金融を実践する上で重要な判断基準となりつつある。特に食品企業にとっては、国際的に普及している持続可能な取組に即した企業活動を行うことが市場における価値を高める上で重要になっており、農林水産省としても 2030 年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指すこととしている。

責任ある調達方針に基づく持続可能なパーム油調達に向けた取組

パーム油は、ほかの植物性油脂と比べて加工しやすく単位面積当たりの収穫量が大きいため、食品から化学品まで幅広く使われ、世界の植物性油脂原料の中で最大の生産量となっているが、農園開発に起因する森林破壊や、強制労働・児童労働などの人権侵害が危惧されている。

不二製油グループでは、平成28(2016)年3月に「責任あるパーム油調達方針」を策定し、パーム油サプライチェーン上の「森林破壊ゼロ」「泥炭地開発ゼロ」「搾取ゼロ」実現に向けて、具体的な2030年目標を掲げて取り組んでおり、「第22回グリーン購入大賞」で、農林水産大臣賞を受賞した。



(食料・農林水産業におけるプラスチック資源循環)

近年、海洋プラスチックごみ問題の顕在化など、プラスチックごみが生物多様性に及ぼす影響が懸念されており、プラスチックごみの排出抑制と資源循環は生物多様性保全の観点からも重要である。

農業生産においては、農業用ハウスやトンネルの被覆資材、マルチ、畜産のサイレージラップのほか、

肥料成分を合成樹脂等の膜でコーティングした被覆肥料など生産資材としてプラスチックを使用していることから、プラスチック問題に対しても適切に対応することが必要である。

これまでも、資材メーカーで構成する団体等により、使用済みの農業用フィルムの適正処理や生分解性マルチの利用促進、被覆肥料の被膜殻の流出防止など、海洋プラスチックごみ問題の解決にも資する取組が自主的に行われているところであるが、排出事業者である農業者は一般に零細で、発生地域が分散している等の実状を踏まえ、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」に基づき、行政機関及び農業者団体が関与して適正処理を推進しており、今後も各地域においてブロック協議会や都道府県協議会を開催し、情報や地域課題の共有、法令周知の徹底を図る。

食品産業では、PET ボトルやトレイ、カトラリーなど、多種多様なプラスチック製品を活用しており、とりわけ容器・包装は新型コロナウイルス感染症の影響を受けエッセンシャルユースによる使用量が拡大していることから、「プラスチック資源循環戦略」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)等に基づき、食品産業におけるプラスチック製品の製造、販売、排出の各段階でプラスチック資源循環等の取組(リデュース、リユース、リサイクル、リニューアブル)を促進する。

具体的には、食品産業におけるプラスチック製品の環境配慮設計の促進、外食等のサービス提供時に 無償提供されるワンウェイプラスチックの使用量の削減、小売等の排出事業者によるプラスチックの自 主回収・リサイクル等、食品産業における取組を推進する。

海洋プラスチックごみ問題対策の一環として、漁業に伴って生じる廃棄物の適正処理の徹底のため、漁業者等による漁業系廃棄物の計画的処理を推進するほか、必ずしも高い強度や耐久性が求められない漁具等について、海洋生分解性プラスチックが利用されるよう開発を推進する。また、環境省と連携し、漁業者が操業中に回収した海洋ごみを持ち帰り、自治体が処分する体制の構築を推進する。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、食料・農林水産業における排 出事業者に対する指導・助言及び多量排出事業者に対する勧告・公表・命令を通じて、プラスチック使 用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進する。

瀬戸内海の海洋ごみの削減を目指す「瀬戸内オーシャンズ XI

令和2 (2020) 年12月、日本財団と瀬戸内海に面する岡山・広島・香川・愛媛の4県が連携し、5か年計画で海洋ごみ対策に取り組むプロジェクト「瀬戸内オーシャンズ X」が発足した。

瀬戸内オーシャンズ X では、「調査研究」「企業・地域連携」「啓発・教育・行動」「政策形成」を4本の柱として、瀬戸内海の海洋ごみの流入量を減らし、回収量を増やす取組を進め、循環型社会を見据えた海ごみ対策の「瀬戸内モデル」として世界に拡げていくことを目指している。



(森林の有する多面的機能に配慮した木材等の流通の促進)

違法に伐採された木材の流通は生物多様性を含む森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)(通称:「クリーンウッド法」)に基づき木材等を取り扱う事業者に合法性の確認を求めるとともに、合法伐採木材等の消費者等への普及を促進する。

(生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援する認証制度等)

生物多様性の保全に取り組む生産者から優先的に調達するため、森林経営に関する一定の基準に基づいて認証された森林から産出される木材及び木材製品(認証材)等について、消費者の選択的な購入を促す森林認証制度の普及等を図る。

また、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、消費者の認知度向上等を推進するとともに、生産者及び流通加工業者による水産エコラベル認証の活用促進を図る。

(事業系食品ロス削減に向けた取組)

世界では、拡大する食料需要を満たすため森林を伐採して大規模単作農業が行われることについて生物多様性と気候変動の視点から懸念されている。我が国は国内の食料需要の大半を海外に依存しており、食品産業から発生する事業系食品ロスの削減は生物多様性保全の観点からも重要である。

このため、サプライチェーン全体での食品ロスの発生要因となっている商慣習の見直しに向け、食品製造業、食品卸売業、食品小売業が一体となり、納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長進める。また、飲食店等における食べ残しの持ち帰りや、季節食品の需要に見合った販売について、食品事業者・消費者双方の理解・協力を得ながら推進する。

これらの取組により、2030 年度までに、事業系食品ロスを2000 年度比で半減させることを目指す。 さらに、2050 年までに、AI による需要予測や新たな包装資材の開発等の技術の進展により、事業系食品ロスの最小化を図る。

(サプライチェーンにおける金融機関の役割)

サプライチェーンにおける生物多様性の主流化に向けては、金融機関の役割が大きくなっている。 令和3(2021)年2月に英国財務省が公表した「ダスグプタ・レビュー」に示されたように、今後、

令和3 (2021) 年2月に央国財務省が公表した「ダスクフタ・レビュー」に示されたように、今後、プラネタリー・バウンダリーの観点から生物多様性と経済の関係はさらに密接になり、サプライチェーン上の各主体の役割が今以上に問われていくと考えられる。また、SDGs の認知度の向上とともに、ESG 要素を含むサステナブルファイナンスによるゴール達成への貢献に期待が高まっている。

特に、ESG 金融が急拡大する中で、金融の果たす役割が非常に注目されており、機関投資家を含む金融機関には、生物多様性を含む環境に配慮した経営を持続的に行う企業を評価し、そうした企業への投資を拡大させることが求められている。さらに、投資家が企業を評価するために、生物多様性に関する情報開示について国際的な議論が加速している。

こうした流れを踏まえ、生産、加工、流通等の各段階において、生物多様性に係る取組をモニタリング、評価、発信する手法について研究・開発を進めながら、食料や資材、原材料の国内流通、輸出入についても検討を進め、国内の農林水産業に対する投資機会の増大等に向けて政策手法のグリーン化に取り組む。

また、国内の動向に目を転じると、融資先の環境配慮活動を評価し、それにより融資の可否や金利など融資条件の設定などを行う環境格付融資を導入する金融機関も近年増え始めている。

地方銀行や信用金庫等の地域金融機関においては、生物多様性を含む環境分野を成長産業として捉え、自治体や企業などとの連携の下、環境配慮型の事業に自ら取り組む例も生まれている。

こうした流れを見据えて、融資等で環境に配慮した生産や事業活動を後押しする取組に加え、先進的な好事例の発掘、発信を行い、各地域での取組の誘発を図っていく。

2) 生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進【ターゲット9、12、14、15、16】 (環境保全型農業に対する理解等の促進)

「みどりの食料システム戦略」においては、化学肥料使用量や化学農薬使用量(リスク換算)の低減と有機農業の面積拡大に向けた取組を推進することとしている。

こうした有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保を図るため、有機 農業の生産から学校給食での利用等の消費まで一貫して、地域ぐるみで取り組む市町村を支援する。あ わせて、国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携し、SDGs の達成に貢献する有機 農業の取組やそこで作られた農産物に対する消費者の理解が得られるよう、需要喚起の取組の推進に努 める。また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方自治体の相互の交流や連携を促すための ネットワーク構築を推進し、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が 行われるよう、必要な支援に努める。

有機 JAS を満たして生産された農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用したほ場において生産され、環境に配慮している生産方法を用いている点に関し、消費者の理解を醸成する。

有機農業で生産された農作物を学校給食などで積極活用

大分県 白杵市では、農地やその周辺の生態系を保全するため、化学肥料・化学農薬に頼らず、環境にやさしい「ほんまもん農業」を推進している。平成22(2010)年度には、「臼杵市土づくりセンター」を開設し、原材料の8割を草木類、2割を豚糞とした「うすき夢堆肥」を製造するとともに、化学肥料・化学農薬を使わない圃場で栽培した農産物を「ほんまもん農産物」として市長が認証する市独自の認証制度を行っている。



また、販売網を確保することで有機農業が経済的に成り立つ環境整備を進めており、市内の飲食店や学校給食における地元食材の利用促進など、地産地消の取組を支援。臼杵市の小学校、中学校では、市内の約70戸の農家の協力を得て、給食で使用する野菜の約40%が地元産でまかなわれている。

(食育や農林漁業体験の推進)

生物多様性に関する理解や知識を深め、行動変容に結び付けるためには、教育・学習が重要である。特に、学校教育や自然とのふれあいを通して、自然や生物を知り、体感することは大切である。

「第4次食育推進基本計画」においては、国民の健全な食生活の実現と環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGs の考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進することとしている。

食料の生産から消費等に至る食の循環が環境に与える影響に配慮する必要があることから、生物多様

性の保全に効果の高い食料の生産方法等に関する普及啓発、持続可能な食料システムにつながるエシカル消費の推進等、環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育を推進する。

また、農林水産業の活動そのものや農林水産業と生きものとの関わりが理解されにくい状況となっているため、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等について理解を深める農林漁業体験を推進する。

地場産物の活用は、生産地と消費地との距離が縮減され、その輸送に係る二酸化炭素の排出量も抑制される等、環境負荷の軽減にも寄与するものである。また、直売所等における地域の農林水産物の利用促進を図るため、多様な品目の生産・供給体制の構築及び加工品の開発を推進するとともに、学校、社食等施設の給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制を構築し、地域の農林水産物の利用を拡大する。

さらに、生活様式の多様化等により、優れた伝統的な食文化が十分に継承されず、その特色が失われ つつあることから、和食給食の推進や伝統的な地域の多様な食文化を次世代へ継承する活動を推進する。 食文化の保護・継承は食生活の文化的豊かさを支える上で重要であるとともに、環境負荷の軽減にも寄 与し持続可能な食に貢献することから、子育て世代をターゲットとして、食文化の良さを理解し、家庭 での実践につなげてもらうための取組を実施するとともに、地域の食文化のストーリー・付加価値のあ る情報を一元的・体系的に整理し分かりやすく情報発信を行う。

国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、森林スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」として設定している。また、自ら森林づくりなどを行うことを希望する民間団体等と協定を締結してフィールドを提供する「協定締結による国民参加の森林づくり」を推進している。さらに、企業等が国と分収林契約を結ぶことで、社会貢献、社員教育又は顧客とのふれあいの場としての森林づくりを可能とする「法人の森林」の設定を推進する。

稲作体験を通じて田んぼの生きものや農耕文化を学ぶ「住吉かかしプロジェクト」

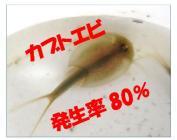
大阪市の住吉大社は、平成 25 (2013) 年から、国の重要無形民俗文化財である「御田植神事」の 苗床を希望する近隣の幼稚園・小学校などに分けて、同じ稲を育てながら 案山子 の作り方や 御田 に生息する生きものを学ぶ「住吉かかしプロジェクト」を行っている。乾燥した御田の土を「謎の土」と命名して配布し、水に入れることで様々な水生生物が発生し観察できる企画は、稲作と生きものの関わりを知る体験として参加した児童・生徒に好評を得た。なお、住吉大社は同プロジェクトを通じて、御田の環境保全と伝統文化の継承に努め、SDGs の達成に貢献することとしている。

、生き物出てくるかな~?/



謎の土に水を入れて観察

☆「謎の土」やってみたら・・・出たぞ!謎の生き物いっぱい!





たくさんの生き物が出たぞ!

プロジェクトの広報誌「御田通信」でアンケート結果を報告

(持続可能な生産消費の促進)

農林水産分野における持続可能な消費の促進は、国や地方自治体の取組だけでは限界があり、サプライチェーンを担う生産者や企業等の協力を得て、小売店舗での取組なども含めた情報発信を行うことが重要である。このため、多様な主体が協力し、技術や情報など互いの強みを組み合わせながら、社会全体の取組として進めていく必要がある。

このため、2030年までの SDGs の達成を目指し、食や農林水産業の持続可能な消費を広めるための活動を推進する「あふの環 2030 プロジェクト」(農林水産省、消費者庁、環境省連携)を立ち上げ、これをプラットフォームとして、多様なステークホルダーとの対話を進めながら、消費から持続可能性重視の消費へと価値観と行動の変容を促し、持続可能な生産消費の促進に取り組む。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)(通称:「グリーン購入法」)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、国等の食堂における有機農産物等の使用が配慮事項として追加されたことから、農林水産省の食堂においても、率先して有機農産物の使用を進めるとともに、こうした取組を通じ、有機農産物等を含む環境に配慮して作られた農林水産物の需要拡大、持続的な食料・農林水産業の発展につなげていく。

(農業・農村の役割に対する理解等の促進)

国民共通の財産としての農山漁村空間の保全・管理に向けて、グラウンドワーク活動等に見られるような集落・民間企業・行政等が協働して行う農村環境を活用した取組への支援や、生物多様性等の豊かな地域資源を生かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する地域ぐるみの取組を支援する。さらに、農山漁村の食文化や美しい景観を活かし、新型コロナウイルスによる社会変化を踏まえたニーズに対応できる地域づくりの取組を支援する。これらを通して、農業・農村が生物多様性に果たす役割について国民の理解を促進するとともに、農泊等により都市と農山漁村の交流や関係人口の創出・拡大、定住を促進する。あわせて、都市住民が身近に参加しやすい都市農業についても推進する。

さらに、FAOの世界農業遺産(GIAHS)等の地域の生物多様性保全の取組を評価する制度を活用し、我が国の農林水産業の多様な価値を国内外に PR するとともに、農山漁村地域の活性化を図る。

(鳥獣被害対策の理解促進)

鳥獣による農林水産業への被害の現状や対策について、広く国民に周知を図る。

特に、近年、増えすぎたイノシシ、シカなどの野生動物による農林業に対する被害は深刻化し、生物 多様性保全の脅威ともなっており、捕獲の担い手の育成・確保等の各種対策に加え、捕獲鳥獣の食肉等 としての適正な利活用の促進、衛生管理の知識を有する捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成、 野生鳥獣肉(ジビエ)のブランド化など、地域資源として捕獲鳥獣の利活用に向けた取組を推進する。

(国民参加の森林づくり等の推進)

森林・林業が持続可能な社会の構築に果たす役割や木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高める必要があることから、多様な主体による森林づくり活動の促進に向けて、企業・NPO 等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた国民への普及啓発活動の促進に努める。あわせて、森林環境教育や木育を推進するため、身近な森林の活用等による自然保育等の幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場

に関する情報の提供、教育関係機関等との連携の強化、林業後継者等を対象とした林業体験学習等を推 進する。

(内水面漁場・生態系の保全に対する理解促進)

内水面の漁業権を免許された漁協は、放流等による水産資源の増殖や河川環境の整備等、漁場である河川・湖沼を持続的に利用するための管理を行っており、このような漁協の活動が内水面生態系の保全に大きな役割を果たしている。河川・湖沼は、釣り場やレクリエーションなど自然と親しむ場として国民にとっても欠かせないものとなっており、良好に保全・管理していくためには利用者である国民の理解と協力が欠かせないことから、国民に広く内水面生態系の重要性とその保全・復元を担う漁協の活動についての理解を広めるため、漁協による普及啓発活動を促進する。

3. 農林水産空間の保全・利用を推進する

我が国における農林水産空間は農業生産活動等の人の働きかけにより維持されている自然環境であり、農林水産業を通じた農山漁村の振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成等、多面的機能の発揮の観点からも重要である。農林水産業を営むことで景観が守られ、生物多様性が維持されうる。

しかしながら、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農用地・水路・農道等の地域資源の適切な保全管理が困難な状況となっており、これらの多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、このような状況を踏まえた施策を展開していく必要がある。

これらの施策の展開や、直面する環境や社会課題の解決に向けては、自然を活用した解決策 (NbS) を基本として対処し、豊かな自然を劣化させることなく、更なる蓄積をもって次世代に継承することが求められる。

昆明・モントリオール生物多様性枠組に盛り込まれた、2030年までに陸域及び海域のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全するとのいわゆる30by30目標は、より広範な陸上景観(ランドスケープ)、海洋景観(シースケープ)と統合した扱いを掲げているほか、農林水産業が営まれる地域の持続可能な管理という目標も定められた。

(1)農林水産空間の保全・利用を担う人材の確保と育成【ターゲット1、2、3、10、22、23】 (農村地域における対策)

適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域等への支援を行うとともに、農地・農業用水等の地域資源の保全及び質的向上を図る観点から地域ぐるみで行う共同活動に対する支援を行う。また、グラウンドワーク活動等に見られるような集落・民間企業・行政等が協働して行う農村環境を活用した取組への支援や、生物多様性等の豊かな地域資源を生かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する地域ぐるみの取組を支援する。さらに、農山漁村の食文化や美しい景観を活かし、新型コロナウイルスによる社会変化を踏まえたニーズに対応できる地域づくりの取組を支援する。これらを通して、農業・農村が生物多様性に果たす役割について国民の理解を促進するとともに、農泊等により都市と農山漁村の交流や関係人口の創出・拡大、定住を促進する。

また、農林水産業従事者の一層の高齢化と減少が今後見込まれる中、産業の持続性を確保するためには、農山漁村地域の支えとなる人材の裾野を拡大していくことが重要であることから、大学等でのキャリア教育に取り組むとともに農林水産業の新規就業者の育成・確保、半農半Xを含む多様な農業経営の推進、地域を支える体制・人材づくりを図る。特に、農林水産業・農村漁村の持続性や多様性の観点から、生活者の視点を有する女性の意見を地域の方針策定に反映させていくことが重要であることから、地域をリードする女性農林漁業者の育成・登用、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性が活動しやすい環境づくりを推進する。さらに労働時間の大幅な削減に資する自動草刈り機や自動水管理システム等のスマート農業技術の社会実装を推進する。

半農半Xの拡大による地域の労働力の確保

生産現場では、農業と宿泊業や、農業と酒造りなど、農業を営みながら他の仕事にも携わる働き方である「半農半X」の拡大に向けた取組を一部自治体が実施している。

例えば島根県では、平成22 (2010) 年度から 半農半Xに取り組む県外からの移住者を支援しており、「半農半農雇用(農業法人等での雇用)」、 「半農半蔵人(酒造会社勤務)」、「半農半サービス(道の駅勤務、新聞配達等)」、「半農半自営業 (庭師、左官、写真家)」等を実践者として認定 している。



半農半Xの実践者(農業と酒蔵の勤務:島根県)

(山村地域における対策)

我が国の山村は人口では 2.5%を占めるに過ぎないが、国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めており、農林産物の供給のほか、農林産物の供給のほか、水源の 瀬 養や地球温暖化防止等の公益的機能に加え、多様な自然環境との関わりの中で、個性豊かな地域文化を形成するなど、国民生活の向上に重要な役割を果たしている。

一方で、山村は過疎化や高齢化が進み、担い手不足による森林の荒廃等の問題が生じているため、森 林の適切な整備・保全や生物多様性の保全を行うためには、その担い手の確保とともに山村地域の活力 を維持することも必要である。

このため、「緑の雇用」事業等による新規就業者の確保により移住・定住の促進を図るとともに、山村 地域の有する生物多様性が豊かな自然や文化、景観等の資源を活用した農林複合経営や「森林サービス 産業」等の推進により、新たな山村価値の創造を図る。

(漁村地域における対策)

漁村の人口減少や高齢化が進み、漁村の活力が衰退し、多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されていることから、漁業への就業を希望する者に対する研修支援などを通じて新規就業者の確保を図るほか、「海の宝!水産女子の元気プロジェクト」を通じて漁業・水産業において女性が活動しやすい環境づくりを推進する。

(2) 農林水産空間の保全・利用の推進【ターゲット1、2、3、10、11】

(農山漁村の活性化に向けた対策)

農山漁村における生物多様性を保全するため、在来種の復活に向けた地域ぐるみの有機農業の実践、 農地整備の際にため池をビオトープとして保全する取組、農地・農業用水等の保全、水田魚道の設置や 渡り鳥への生息地の提供、鳥獣被害を軽減するために緩衝帯を整備する取組、森林づくり、漁場保全の ための植林や藻場・干潟の維持管理活動など、様々な活動が行われている。

これら各地域での農林水産業を通じた様々な生物多様性保全の取組は、これらの取組の結果生産された農林水産物の販売が増加するなど農林水産業や農山漁村の活性化にもつながっている。

このような多岐にわたる生物多様性保全の取組は、農林漁業者に加え、地方自治体、NPO、地域住民、企業、教育機関等、地域の特性に応じ、多様な主体が連携して行われていることから、地域ぐるみの取組を推進する。

また、遊休農地については、「農地法」(昭和27年法律第229号)に基づく利用状況調査、利用意向調査等により、発生防止・解消を図っている。これらにより、遊休農地を発生防止・解消することは放棄後に発生する侵略的な植物が優先する植生の防止等の生物多様性保全にも資するものである。

酒米を生産し"耕作放棄地"を蘇らせた能登の酒蔵の「里山を守る」取組

能登地域は、平成23(2011)年に日本で初めて世界農業遺産に認 定されるなど世界的にも貴重な農業景観を有する地域である。

他方で、近年は高齢化などを背景に耕作放棄地が広がってきていることが課題となっている。

明治創業の数馬 酒造 (石川県能登町)では、能登の農業景観の保全を目指して、平成26 (2014)年からパートナー農家とともに耕作放棄地を活用した「水田づくりからの酒造り」を開始。100 軒以上の地主から耕作放棄地を借り受け、開墾し、酒米を育てて日本酒を造る活動を進めている。

令和3 (2021) 年までに約26ha (東京ドーム約6個分) の耕作放棄地を蘇らせ、同年から使用する全ての原料米を能登産に切り替えている。





(里山林の継続的利用に向けた対策)

里山林は、落葉や薪炭材の採取等地域住民等の利用による適度な働きかけが加わることによって、その環境に適応した様々な野生生物が生息・生育するなど生物多様性の保全上重要な場所であるとともに、その立地等を活かした人と自然とのふれあい・教育の場としての役割も期待されている。さらに、木材利用だけでなく再生可能エネルギーである木炭や薪などの地域資源の利用が活発化することにより、その適切な管理が図られるものである。

しかし、近年の農山村地域の過疎化・高齢化や生活様式の変化に伴う利用の低下による植生遷移の進行等のために、種構成や種多様性に変化がもたらされており、多様な主体による里山林への新たな働きかけを推進していく必要がある。

このため、地域と企業、NPO 等との連携による植栽や下刈り、間伐などの森林づくり活動への支援や、

里山林の活用方策の検討などにより里山林の多面的・継続的な利用を促進する。

なお、これらの推進に当たっては、バイオマスエネルギー利用も含めた木材需要の確保と一体的に取り組んでいく必要がある。

(漁村環境の保全・利用の推進)

漁村は、漁業を営むだけでなく、良好な自然環境や景観の形成、地域の伝統文化の継承、人々へのやすらぎ空間の提供等の多面的機能を有し、自然の大切さを学べる場でもあることから、漁村環境の保全・利用を図る必要がある。一方で、このような漁業・漁村の多面的機能は、人々が漁村に住み、漁業が健全に営まれることによって初めて発揮されるものであることから、渚泊や体験学習、自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の漁業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図る。また、国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進する。

(3) 森里川海を通じた生物多様性保全の推進【ターゲット10、11、12】

(田園地域における生物多様性保全の推進)

水田は水鳥を始めとする様々な生きものの生息地として重要な湿地という側面を持ち、その生物多様性を高める農法である冬期湛水、生きものが行き交うための水路から水田までの連続性を確保する水田魚道の整備も進められている。子どもたちは、こうした水田や水路等の水辺環境を学びの場や遊び場として活用している。

このような取組は、コウノトリやトキのような極めて希少な生きものの生息・生育環境を守るとともに、地域での身近な多種多様な生きものが暮らす空間を広げ、我が国全体の生物多様性保全につながることから、このような地域での取組を評価し、支援することが重要である。

このため、地域での合意形成を図りつつ、専門家の意見を踏まえて生物多様性保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里地里山の環境整備を推進する。また、有機農業を始めとした環境保全型農業を推進するとともに、生物多様性保全に資する栽培技術の確立・普及等の支援を行う。あわせて、水田や水路での生きもの調査など、水辺環境を学びの場や遊び場として活用し、自然とふれあう機会を増やすことで農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、地域における生物多様性保全の普及活動を一層推進する。

(森里川海が一体となった生物多様性保全の推進)

「森は海の恋人」と言われるように、森林は、水源 涵 養機能や土砂流出防止機能等を有するとともに、栄養塩類等を、里地里山や田園地域を流れる川を通じて、海へ供給し、里海の生きものである海藻 や植物プランクトンを育てるなど、海域の生物多様性にも寄与している。

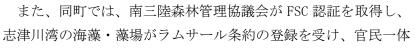
漁業者の間においても、古くから海の近くの森が魚を集めることが知られており、神社を設けて立ち入りを制限したり、藩が 留山 として伐採を禁止したりするなど、海の近くの森の保全を図ってきた。現在でも、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく魚つき保安林として全国で 6.0 万 ha が指定され、伐採の制限などの保護措置が講じられている。さらに、近年では、磯焼けなど沿岸域の環境問題が顕在化するなかで、山の栄養塩が川を通じて海にもたらされ、魚介類や海藻を育むという考えが広まり、漁業関係者の間では川の上流部に植林を行う取組が盛んに行われるようになった。

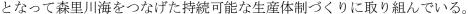
また、田園地域・里地里山に暮らす人々や生産活動を行う者にとっても、森林の水源 涵 養機能は重

要であり、水源となる森林の保全に取り組んでいる。農業生産活動においても農薬・肥料を適切に使用することにより、里海などの生物多様性への影響を低減することが可能である。さらに、水路等における生きものの生活史や移動に着目し、生態系ネットワークを重視した基盤整備を行うことにより、森里川海の生物多様性を保全することも可能となる。このように、森林、田園地域・里地里山、里海などは相互につながっており、林業、農業、水産業の現場は密接なつながりがあることから、生態系全体を通じた生物多様性保全を行う必要がある。このため、田園地域・里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業者等による広葉樹等の植林活動への支援、魚つき保安林の指定とその保全、漁場保全のための森林整備など、森里川海が一体となった生物多様性保全の取組を積極的に推進する。

ASC 認証取得のカキ養殖の販路の拡大と森里川海の連携

平成 28 (2016) 年に宮城県漁業協同組合 志津川 支所の戸倉出 張所が手掛けるカキ養殖が、環境や地域社会に配慮した養殖業だ けが取得できる国際的な認証である ASC (水産養殖管理協議会) の養殖認証を日本で初めて取得した。







(4) 生態系を活用した防災・減災の推進【ターゲット11】

我が国各地で地震や異常気象に伴う豪雨等の大規模な自然災害が頻発化・激甚化する中、今後も発生し得る災害に備えるため、農林水産業や農山漁村における防災・減災、国土強靱化対策の推進が課題となっており、課題の解決に向けて、農業水利施設を含む二次的自然を活用した対処が求められている。 大気・水の調節や土壌浸食抑制などの農山漁村において発揮される生態系サービスは、暴風雨や洪水など自然災害リスクを軽減するといった機能を持ち、国土保全や防災・減災の上で重要な役割を担っている。さらに、ミレニアム生態系評価では、暮らしに必要な食料・水に加え、自然景観、レクリエーシ

農林水産業や農山漁村を災害から守り、持続可能なものとしていくことは、安全・安心で豊かさを実感することのできる未来をつくる上で必要不可欠であり、頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や「田んぼダム」などの流域治水の取組等により農業・農村の強靱化を推進する。

また、短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、森林が有する公益的機能の発揮が必要な保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海岸防災林等の整備等の治山対策を推進する。

「田んぼダム」による洪水防止機能の強化

ョンの場なども提供するとされている。

近年、一時的に雨水を貯留することにより、洪水の防止・軽減に 寄与する水田の洪水防止機能への関心が高まっている。「田んぼダム」は、水田の排水口に流出量を抑制するための調整板を設置する ことなどにより、その機能を強化し、河川や水路の水位の急上昇を 抑える取組。「田んぼダム」の取組により、農地、集落、市街地等の 浸水被害リスクの低減が期待される。



4. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

我が国は、農耕の開始以来、多様な環境に適した多様な栽培植物を導入・開発し、食料を確保してきた。現在でも、多様な生物資源を食料、医薬品、燃料などの資源として利用しながら、国民の生活は成り立っている。しかしながら、世界的には、気候変動や開発行為による環境悪化、熱帯雨林の急速な減少、砂漠化の進行等により、多様な遺伝資源が減少、滅失の危機にある。

一方で、遺伝資源の中でも、特に、優れた高温耐性や病害虫耐性を持つ熱帯地域の在来品種と作物近縁野生種は、気候変動に伴う劣悪環境及び新規病害虫に打ち勝ち、食料生産の安定化に寄与する新たな品種を開発するために必須であり、近年のバイオテクノロジー等科学技術の進展と相まって、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献するものと期待されている。また、国内の在来品種や食用野生植物は、特色ある食味又は機能性を持っているほか、我が国の地域固有の食文化を伝承してきた媒体でもあり、これらの保全と利用促進は農山漁村の活性化にもつながる。

このような貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを持続的に利用し、公正かつ公平に共有することは国際的にも重要であり、SDGsのターゲット 2.5 にも盛り込まれている。

CBD-COP10 において採択された遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書について、我が国は平成29 (2017) 年に締結しており、引き続き、本議定書に沿った遺伝資源の収集、利用を行うことにより、持続可能な農林水産業を発展させていく必要がある。令和4 (2022) 年の CBD-COP15 では、昆明・モントリオール生物多様性枠組において、遺伝資源へのアクセスの改善や遺伝資源の利用に伴う衡平な利益配分についても目標の一つに掲げられた他、遺伝資源のデジタル配列情報 (DSI) の利用から生ずる利益の配分についても決定されたところ、今後、議論が進む見込みである多数国間の利益配分メカニズムに係る検討を含め、関係省庁と連携し、引き続き国際的なルール作りに向けた議論に積極的に関与し、国際的な合意形成に貢献することが重要である。

さらに、植物遺伝資源に関する国際的な取組として、各国共通のルール下で植物遺伝資源を円滑に取得・活用できる多数国間の制度を持つ「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGR)」についても、我が国は平成25(2013)年に締結しており、多数国間の制度の強化等を通じて植物遺伝資源の取得が容易となるよう、引き続き条約交渉に参加する。

(1)農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進【ターゲット4、5、9、13】

遺伝資源が有する、農業生産を安定化する高温耐性や長雨耐性、農薬や化学肥料の低投入を実現する 病害虫耐性や貧栄養耐性、生産コストを低減する超多収性、高いエネルギー変換特性は、食料、環境、 エネルギー問題の解決に資する新品種を生み出すことが期待されるため、多様な遺伝資源の収集と持続 可能な保全に加えて、特性情報やゲノム情報の付与による利用のための調査研究を進めることが不可欠 である。

このため、新しい品種の育成等の研究開発に提供するための在来品種や作物近縁野生種等の遺伝資源の収集と持続可能な保全、特性評価の強化、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図るほか、遺伝資源のゲノム研究における遺伝子の機能解明とその利用技術を開発し、画期的新品種の育成や新産業の創出を図る。特に、我が国固有の遺伝資源である和牛等において、その持続的な生産を維持していくため、遺伝的多様性に配慮した家畜改良を推進する。あわせて、地鶏

等の地域資源を安定的に活用するため、卵子や精子の源の細胞である始原生殖細胞(PGCs)を利用した家きん遺伝資源の保存等技術の普及を図る。

また、花粉症対策、景観保全等の森林に対する要請が高まる中で、将来にわたって国内の森林を適正 に整備・保全していくために必要な優良種苗の確保を図るため、林木遺伝資源の収集・保存、林木の新 品種の開発などを推進する。

さらに、農林水産業にとって有用な遺伝資源については、産学官連携の強化を図りつつ、研究及び技 術開発等への利用を推進する。

一方、遺伝資源の多様性が食文化を含む地域独特の風土を形づくっているという側面も忘れてはならない。ユネスコ無形文化遺産に登録されている「和食;日本人の伝統的な食文化」は、郷土料理など地域ごとの特色が色濃く反映された多様な食文化であり、魚介類、農産物、山菜など、各地で地域に根差した多様な食材が用いられている。

このように、多様な遺伝資源は、単に食材や生産資材として利用されるだけでなく、地域の食文化の形成を担っていることから、各地固有の郷土料理等の食文化の保護・継承に取り組むことにより、農山漁村の活性化につなげていくことが重要である。

伝統食材「あかじゃが」「アワバタダイズ」を活用した植物遺伝資源の保存と地域振興

群馬県立 勢 多 農林高校の植物バイオ研究部は、同県 神流町 の伝統食材「あかじゃが」や「アワバタダイズ」の栽培の復活と活用を通して、遺伝資源の保存と地域振興に取り組んでいる。

平成 23 (2011) 年に調査で発見したアワバタダイズは、当時、ごくわずかの農家が栽培しているだけであったが、栽培講習会の開催や栽培技術相談の受付、優良種子の配布等に取り組んだ結果、アワバタダイズの栽培面積と収穫量は飛躍的に増加することとなった。アワバタダイズを使用した「奥多野みそ」を神流町のみそ店と共同で開発・販売したり、郷土料理の試食会や小学校での出前授業を行ったりするなど、地域振興活動にも取り組んでおり、「生物多様性アクション大賞 2019」において、農林水産大臣賞を受賞した。



(2)遺伝子組換え農作物等の規制等による我が国の生物多様性の確保【ターゲット17】

世界で栽培されている遺伝子組換え農作物は、ダイズ、トウモロコシ、ワタ、ナタネの4品目が主であり、その栽培面積は増加傾向にある。我が国においては、飼料用のトウモロコシ、油糧用のダイズ、ナタネなど、海外で生産された遺伝子組換え農作物が輸入され、利用されている。

遺伝子組換え技術の活用により、今後も、様々な問題の解決に貢献する新たな農作物の品種が開発されていくと考えられる。しかし、その一方で、遺伝子組換え農作物等は、野生植物との交雑等を通じて 我が国の生物多様性に影響を与える可能性があり、遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保を図る必要がある。

このため、我が国では、遺伝子組換え生物を規制する国際的な枠組みであるカルタへナ議定書に基づき、平成16(2004)年に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」 (平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)を施行し、遺伝子組換え農作物等の品種ごと に、開発の段階に応じて生物多様性への影響等を科学的に評価し、密封しない状態で運搬したり野外で 自生したりしたとしても我が国の生物多様性に影響を与えないことが確認されたもののみ、栽培や流通 が認められる仕組みを導入した。具体的には、遺伝子組換え農作物の生物多様性への影響について、主 に、①雑草化して他の野生植物に影響を与えないか(競合における優位性)、②野生動植物に対して有害 な物質を生産しないか(有害物質の産生性)、③在来の野生植物と交雑して遺伝子が広がらないか(交雑 性)の観点から、科学的知見に基づき評価する。

また、カルタヘナ法に基づき、我が国の生物多様性への影響が未確認のものが流通しないよう、栽培用の種子等について水際での検査を実施するほか、万が一我が国の生物多様性への影響が未確認のものが国内で流通してしまった場合は、回収や使用中止などの命令の発出等を着実に実施する。

このほか、生物多様性への影響を評価するために必要な新たな科学的知見の集積、遺伝子組換え農作物等の検査技術の開発、国民への情報提供等を実施する。

平成22 (2010) 年のカルタへナ議定書締約国会合において、遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全又は持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済に関する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。我が国としても、平成29 (2017) 年にカルタへナ法を改正し本補足議定書を締結した。引き続き、同法に基づき、遺伝子組換え生物について適切に規制していくことが重要である。

加えて、遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集農作物等については、その生産・流通に先立ち、 生物多様性への影響について、専門家の意見を伺いながら、農林水産省が、問題がないことを確認した 上で、開発者から情報提供を受け付け、農林水産省Webサイトで公開する仕組みを構築している。

5. 農林水産分野の生物多様性保全の取組を評価し活用する

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、そして遺伝子の多様性という大きく三つの定義がある。

これまで、農林水産関連施策における生物多様性保全の取組の評価として、指標種と言われる一部の種の個体数が種の多様性を評価するためのデータとして主に用いられてきた。これは、農業に起因する環境負荷によって減少した種の個体数の回復を取組の効果と位置付けてきたことによる。

生物多様性の保全は、生物の種数や個体数の回復により、それらが創り出す生態系サービスの質と量が回復するという、農業にとって経済的価値のある取組である。しかし、そのことが広く理解されないまま、絶滅危惧種等の個体数の回復ばかりが着目されてきたことが、かえって農業の現場に生物多様性やその保全の取組の意義を伝えることを難しくしていると考えられる。

このため、生物多様性やその保全の取組について、生物多様性への効果だけでなく、それが農林水産 業や農山漁村にどのような利益をもたらすかを伝えることで、現場の理解を得ながら施策を進めていく 必要がある。また、農林水産業や農山漁村が農林水産物の供給だけでなく、水源 猶養機能、食文化、美 しい景観の提供等の生態系サービスを生み出していることを伝え、国民全体に生物多様性保全の取組の 意義について理解の醸成と行動変容を促していく必要がある。

一方、ESG 金融が急拡大を続ける中で、機関投資家を含む金融機関等には、生物多様性を含む環境に 配慮した経営を持続的に行う企業を適切に評価し、そうした企業への投融資を拡大させることが求めら れている。 このため、農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や調査方法等、過去に実施した研究の成果を活用しながら基礎的なデータの整備を進めるとともに、それらを活用した農林水産空間の生物多様性及び生物多様性が生み出す生態系サービスの評価方法の開発を研究機関等と連携して促進する。また、関連施策を効果的に推進するため、施策に基づく取組が生物多様性へ与える正負の影響を把握するための科学的根拠に基づく評価方法を開発し、それらの評価方法を用いて、生物多様性保全の取組が生物多様性や生態系サービスに与える効果を見える化することを検討するとともに、生物多様性に配慮した農林水産物への国民的及び国際的な理解を深めることを推進する。さらに、生物多様性を含む環境に配慮した食料・農林水産業や関連する技術開発等への投融資拡大に向けて、ESG 価値評価や情報開示基準等に関する企業等のスムーズな移行を後押しするため、関係省庁と連携しながら情報提供等の対応を行う。

(1)農林水産空間の生物多様性に係る調査・研究【ターゲット21】

(農業生態系の生物多様性に係る取組の推進)

農法に関する生物多様性の評価手法については、環境保全型農業と慣行農業との違いなど生物多様性の保全に貢献する農法の効果等を把握するため、全国6地域で研究を実施し、評価対象に水田の鳥類とその餌生物や植物を用いる新たな評価手法を開発し、平成30(2018)年3月に解説マニュアルを公表した。また、農業水路の生物保全機能の評価・保全を推進するため、水路に生息する魚類データと環境データからその水路における魚の棲みやすさを評価するプログラムを開発し、平成30(2018)年3月にマニュアル及び評価プログラムを公表した。今後は、これらのマニュアルを活用して、都道府県や意欲ある農家等と連携・協力し、生産現場での評価手法の活用を図る。

今後、さらに、生物多様性の保全に有効な農法を推進するためには、生物多様性から得られる生態系サービスを明らかにするとともに適切に評価する必要がある。このため、代表的な有益昆虫である土着の天敵や花粉媒介昆虫については、これらの機能を最大化するための研究を引き続き推進するとともに、これらを積極的に利活用する経済性の高い栽培管理体系の開発を推進する。また、土壌微生物機能の解明・発揮に向け、土壌微生物叢と作物(ダイズ)の生育情報、環境要因との相互作用の解析を進める。

(森林生態系の生物多様性に係る取組の推進)

近年の地球規模での環境問題への関心の高まりから、「持続可能な森林経営」の推進が重要な課題と認識されるようになり、国際的なプロセスにおいて合意された「持続可能な森林経営」の「基準・指標」を用いて世界各国が自国の森林の状況をモニターし評価・報告する取組が開始されている。我が国においても持続可能な森林経営の推進を図っていくため、生物多様性を含む森林の状態とその変化の動向を継続的に把握し、評価・報告するとともに、これを地域森林計画等の樹立に反映させていくことが求められる。

このようなことから、我が国が実施する森林資源調査において、非商業樹種や生物多様性に関するデータについても十分に把握する必要があり、木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進する。なお、得られた調査結果については、今後も広く一般に公開し、学術研究での活用を進める。また、持続的森林利用のための森林生態系の管理や生物多様性の保全に対する国民理解の促進に資する研究を推進する。

(海洋生態系の生物多様性に係る取組の推進)

海洋については、沿岸や外洋で漁獲される主要な漁業対象種の資源動向やその変動要因についての調査研究を継続して行っていくとともに、今後もそのデータを蓄積する。

また、面積が大幅に減少している沿岸域の藻場や干潟は、陸域から供給される有機物を分解し、海洋生物の産卵場・育成場を提供することで、漁業や生態系サービスに大きく寄与しており、水産資源の増減にも影響を与えている。良好な漁場環境と生物多様性を維持しつつ持続的な漁業生産を行うためには、この藻場や干潟の生態系で重要な働きをしている分解者の多様性と機能を保つことが非常に重要である。

(2)農林水産分野における生物多様性保全の取組の見える化【ターゲット15、16】

(生産物における生物多様性保全の取組の見える化)

生産現場における脱炭素化や生物多様性保全等の環境負荷低減の取組を推進するためには、その生産物の流通、消費の段階での理解を醸成し、適切に評価されることが不可欠である。みどりの食料システム戦略においても、消費者の理解・行動変容等の促進のため、表示方法を含め、事業者の取組の「見える化」を推進することとされている。

一部地域では、生物多様性保全の取組を生産物に表示することにより、生産物を通して生産者と流通業者・消費者のコミュニケーションが図られてきた例がある。こうした取組を参考に、農林水産省において、生物多様性保全の努力を生産物に表示する手法を検討する。

(サプライチェーンをつなぐ見える化の推進)

ここ数年、企業が投資家に対し事業活動における自然資本利用等への配慮の実績を示すために認証品の調達を行う事例が増えている。熱帯地域のプランテーションで栽培された作物であるパーム油、カカオ等については、違法伐採による農地開発を伴わない栽培であること等を基準の一つとした認証があり、これらの認証品を調達することは地球規模の生物多様性保全に貢献することにつながると考えられている。

一方、国産の農林水産物においても、生物多様性保全への貢献を要件の一つとしている認証品の活用事例はあるが、認証の取得率は極めて低い。その理由としては、我が国が属するアジアモンスーン地域においては病害虫の発生や雑草の繁茂が比較的旺盛であり、現状では殺虫殺菌剤や除草剤等の農薬の使用を控えるのに多大な労働力を要すること、認証取得には複雑な手続や経費を要すること、認証品に追加経費を上乗せして販売しづらいこと等が考えられる。また、企業が継続的に一定量の認証品を調達するには、国産の認証品だけでは数量が確保できないことから、輸入品を選択せざるを得ない可能性が高くなると考えられる。加えて、農林水産業や農山漁村はそれ自体が生態系サービスの基盤となっていること、認証を取得していないがそれと同等の生産方式を実践している生産者もいること等から、認証を取得していないから生物多様性に貢献していないとは言えない。以上のことから、認証基準を考慮することなく、単に認証品の調達を促進することは、我が国の生物多様性保全の取組の促進につながりづらい可能性がある。

我が国の農林水産業やそこから生まれる地域独自の暮らしや文化を守るには、我が国の自然環境や農 林水産業の実態を考慮した見える化の手法を検討し、流通事業者や消費者等が持続可能性に配慮した国 産の農林水産物を選択できるように促すことが必要である。また、見える化の手法をより広く活用してもらい、国産農産物の価値を上げていくためには、認証だけでなく、IoT、ブロックチェーン等の新しい技術を活用したよりコストが低く信頼性の高い手法も併せて検討していく必要がある。

このため、国内外で活用されている生物多様性保全の取組の見える化手法の状況を調査・分析し、これから取組を始めようとする生産者や企業等の参考となる情報の提供を進める。

(3) 金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討【ターゲット 15】

平成 19 (2007) 年に欧州委員会とドイツが提唱した生態系と生物多様性の経済学 (TEEB) では、自然資本 (ストック) から得られる恩恵を生態系サービス (フロー) と位置付け、一般市民やビジネス、行政に渡る全ての人々が、ありとあらゆる意思決定において、生態系サービスの経済的な価値を考慮すること、すなわち「自然の価値の内部化」が必要であるという考え方が示された。

これを受けて、農林水産省は、農山漁村における生物多様性保全に貢献する活動の意義やその価値を 経済的に把握して示すとともに、農林漁業者と企業等とが経済的連携関係を構築するための手法を取り まとめた手引き「自然資本を活かした農林水産業の手引き ~ 生物多様性保全の経済的連携に向けて ~」を公表した。さらに、農林漁業者の方々向けと企業の方々向けに概要版パンフレットを作成し、理 解の醸成に努めてきた。

MDGs (ミレニアム開発目標)が開発途上国の開発を中心課題とし、先進国はそれを援助する立場であったのに対し、平成27 (2015)年に国連総会にて採択されたSDGs は、経済・社会・環境の全てを包括する目標となった。SDGs は先進国にも共通の課題であり、その達成のために責任ある行動が求められるようになると、グローバル企業を中心に、年次報告書においてSDGs への貢献を示すためにESG 関連情報が開示されるようになった。責任投資原則 (PRI)を背景に、金融機関は投融資の意思決定においてESG評価を重視するようになり、世界のESG投融資額は年々増加を続けている。

令和3 (2021) 年2月に公表された「ダスグプタ・レビュー」において、人類の需要は自然の供給力を既に大きく超過しており、自然との持続的な関係を築くには、経済的成功の測定方法を変更し、需給バランスの取れた経済活動が行われるように制度及びシステムを変革する必要があると指摘された。

こうした状況に即して、ESG を含むサステナビリティ情報開示は大きく変化しつつある。欧州委員会は、非財務情報報告指令 (NFRD、2018 年施行)の改正法であるコーポレート・サステナビリティ報告指令 (CSRD)を令和4 (2022)年11月に最終承認した。同指令では、対象企業の範囲が大幅に拡大されており、大企業のみならず一定の要件を満たす中小企業や EU 域外の企業についても、早ければ令和6 (2024)会計年度から段階的に情報開示義務が適用される見込みである。一方、国際財務報告基準 (IFRS)財団が令和3 (2021)年11月に国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)を設立し、サステナビリティ報告に関する国際基準の開発を行うなど、情報開示基準の統一化に向けた動きが加速している。

環境課題に関して、近年、企業においては投資家等から気候変動リスク・機会を開示することを求められており、金融安定理事会 (FSB) により設置された気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) が平成 29 (2017) 年 6 月に公表した最終報告書 (TCFD 提言) に賛同し、自社の気候変動のリスク・機会を分析して環境報告書や財務報告書等で開示する動きが大企業を中心に活発化している。

また、令和3 (2021) 年6月には自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) が正式に発足し、同年のG7財務相会合でTNFDを歓迎すると宣言された。企業が標準化した枠組に沿って自然資本関連情報を開示することで、世界の資金の流れを「ネイチャーポジティブ」に変えることを目的とし、令和5 (2023)

年9月に情報開示枠組の正式版を公開する予定である。TNFD は、TCFD 提言や IFRS 基準などの既存の評価手法との統合を図ることを表明している。

一方、気候変動に関する科学に基づく目標 (SBTs) 設定及びその実行を推進する SBT イニシアチブ (SBTi)の機運に乗り、地球システム全体に関する目標設定への企業の需要に対応するため、2019 年に SBT ネットワーク (SBTN) が設置された。SBTN は、令和 2 (2020) 年 9 月に「自然に関する科学に基づ く目標 (SBTs for Nature)」の設定に関し、企業のための初期ガイダンスの草案を発表し、令和 5 (2023) 年初頭めどに企業向けに目標設定の手法を公開すべく検討を進めている。

さらに、令和4(2022)年12月の昆明・モントリオール生物多様性枠組において、ビジネス、特に大企業、多国籍企業および金融機関が生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を開示するよう措置を講じるとの目標が定められたことから、今後、情報開示に向けた動きが国内外で加速すると考えられる。

こうした情勢を踏まえ、食料・農林水産業に関わる企業が、企業の ESG 評価手法や情報開示義務等に関する国際動向について必要な情報を適時に入手するとともに、企業評価に活用できる生物多様性データ提供を検討し、スムーズな移行を進められるように、関係省庁と連携して後押しをしていく必要がある。

また、食料・農林水産業に関わる企業が、意思決定において自然の価値の内部化を進めることにより ESG 評価を向上させ、生物多様性の保全に貢献する生産活動の促進に取り組む企業等への投融資が拡大 するよう、関連施策の推進に努める。

自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)

世界の金融の流れが自然にプラスの結果をもたらすものへとシフトするよう、自然関連リスクについて、組織が報告し行動するためのリスク管理と開示枠組みを開発し策定することを使命として令和3 (2021) 年6月に発足。令和4 (2022) 年に枠組みのテストと見直しを行い、令和5 (2023) 年9月に情報開示枠組の正式版を発表し、普及に取り組む予定としている。

2020~2021年 **フェーズ 0:準備** 2020年7月非公式作業部会 (IWG) の結成、2021年6月TNFD発足

2021~2022年 **フェーズ 1:構築** タスクフォースメンバー発表、TNFDの枠組み作り開始 2022年 **フェーズ 2:テスト** 新興国市場と先進国市場で枠組みのテスト及び見直し

2023年 フェーズ3:協議 20の新興国及び先進国市場の金融規制当局、データ作成者、データ利用者と幅広く協議

2023年下期 フェーズ4:公表 主要イベントや独自の広報活動を通じて枠組みを発表

2023年9月以降 フェーズ5:普及 枠組みの導入を支援する継続的なガイダンス

V. 実施体制を強化する

環境と経済の両立に向けて、サプライチェーン全体に対して本戦略の実施を促すためには、現場での 取組を着実に進めるための実施体制を強化することが必要である。

このため、本戦略を効果的に推進する上で、各主体に求められる役割を明確にするとともに、関係省庁・民間企業・地方自治体・研究機関、金融機関等の多様な主体が、互いに連携しつつ主体的に行動することを促す。

(国民)

国民には、まず国内外の生物多様性の現状や農林水産業・農山漁村と生物多様性との関わりに関する 適切な理解を深めることが求められる。次に、自分達が日々暮らしの中で利用している商品やサービス と生物多様性との関係を知り、よりサステナブルな商品やサービスを選択するようになることで、本戦 略の目指す「農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会」の実現に 貢献することが期待される。

(教育機関)

教育機関には、教育の現場において、生物多様性や生態系サービスと日々の暮らしとの関係性や生物 多様性の損失が起きている背景等について教育していくことが求められる。また、生物多様性について 教育するための人材育成とツールの確保も求められる。さらに、生産現場へ足を運ぶ機会を増やすこと により、理解ある消費者を育てることが望まれる。これらにより、国民の適切な理解を深め、行動変容 を促すことに貢献することが期待される。

(メディア)

メディアには、科学的知見を踏まえて、生物多様性保全の取組の重要性を広く発信することが望まれる。これにより、国民の適切な理解を深め、行動変容を促すことに貢献することが期待される。

(NPO • NGO)

NPO・NGOには、多様な主体と連携して活動や支援を行い、情報共有を進めることで、より効果的、効率的な生物多様性保全の取組を後押しする役割を担っていくことが求められる。また、一般の国民がこれらの活動に参加することにより、農山漁村で育まれる自然の恵みをより一層実感できることから、生物多様性に関する知識の普及啓発においても大きな役割が期待される。

(農林漁業者)

農林漁業者は、生産活動を通じて農山漁村の生物多様性やそこから生み出される生態系サービスを維持しており、地域の生物多様性保全において最も重要な役割を担っている。一方、農林水産業の生産活動における環境負荷の軽減を促進することも必要である。このため、法律を遵守し、国や地方自治体の各種計画を尊重するとともに、生産活動による生物多様性への影響を理解し、民間企業・協同組合・研究機関等と連携して、より環境負荷が低く生産性も維持できる技術の活用を目指すことが期待される。

(民間企業・協同組合)

民間企業には、自然資本に関連するリスクと機会が財務に及ぼす影響を評価・分析し、サプライチェーン全体における環境負荷の軽減を経営方針に組み込み、取組に関わる情報を開示していくことに加え、金融機関と繰り返し対話を行い価値観や取組のストーリーを伝えることが期待されている。また、協同組合には、生産資材の販売や生産物の調達・流通等を通じて生産現場における環境負荷の軽減に貢献することが求められる。これらにより、金融機関からの評価を得てESG投融資が拡大するとともに、農林水産業を含む食料システム全体の持続可能性の向上が促進されることが期待される。

(金融機関)

機関投資家を含む金融機関には、生物多様性を含む環境に配慮した経営を持続的に行う企業を評価し、そうした企業への投資を拡大させることが求められる。また、地方銀行や信用金庫等の地域金融機関には、地域の中小企業のメインバンクとしてのみならず、農林水産分野においても、生物多様性を含む環境分野を成長産業として捉え、環境配慮型の事業への融資を拡大するなど、農山漁村における環境と経済の好循環に積極的に貢献することが期待される。

(研究機関)

研究機関は、生物多様性に関する最新の知見を有することから、本戦略の関連施策に対して、長期の 視点に立って技術的な助言、指導を行うとともに、生物多様性や生態系サービスとその保全の取組との 関係性を示すためのエビデンスとなるデータ整備や評価手法の開発を促進することが求められる。また、 取組の見える化について、国や金融機関等と連携してよりコストが低く信頼性のある手法を検討し、生 産現場での取組及び企業や消費者の行動変容の促進に貢献することが期待される。

(地方自治体)

地方自治体は、地域の実情に精通し、その地域の生物多様性保全及び農林水産業の振興に責任を有する。このため、本戦略や「みどりの食料システム戦略」等の関連する各種計画に対応する総合的な施策を実施できるように、関係機関及び関連部局間で連携を密にして、地域の生物多様性を保全し、持続可能な利用を図ることが期待される。また、一つの自治体のみで解決できる課題には限りがあることから、関係する自治体同士で役割を分担し、密接に連携することが望まれる。

(政府)

農林水産省は、本戦略の実効性を高めるため、関係部局庁及び地方農政局・森林管理局等の地方組織が役割を分担し、連携を図りながら関連施策に取り組むことを促進する。また、農林漁業者や民間企業が生物多様性保全の取組を国内外の投資家や消費者に発信することを後押しし、生産現場で行われている生物多様性保全の取組を推進する。なお、情報発信に当たっては情報を受け取る側の視点を重視し、多様な主体と連携して対象別に適した内容及び手段で分かりやすく伝えることに努める。

地方農政局・森林管理局等の地方組織は、関係省庁の地方組織や地方自治体等と連携して本戦略の関連施策を積極的に推進するとともに、各主体が取り組む生物多様性保全の活動が、地域住民にとって身近になるように広報・普及に努める。

関係省庁は、国の地方組織が各省庁の施策にとどまらず、SDGs や昆明・モントリオール生物多様性枠組の達成に貢献する取組が進むよう連携して取組主体を後押しし、本戦略の実効性を高める。

VI. 関連施策一覧

- 1. 農林水産分野における地球環境保全への貢献
- (1)複数の地球環境課題の同時解決を目指す
- (2) 気候変動と生物多様性
- (3)世界の森林生態系保全・再生への貢献

SDGs*











GBF 2030ターゲット 8、11、15、20、21

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
複数の地球環境課題の同時解決を目指す	持続可能な食料シ ステムの構築	・「みどりの食料システム戦略〜食料・農林水産業の生産力向上と持 続性の両立をイノベーションで実現〜」に基づく施策の実施	・みどりの食料システム戦 略
	持続可能な農林水 産業に関する国際 協力の推進	・生物多様性や気候変動に関する国際的な議論に積極的に参加し、砂 漠化防止、水資源の持続的利用、気候変動適応・緩和などの地球環境 保全に積極的に貢献することを目指す	・CBD、IPBES、UNFCCC、 IPCC等
気候変動と生物多様性	環境課題の一体的 な取組の促進	・農林水産施策において、気候変動と生物多様性について、それぞれ 独立して取り組むのではなく、相互のシナジーとトレードオフに留意 した一体的な取組を促進	
		・バイオマス利活用の推進	バイオマス活用推進基本計 画(第3次)
世界の森林生態系保全・再生への貢献	持続可能な食料シ ステムの構築	・農産物及び林産物の生産国と協力して農林業を含むグローバル市場の持続可能性を促進し、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力を推進するとともに、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進や国際対話へ積極的に参画	・みどりの食料システム戦略 ・森林・農業・コモディ ティ貿易(FACT)対話
	途上国の森林保 全・造成等のため の国際的支援	・途上国における森林保全・造成に関する技術・資金協力、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築、及び森林の整備・保全等による山地流域の強靭化に関する二国間の国際協力や国際機関を通じた多国間の支援	・国連森林フォーラム (UNFF)・モントリオール・プロセス・国連食糧農業機関 (FAO) 拠出金・国際熱帯木材機関(ITTO) 拠出金
	途上国の森林減 少・劣化の抑制と 持続可能な森林経 営の促進	・開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+ (レッド プラス))の促進や森林の防災・減災機能の強化に資する技 術開発や人材育成等を支援	・国際林業協力事業 ・森林技術国際展開支援事 業

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

1)農業

SDGs











GBF

2030ターゲット

7、10、11、12

_	L <i>)</i> 辰未		<u> </u>	
	項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
	①生物多様性保全をより重視 した農業生産の推進 (化学農薬のリスク低減等)	総合防除の普及	・(化学農薬使用量(リスク換算))2030年までに10%低減 ・化学農薬のみに依存せず「予防・予察」に重点を置いた総合防除を 推進	・消費・安全対策交付金 ・食料安定生産に資する新 たな病害虫危機管理対策・ 体制の構築 ・みどりの食料システム戦 略推進交付金のうちグリー ンな栽培体系への転換サ ポート
		新規農薬等の開発 農薬の適正使用の 推進	・2040年までに、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発を推進 ・最新の科学的知見に基づき農薬登録及び再評価を実施するとともに、 生産現場における適正使用を推進	・みどりの食料システム戦 略実現技術開発・実証事業 ・農薬取締法 ・農業環境規範
	(化学肥料の低減や有機物の 循環利用)	 堆肥利用の推進 施肥の効率化・	・(化学肥料の使用量)2030年までに20%低減 ・堆肥の高品質化・ペレット化技術等の開発や広域流通等により農家の堆肥利用を促進 ・土壌や作物の生育に応じた施肥や局所施肥等で施肥を効率化すると	・みどりの食料システム戦 略実現技術開発・実証事業
		スマート化	ともに、データの蓄積・活用により「スマート施肥」を導入	・みどりの食料システム戦 略推進交付金のうちグリー ンな栽培体系への転換サ ポート

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

1)農業(つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(有機農業等の環境負荷 の軽減を重視した農業の 推進)	化学肥料・化学農 薬の使用量の低減	・農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援	・環境保全型農業直接支払 交付金
	 有機農業の推進 	・(有機農業の取組面積)2030年度 63,000ha	 ・有機農業推進総合対策事 業
		・有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成等を支援 ・地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援	乗 ・みどりの食料システム戦 略推進交付金のうち、有機 農業産地づくり推進、有機 転換推進事業
	有機農業実践技術 の普及と次世代技 術の確立	・現場の実践技術の体系化と普及を促進するとともに、2040年までに、 主要な品目について次世代有機農業技術を確立	・みどりの食料システム戦 略推進交付金のうちグリー ンな栽培体系への転換サ ポート
	GAPの普及推進	・GAP指導員による指導活動、農業教育機関や環境負荷低減に取り組む団体の認証取得、GAP農産物の需要を拡大していくためのセミナー開催や商談会への出展、実需者とのマッチングの促進など、国際水準GAPの取組の拡大を支援	・GAP拡大推進加速化事業
②生物多様性保全をより 重視した農業生産技術の 開発・普及 (農薬・肥料等による環 境負荷を軽減する技術の 開発・普及)	総合防除の普及	・化学農薬のみに依存せず「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業・消費・安全対策交付金・食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築・みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系への転換サポート
	スマート農業技術の開発	・AI等を用いた早期・高精度な病害虫発生予察による効率的な農薬散布な ど、環境保全に資するスマート農業技術の開発等を推進	・ムーンショット型農林水産研究開発事業
 (生産力向上と生態系の 保全を両立する土づくり や水管理技術の推進)	 土壌診断に基づく 土づくり		L
(下小百年)文间(02)任正/	有機物の投入促進 等による地力の維 持、増進	・ペレット堆肥の普及拡大	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
		 ・緑肥栽培の導入 	・環境保全型農業直接支払 交付金
	 化学肥料の利用率 向上	・根圏への局所施肥等	
	環境に配慮した農 法の推進	・冬期湛水や中干しの開始時期を遅らせるなどの水管理技術の情報収集・ 提供	・環境保全型農業直接支払 交付金
③水田や水路、ため池等からなる生態系ネットワークの保全の推進	生態系ネットワークの保全	・地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・ 農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等 の農村環境の向上に資する取組を支援	・多面的機能支払交付金 ・中山間地域等直接支払交 付金
		・(地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数) 2025年度 延べ1,400万人・団体	
		・(中山間地域等の農用地面積の減少防止)2024年度 7.5万ha	
	生態系に配慮した 農地・施設等の整 備	・農地・農業水利施設等の整備に当たり、環境への負荷や影響の低減を図るなど生態系への配慮を推進	・農業農村整備事業
	生態系保全に資す る用水確保	・農業用水、環境用水等の取得に向けた調査・調整等を支援	・水利施設等保全高度化事 業(水利用調整事業)

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

1)農業(つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
④生物多様性保全をより 重視した畜産業の推進 (国産飼料の増産・利用 のための体制整備)	国産飼料の増産	・飼料生産組織の作業効率化・運営強化や飼料作物の優良品種利用・安定生産、公共牧場の利用、国産濃厚飼料の生産振興、未利用資源の新たな活用・高品質化などの国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備・(飼料自給率)2030年度 34%	・畜産生産力・生産体制強 化対策事業のうち国産飼料 の生産・利用拡大
(家畜排せつ物の利活用 の推進)	家畜排せつ物の適 正管理	・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づ く家畜排せつ物の適正管理	・家畜排せつ物法
	家畜排せつ物の利 活用の推進	・耕種農家のニーズにあった高品質な堆肥の生産や、ペレット化を通じ た広域流通等、地域の実情に応じた家畜排せつ物の利活用の推進	・
		・家畜排せつ物のメタン発酵によるエネルギー利用や、発酵残渣の液肥 利用の推進	・農山漁村地域整備交付金 (畜産環境総合整備事業) ・バイオマス地産地消対策
		・(家畜排せつ物の利用率)2025年度 約90%	・環境負荷軽減に向けた持 続的生産支援対策
	畜産GAP取得推進	・適正な廃棄物等の保管・処理等による環境負荷の低減対策、生物多様 性に配慮した取組等の推進	・畜産GAP拡大推進加速化
(草地の整備・保全・利 用の推進)	草地の整備	・地域ぐるみでの草地の生産性・機能を維持するための放牧の推進や草 地の整備	・草地関連基盤整備事業
		・貴重な草地資源を有する公共牧場等の放牧地の整備	・公共牧場機能強化等体制 整備事業
⑤都市農業の推進	都市農業の多様な 機能の発揮促進	・ 市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市農業 への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進	・農山漁村振興交付金(都 市農業機能発揮対策)

(1)生産の現場において生物多様性を主流化する

2)森林·林業

SDGs 📅

GBF

2030ターゲット

7

11 11

1、2、3、10





17 ****

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
①森林の整備・保全を通じた 生物多様性の保全		・(育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合) 2023年までに2.9%	
(多様で健全な森林の整備)	多様な森林づくり の推進	・森林資源の利用や自然撹乱の頻度に応じた間伐、広葉樹林化、長伐 期化、針広混交林化、伐採後の確実な再造林を実施	・森林整備事業
		・森林病害虫防除対策及び林野火災の予防による森林の保全を推進	・森林病害虫等被害対策 事業 ・林業・木材産業成長産 業化促進対策のうち森林 資源保全対策
	国有林野の管理経 営	・国有林野の管理経営に当たって、自然維持タイプ、水源涵養タイプ等の機能類型に区分し、希少な生物の生育、生息に適した森林の維持、間伐や複層林への誘導等を推進するほか、森林資源の有効活用にも配慮し、公益林として適切な施業を実施	
(天然林や希少野生生物等へ の対応)	森林生態系の保存 及び復元、点在す る希少な森林生態 系の保護管理	・天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林等について、自然の 推移に委ねることを基本とし、国有林と民有林が連携して取り組む ・里山二次林等については、継続的な保全管理等を推進	・森林・山村多面的機能 発揮対策
		・自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、地域住民、NPO等と連携を図りながら、希少野生生物の保護等に努める	・地域連携推進等対策 ・希少野生生物保護管理 対策
(国有林野における広範囲できめ細かな森林生態系ネットワークの保護・管理)	 保護林の保護・管 理	・国有林野において、原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森 林等を「保護林」に設定し、保護・管理を推進	
ブークの保設・官 <u>年</u>)	緑の回廊の保全・ 管理	・国有林野において、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し保全・管理を推進	・緑の回廊制度
(保安林による森林の公益的 機能の発揮)	保安林の計画的な 推進	・水源涵養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林の指定を計画的に推進	
		・(保安林の面積)2033年度までに1,301万ha	
(森林所有者に対する森林管 理の働きかけ)	地域における森林 の保全管理	・森林所有者自ら経営や管理ができない森林について、市町村が主体となった 経営や管理を実施することとし、森林所有者への働きかけを行う	 ・森林経営管理制度
		・生物多様性保全がなされている地域等における保全管理の取組を推進	
②生物多様性に配慮した林業 と国内森林資源の活用を通じ	 生物多様性に配慮 した計画	・地域森林計画等により、貴重な野生生物の保護に配慮した施業方法 の指針を示す	 ・森林計画制度
た貢献 (森林施業における生物多様 性への配慮)	適切な森林整備に 向けた人材育成	・森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナーや森林の持続 経営を実践する森林経営プランナーを育成	・森林プランナー育成対策
	再造林の推進	・森林資源の持続的な利用と保続培養の実現に向けた、一貫作業やエ リートツリー等の新たな技術を取り入れた省力かつ低コスト造林体系 の確立	・再造林低コスト化促進対策
(国内の森林資源の持続的な 有効活用)	 適切な生産活動を 通じた木材の需要 拡大への取組	・素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安 定供給体制の整備を中心とする構造改革を推進	・林業・木材産業生産基 盤強化対策
	177/八八〇ノ月又常日	・CLTや木質耐火部材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材等の利用拡大を推進	・建築用木材供給・利用 強化対策 ・林業・木材産業循環成 長対策
		・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進	・林業・木材産業循環成 長対策 ・木材需要の創出・輸出 力強化対策
		・木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等のプラスチック代替となる新素材の研究・技術開発及びその普及を促進	・戦略的技術開発・実証

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3) 水産業

GBF

2030ターゲット



2、3、4、5、7、8、9、10





3)水産業		20309—991 	
項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
①海洋環境の保全・再生の推進	水産業・漁村の多面的機能の発揮	・環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援	・水産多面的機能発揮対策 事業
(藻場・干潟を含む漁場環境 の保全・再生)	 水産生物の生活史 に対応した水産環 境整備	・水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進	・水産基盤整備事業
	 サンゴ礁の保全・ 回復	・水産資源の産卵場、餌場、幼稚仔魚の育成場となっているサンゴ礁の面的な保全・回復のための技術の開発に取り組む	 ・漁村活性化対策費
	 集落排水施設の整 備 	・農業用用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設を整備	・農村整備事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・デジタル田園都市国家構 想交付金
		・(汚水処理人口普及率)2026年度 95%	
	水質改善	・農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援	・環境保全型農業直接支払 交付金
		・農村地域の環境保全及び農業利水に適切に対処するとともに、農業用用 排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質浄化を図り、水資源の総 合的な保全に資するための水質保全施設整備を実施	・水質保全対策事業
	 赤土等の流出防止 	・沖縄県及び奄美群島の農用地及びその周辺からの赤土等の流出を防止し、 陸上(陸域)からの水質負荷軽減を目的とした耕土流出防止施設整備を実施	・水質保全対策事業
	赤潮・貧酸素水塊、 栄養塩類不足への 対応	・海域ごとの赤潮・貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対 策技術の開発・実証・高度化を実施	・豊かな漁場環境推進事業
 (海洋プラスチックごみの対 策の推進)	 環境に配慮した漁 具等の開発	 ・クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具の開発を支援 	 ・海洋プラスチック影響調 査事業
	 海洋ごみの回収・ 処理	・漁業者が操業中に回収した海洋ごみを持ち帰り、自治体が処分する 体制の構築を推進	・海洋プラスチックごみ対 策アクションプラン
②生物多様性に配慮した海岸 環境・漁港漁場の整備の推進	漁業集落排水施設 の整備	・都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設を整備	・水産基盤整備事業・農山漁村地域整備交付金(漁業集落排水施設の整備
		・(汚水処理人口普及率)2026年度 95%	部分) ・地方創生整備推進交付金
	 水産生物の生活史 に対応した水産環 境整備	・水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進	・水産基盤整備事業
	MANUTE - 17 (77 -		
③水産資源管理の一層の推進 (新たな資源管理システムの	資源調査・評価の 充実・精度向上	・資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始	・水産資源調査・評価推進 事業
推進)		・(資源評価対象魚種数の拡大)2023年度 200種程度	
		・主要な漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築	・スマート水産業推進事業
		・(水揚げ情報を収集する市場数)2023年度 400市場以上	
		・電子的漁獲報告体制の構築(大臣許可漁業から順次拡大)	
		・ (大臣許可漁業の電子的報告の実装割合) 2023年度 100%	
		・我が国周辺水域の主要魚種(マイワシ、マサバ等)や公海等で漁獲される 国際漁業資源(サケ、カツオ・マグロ等)について、調査・評価等を実施	・水産資源調査・評価推進 事業
		・海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援	・水産資源調査・評価推進 事業
i .	ı	I .	Î.

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3)水産業(つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
③水産資源管理の一層の推進 (新たな資源管理システムの推進) (つづき)	MSYベースの資源 評価に基づくTAC 管理の推進	・(漁獲量)2030年度までに2010年度と同程度(444万トン)まで回復 ・従来のTAC魚種について、MSYベースの管理に移行するとともに、TAC魚種拡 大について、漁獲量の多いものを中心に、その資源評価の進捗状況等を踏まえ、 TAC管理を順次検討・実施	・新たな資源管理システ ム構築促進事業
	IQ管理の導入	(我が国の漁獲量ベースのTAC管理の割合) 2023年度 80% ・大臣許可漁業のうち、IQ的な数量管理が行われているもの、現行制度で漁獲量の割当てを実施しているものについて、新漁業法に基づくIQ管理を導入するとと	・新たな資源管理システ ム構築促進事業
	資源管理協定への 移行	もに、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業からIQ管理を導入 ・現行の資源管理計画を資源管理協定に順次移行し、資源管理協定において は管理目標を定め、達成を目指すとともに、資源管理の効果の検証を定期的に行い、検証結果を取組内容に反映	・新たな資源管理システム構築促進事業
 (国際的な資源管理)	 国際水産資源の持 続的利用	・地域漁業管理機関を通じた科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、 違法・無報告・無規制(IUU)漁業の排除	 ・カツオ・マグロ資源管 理能力強化支援事業 ・持続的漁業達成事業
	捕鯨対策	・鯨類の資源管理に必要な科学的データの収集を推進するとともに、国際機関と連携しつつ、資源管理を推進	・持続的利用調査等事業 ・円滑化実証等対策事業
(実効ある資源管理のため の取組)	 資源管理のルール の遵守	・アワビ・ナマコ等の沿岸域の密漁、我が国周辺水域の違法外国漁船の 取締りを強化するとともに、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等 に関する法律」に基づく特定の水産動植物の国内流通の適正化を図る	・漁業法、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律等
④生物多様性に配慮した漁業の推進	混獲の削減	・サメ類や海鳥、ウミガメの混獲回避技術の開発や漁業者への普及・啓発を通じた混獲の削減	・豊かな漁場環境推進事業
	有害生物による漁 業被害の防止・軽 減	・トドの絶滅回避及び漁業被害の軽減の両立を図るため、科学的知見に基づく 来遊個体群の管理を行う等の対策を推進	・有害生物漁業被害防止 総合対策事業
	希少野生水生生物 の保全	・希少な野生水生生物について、海洋生物の希少性の評価を行い、海洋生物 のレッドリストを作成	・豊かな漁場環境推進事 業
	脆弱な生態系の保 護と持続的な漁業 の共存	・地域漁業管理機関を通じて、底魚漁業が脆弱な生態系に与える影響の評価に基づく適切な保護措置を実施	・地域漁業管理機関(科学委員会)
⑤海洋保護区等の設定・運 用	海洋保護区等の適 切な設定・運用	・海洋保護区等の適切な設定や管理の充実を図るとともに、環境省と連携して、 OECMに適合する海域を検討し、生物多様性の保全を推進	・豊かな漁場環境推進事業
⑥生物多様性に配慮した栽培漁業、持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進 (生物多様性に配慮した栽培漁業の推進)	環境・生態系と調 和した栽培漁業の 推進	・「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的 な指針」に基づき、生態系や資源の持続性に配慮した栽培漁業を推進	・さけ・ます等栽培対象 資源対策事業
(漁場環境を悪化させない 持続的な養殖生産の推進)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生餌給餌から配合飼料への転換や魚粉代替原料の開発、普及を推進	 ・養殖業成長産業化推進 事業
	人工種苗生産技術 の開発・普及	・二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖において、人工種苗生産技術の開発・普及を 推進	・養殖業成長産業化推進 事業
		・(二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖の人工種苗比率) 2030年度までに13%	・内水面漁場・資源管理 総合対策事業

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する(1)生産の現場において生物多様性を主流化する

3)水産業(つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(漁場環境を悪化させない 持続的な養殖生産の推進) (つづき)	養殖における環境 負荷の軽減	・養殖漁場ごとに漁場管理計画を定めて漁場を管理するとともに海洋環 境への負荷軽減が可能な養殖業を推進	・養殖業成長産業化推進 事業
		・伝染性疾病の発生予防及び発生時における指導や、特定疾病のまん延防止 措置等を支援	・消費・安全対策交付金 (養殖衛生管理体制の整 備)
		・ワクチン等開発支援、組織的なワクチン接種推進等防疫体制整備を支援し、 養殖魚における疾病被害を低減	・水産防疫対策事業
		・薬剤耐性菌の監視・動向調査により、養殖魚における薬剤耐性菌の発生を低 減	・生産資材安全確保対策 事業委託費
	さけ・ます増殖事 業の推進	・国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施するふ化放流のモニタリングや 技術開発の結果等を踏まえて、河川及びその周辺の生態系や生物多様性に配 慮したさけ・ます増殖事業を推進	・さけ・ます等栽培対象 資源対策事業
(内水面の保全の推進)	水産業・漁村の多面的機能の発揮	・環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が 行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援	・水産多面的機能発揮対 策事業
	カワウ・外来魚等 の食害対策	・効果的なカワウの個体数管理手法や外来魚の防除手法の開発を進め、それら を活用した防除活動等を促進	・内水面漁場・資源管理 総合対策事業
	漁場環境に配慮し た資源増殖	・漁場環境に配慮した増殖手法の開発や産卵場、種苗生産施設の整備等を推進	・内水面漁場・資源管理 総合対策事業

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

4) 野生生物の適切な管理を通じた農林水産業への被害の防止

SDGs

GBF

2030ターゲット

2 ****

4、6、9





項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
①鳥獣被害の軽減及び里地里 山の整備・保全の推進	鳥獣被害防止対策 の推進	・鳥獣被害防止特措法に基づく市町村による被害防止計画の作成の推 進	・鳥獣被害防止総合対策交 付金
		・緩衝帯の整備による生息環境管理、防護柵の設置による被害防除、 鳥獣の生息密度を適正に保つための個体数調整といった取組を総合的 に支援	
		・鳥獣被害対策実施隊の設置推進等による捕獲の担い手の育成・確保 や、活動支援による捕獲体制の強化	
		・(鳥獣被害対策実施隊の隊員数)2025年度 43,800人	
		・広域捕獲、ICT等新技術活用の推進、焼却処分施設の整備、販路開拓や商品開発等による捕獲鳥獣の食肉等としての適正な利活用の促進、捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成などの対策の充実・強化	
		・ (ジビエ利用量) 2025年度 4,000トン	
②野生鳥獣による森林被害対 策の推進	シカ等による森林 被害の防止	・シカ被害の甚大化を防止するため、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策を講じるとともに、捕獲や生息状況把握の省力化、効率化など、効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施	・シカ等による森林被害緊急対策事業
		・森林の持つ国土保全機能の維持増進を図るため、国有林野内の奥地 天然林や複数の都府県にまたがる地域において広域的かつ効果的なシ カ捕獲を実施	
		・(鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうちシカによる新たな森 林被害発生面積が減少した市町村の割合)前年度以上	
	森林の整備・保全	・野生鳥獣の生息環境に配慮した針広混交林化、広葉樹林化等の森林の整備・保全活動を推進	・森林整備事業
③野生生物による漁業被害防 止対策の推進	トドによる被害の 軽減	・トドの絶滅回避及び漁業被害の軽減の両立を図るため、科学的根拠 に基づく来遊個体群の管理を行う等、最新の科学的知見に基づく適正 な保存管理を実施	・有害生物漁業被害防止総 合対策事業
	大型クラゲによる 被害の軽減	・大型クラゲの発生状況の調査、効果的な駆除等の適切な対策を講じる	・有害生物漁業被害防止総 合対策事業
	カワウによる被害 の軽減	・カワウ被害の低減のため効果的な個体数管理手法の開発・普及する とともに、環境省、都道府県等と広域的な連携を進め、全国各地で捕 獲等を中心とした各種対策を効率的かつ効果的に実施する	・内水面漁場・資源管理総 合対策事業
④ 外来生物の定着等の防止 (外来生物法等に基づく外来	特定外来生物の侵 入・定着防止	・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に 基づく、特定外来生物の飼養等許可の手続きを実施	・外来生物法
生物対策)	外来種への理解の醸成	・多様な主体との連携を進めるため、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を活用し、外来種への関心と理解を高め、適切な行動を促す	・生態系被害防止外来種リスト
 (農業、林業への被害等の防 止)	 特定外来生物によ る被害防止		 ・外来生物法
	農地や水路におけ る外来生物のまん 延防止	・農業用水路の通水障害を引き起こす外来種(カワヒバリガイ、タイワンシジミ等)や侵入雑草(アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ等)の防除・管理技術の開発促進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
	農作物被害の防止	・農作物に被害を与える病害虫(スクミリンゴガイ、クビアカツヤカミキリ等)については、都道府県等と連携し、適時・適切な防除を推進	・消費・安全対策交付金
	森林・林業被害の 防止	・現状の生態系への影響に配慮しつつ、順応的な駆除や生息域の拡散 防止対策を実施	・公益的機能維持増進協定 制度

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

4) 野生生物の適切な管理を通じた農林水産業への被害の防止(つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(水産業への被害等の防止)	内水面漁業被害の 防止	・効果的な防除手法の開発・普及を行うとともに、水産業に被害を及ぼす特定外来生物(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)の防除に取り組む内水面漁協等を支援する	・内水面漁場・資源管理 総合対策事業
	外来種の遊漁利用 のあり方検討	・オオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力 して外来種に頼らない生業のあり方の検討を進める	
(我が国への侵入防止)	■	・農作物等の有用な植物に被害を与えるおそれのある病害虫について、 すべての植物やその容器包装について、植物防疫所が検査(輸入植物検 疫)を実施	・植物防疫法
	特定外来生物等の 監視協力	・輸入植物検疫の対象となる病害虫以外について、輸入植物検疫において特定外来生物等である疑いのある生物を発見した際には、環境省からの協力依頼に基づき、植物防疫所から、税関及び環境省への連絡を行う	・外来生物法
(農林水産業に利用されている外来生物の定着等の防止)	産業管理外来種の 定着等防止	・産業管理外来種に区分されている外来種については、在来種への転換 を含む在来種の生息域への拡散や定着の防止対策を実施	・外来種被害防止行動計 画
	セイヨウオオマル ハナバチ対策	・在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会の開催等を支援するとともに、在来種の生息域への拡散防止を行う等、適正な管理の必要性について周知徹底	・養蜂等振興強化推進 ・セイヨウオオマルハナ バチの代替種の利用方針
	公共事業における 外来種利用の抑制	・公共事業においては、特定外来生物を含む「生態系被害防止外来生物 リスト」に記載された外来種を避けることを基本とし、代替種が存在し ない場合には、在来種の生息域への拡散防止対策を推進	
	内水面養殖業にお ける産業管理外来 種の管理	・ブラウントラウト等の産業管理外来種については、関係者が連携して 生息域の拡大防止の取組を推進	・水産分野における産業 管理外来種の管理指針

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する(2)サプライチェーン全体で取り組むことで生産者現場を

後押しする

1)生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(食料・農林水産業における プラスチック資源循環)	プラスチック資源 循環の推進	・農畜産業から排出されるプラスチックの排出抑制、リサイクル率の 向上に向け、農業現場の先進的な取組事例や廃プラのリサイクル技術 等に関する調査を推進	・プラスチック資源循環の 推進
		・環境配慮設計による減量化等の取組が消費者等に理解されるよう、環境配 慮設計に関する情報収集や周知活動等の取組を支援	
	環境に配慮した素 材の漁具等の開発	・クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具の開発を支援	・海洋プラスチック影響調 査事業
		・(海洋プラスチックごみによる追加的な汚染を削減) 2050年までにゼロ	
(森林の有する多面的機能に 配慮した木材等の流通の促 進)	合法伐採木材等の 流通及び利用の促 進	・クリーンウッド法が目指す合法伐採木材等の流通及び利用拡大のため、幅広い関係者の参加による協議会を通じた普及啓発活動を実施	・木材需要の創出・輸出力強化対策
(生物多様性の保全に取り組 む生産者からの優先調達を支 援する認証制度等)	認証制度の活用	・森林認証材取得に向けた合意形成及び森林認証材の普及の取組も含めた、木材の持続的・安定的な供給体制構築への支援	・森林を活かす都市の木造 化等促進総合対策事業
		・水産エコラベルの国内外への認知度向上及び認証取得を促進	・日本発の水産エコラベル 普及推進事業
		・(国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証件数) 2025年度 225件	・水産エコラベル認証取得 支援事業
 (事業系食品ロス削減に向け た取組)	 食品ロス削減 	・商慣習の見直しに向けた実証・検討等	 ・食品□ス削減総合対策事 業
) () () () () () () () () () (・ (事業系食品ロスを2000年度比で半減) 2030年度までに 547万トンを半減	
(サプライチェーンにおける 金融機関の役割)	政策手法のグリー ン化に向けた取組	・持続可能性の向上や環境保全に関するESG金融等を促進	・みどりの食料システム戦 略

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(2) サプライチェーン全体で取り組むことで生産現場を 後押しする SDGs

GBF

2030ターゲット





9、12、14、15、16





2) 生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(環境保全型農業に対する理 解等の促進)	有機農業を含む環 境保全型農業に対 する消費者の理解 と関心、信頼の確 保	・国産の有機食品を取り扱う小売や飲食関係の事業者と連携し、生物 多様性の保全や地球温暖化防止など、SDGsの達成に貢献する有機の 取組の持つ価値や特徴を消費者に広く発信することにより国産の有機 食品の需要喚起の取組を推進	・国産有機サポーターズ
		・(国内の有機食品市場への国産の供給割合)2030年度 84%	
		・国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これら を取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農 産物等の消費者需要及び加工需要を喚起する取組を支援	・有機食品バリューチェーン構築推進事業
		・有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の 交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有 機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を 含む関係者への周知が行われるよう支援	・有機農業と地域振興を考 える自治体ネットワーク
 (食育や農林漁業体験の推	 森林における体		 ・新たな森林空間利用創出
進)	験・ふれあいの場 の提供	「レクリエーションの森」として国民の保健休養に供するとともに、 民間団体等に国有林野のフィールドを提供する「協定締結による国民 参加の森林づくり」や企業等と分収林契約を締結する「法人の森林」 の設定等により、国民による森林づくりを推進	対策(森林景観を活かした観光資源の整備事業)
	環境と調和のとれ た食料生産とその 消費に配慮した食 育の推進	・第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進するとともに、食育全国大会の開催やフードガイドの見直しを行い、食育の全国展開を図る	・消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進) ・食育活動の全国展開委託 事業
(持続可能な生産消費の促 進)	あふの環2030プ ロジェクト	・あふの環プロジェクトをプラットフォームとし、多様なステークホ ルダーとの対話を進めながら、価格と品質重視の消費から持続可能性 重視の消費へと価値の行動変容を促し、持続可能な生産消費を促進	・フードサプライチェーン の環境配慮見える化推進事業
(農業・農村の役割に対する 理解等の促進)	************************************	・市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市 農業への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の 発揮を促進	・農山漁村振興交付金(都 市農業機能発揮対策)
		・農泊に取り組む地域における実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等の一体的な支援を実施	・農山漁村振興交付金(農 山漁村発イノベーション対 策)(農泊推進型)
		・世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度 向上等の取組を支援	・農山漁村振興交付金(農 山漁村情報発信事業)
(鳥獣被害対策の理解促進)	 地域資源として捕 獲鳥獣の利活用に 向けた取組	・捕獲の担い手の育成・確保等の各種対策に加え、捕獲鳥獣の食肉等 としての適正な利活用の促進、衛生管理の知識を有する捕獲者や処理 加工施設に従事する者の人材育成、野生鳥獣肉(ジビエ)のブランド 化など、地域資源として捕獲鳥獣の利活用に向けた取組を推進	・鳥獣被害防止総合対策交 付金
		・(鳥獣被害対策実施隊の隊員数)2025年度 43,800人	
		・(ジビエ利用量) 2025年度 4,000 t	
(国民参加の森林づくり等の 推進)	森林・林業が果た す役割等の普及啓 発の促進	・企業・NPO等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた普及啓発 活動の促進、森林環境教育や木育の推進、林業体験学習等の促進等を 推進	・カーボンニュートラル実 現に向けた国民運動展開対 策
(内水面漁場・生態系の保全 に対する理解促進)	 内水面生態系の普 及啓発	・国民に広く内水面生態系の重要性とその保全・復元を担う漁協の活動を広げる漁協による普及啓発活動を促進	・内水面漁場・資源管理総 合対策事業

3. 農林水産空間の保全・利用を推進する

(1)農林水産空間の保全と利用を担う人材の確保と育成



SDGs GBF 1、2、3、10、22、23 2030ターゲット

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(農村地域における対策)	中山間地域等への 支援	・中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、 将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援	・中山間地域等直接支払交 付金
		・(中山間地域等の農用地面積の減少防止)2024年度 7.5万ha	
	農村環境を活用し た取組への支援	・農泊に取り組む地域における実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等の一体的な支援を実施	・農山漁村振興交付金(農 山漁村発イノベーション対 策)(農泊推進型)
	スマート農業技術の社会実装の推進	・省力化や軽労化に資するロボット・AI・IoTなど先端技術を活用したスマート農業技術の社会実装の推進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業・スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト
	新規就農者の育 成・確保	・農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、経営発展のための機械・施設等の導入の支援とともに、地域におけるサポート体制の充実を支援	・新規就農者育成総合対策
	女性活躍の推進	・地域をリードする女性農業者の育成や女性が働きやすい環境づくり の推進	・女性が変える未来の農業 推進事業
(山村地域における対策)	山村地域の活力維 持に向けた取組	・(新規就業者(林業作業士(フォレストワーカー) 1 年目研修生) の就業 3 年後の定着率)2025年度 80%	
		・林業の新規就業者の確保・育成に向け、就業ガイダンス及び林業作 業士(フォレストワーカー)研修等に必要な経費を支援	・「緑の雇用」担い手確保 支援事業
		・健康、観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を実施。	・新たな森林空間利用創出 対策
(漁村地域における対策)	新規就業者の確保	・漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援	・経営体育成総合支援事業 - 経営体育成総合支援事業
		・(新規就業者数)各年度 2,000人	

3. 農林水産空間の保全・利用を推進する (2)農林水産空間の保全・利用の推進

9 112 211 13 112 13 **SDGs** GBF 1、2、3、10、11 2030ターゲット

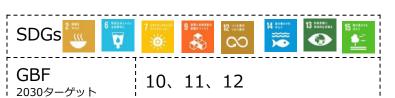
項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(農山漁村の活性化に向けた 対策)	多岐にわたる生物 多様性保全の取組	・農業・農村の有する多面的機能を次世代に継承し、その便益を国民が幅広く享受できるよう、集落内外の多様な人材・土地改良区等の組織と協力しながら、地域の共同活動への参加者を増加	・中山間地域等直接支払交 付金
		・地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態 系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援	・多面的機能支払交付金
		・(地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数) 2025年度 延べ1,400万人・団体	
		・世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度 向上等の取組を支援	・農山漁村振興交付金(農 山漁村情報発信事業)

3. 農林水産空間の保全・利用を推進する

(2)農林水産空間の保全・利用の推進(つづき)

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(里山林の継続的利用に向けた対策)	多様な主体による 里山林への働きか けの推進	・(森林ボランティア団体数)2025年度 4,582団体 ・森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民等による活動組織が実施する森林の保全管理等の取組を支援	・森林・山村多面的機能発 揮対策
		・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利 用を進める	・林業・木材産業循環成長 対策 ・木材需要の創出・輸出力 強化対策
(漁村環境の保全・利用の推 進)	都市と漁村の交 流・定住の推進	・渚泊やワーケーション等による都市漁村の交流人口や関係人口を創 出する取組の推進	・農山漁村振興交付金
		・(漁村の活性化により都市漁村交流人口)おおむね200万人増加	

3. 農林水産空間の保全・利用を推進する (3) 森里川海を通じた生物多様性保全の推進



項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
(田園地域における生物多様 性保全の推進)	田園地域や里地里 山の環境整備の推 進	・中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、 将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援 ・(中山間地域等の農用地面積の減少防止)2024年度 7.5万ha	・中山間地域等直接支払交 付金
		・生物多様性保全に配慮した環境保全型農業を推進	・環境保全型農業直接支払 交付金
(森里川海が一体となった生物多様性保全の推進)	保安林の指定の計 画的な推進	・ 魚つき保安林など、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安 林としての指定を計画的に推進	・保安林制度
	漁場保全のための整備	・環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動 を支援	・水産多面的機能発揮対策

3. 農林水産空間の保全・利用を推進する(4) 生態系を活用した防災・減災の推進



項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
生態系を活用した防災・減災の推進	農業・農村の強靭 化の推進	・頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流 域治水の取組を推進	・農業農村整備事業 (農業水利施設の戦略的な 保全管理、防災・減災対 策)
	治山対策の推進	・保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海 岸防災林等の整備を推進	・治山事業
		・(適切に保全されている海岸防災林等の割合)2023年度 100%	

4. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

(1)農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進



2030ターゲット

GBF





4、5、9、13







項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
農林水産業にとって有用な遺 伝資源の保全と持続可能な利 用の推進	遺伝資源の収集・ 保全、利用	・国内外の遺伝資源の収集・保存等を行うとともに、遺伝資源情報の 統合的な管理を可能とするネットワーク(PGRJapan)を構築	・みどりの食料システム 戦略実現技術開発・実証 事業
/13031EXE		・(アジア地域等の未探索遺伝資源の収集・保存) 2025年度までに3千点以上	7.
		・(耐病性や機能性等の有用形質を組み込んだ中間母本等の育成) 2025年度までに5点以上	
		・(PGRJapanの構築を通じた遺伝資源の保存点数) 2025年度までに3万点以上増加させる見通しを立てる	
		・農業分野に関わる遺伝資源について、探索収集から特性評価、保存、 配布及び情報公開を実施	・農業生物資源ジーンバンク事業
		・生物多様性の保全の観点で重要な林木遺伝資源の収集・保存・評価 を推進	・森林・林業・木材産業 分野の研究・技術開発戦 略
		・気候変動等に対応した新品種の開発に必要な海外遺伝資源の取得や利用を円滑に進めるため、遺伝資源保有国における遺伝資源に係る制度等の調査、遺伝資源の保全の促進及び信頼関係の構築に向けた能力開発等を実施	・気候変動等に対応した 海外遺伝資源の保全・利 用促進事業
		・ITPGRの「多数国間の制度」を通じて我が国の品種開発の発展に とって重要な植物遺伝資源の導入を円滑に推進	・食料・農業植物遺伝資 源条約(ITPGR)拠出金
		・地鶏等の地域資源の安定的な活用に資するPGCs(始原生殖細胞)を 利用した家きん遺伝資源の保存等技術の普及を推進	・
	食文化の保護・継承による農山漁村	・各地固有の郷土料理等の食文化の保護・継承に取り組むことにより、 農山漁村の活性化につなげる	・食文化の多角的な価値 の整理・情報発信事業

4. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進 (2)遺伝子組換え農作物等の規制等による我が国の 生物多様性の確保

の活性化

SDGs









GBF 2030ターゲット

17

項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
遺伝子組換え農作物等の規制 等による我が国の生物多様性 の確保	遺伝子組換え農作物等の規制	・遺伝子組換え農作物等について、生物多様性への影響に関する科学 的な評価を実施し、問題のないもののみ使用等を承認	・遺伝子組換え生物等の 使用等の規制による生物 の多様性の確保に関する 法律(カルタヘナ法)
	ゲノム編集農作物 等の情報提供	・ゲノム編集農作物等について、その生産・流通に先立ち、生物多様性への影響について、問題ないことを確認した上で、情報提供を受け付け公表	・農林水産分野における ゲノム編集技術の利用に より得られた生物の生物 多様性影響に関する情報 提供等の具体的な手続に ついて(通知)

5. 農林水産分野の生物多様性保全の取組を評価し活用する

- (1)農林水産空間の生物多様性に係る調査・研究
- (2)農林水産分野における生物多様性保全の取組の見える化
- (3) 金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討



項目	関連施策	関連施策の内容(目標)	事業名等
農林水産空間の生物多様性に 係る調査・研究 (農業生態系の生物多様性に 係る取組の推進)	農法の生物多様性 への効果の評価方 法の活用	・生物多様性の保全に貢献する農法の効果を水田の鳥類とそのえさ生物や植物を用いて評価する手法の活用を図る	
	生態系サービスの 評価と効果的な農 法の開発	・農業が生物多様性から受ける恩恵(生態系サービス)のうち、野生 昆虫類による送粉機能及び土着天敵類による病害虫防除機能を高精度 かつ効率的に評価できる技術の開発を推進。	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
(森林生態系の生物多様性に 係る取組の推進)	森林資源のモニタ リングの推進	・木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資 源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一 した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進	・森林生態系多様性基礎調 査
(海洋生態系の生物多様性に 係る取組の推進)	 資源動向等のデー 夕の蓄積	・沿岸や外洋で漁獲される主要な漁業対象種の資源動向やその変動要 因についての調査研究を継続し、データの蓄積を行う	・水産資源調査・評価推進 事業
農林水産分野における生物多様性保全の取組の見える化	生物多様性の保全 の取組の見える化 手法の検討	・生物多様性の保全の取組の見える化手法の状況を調査・分析し、生 産者や企業等の参考となる情報の提供を進める	・フードサプライチェーン の環境配慮見える化推進事 業
金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討	国際動向等の情報 提供	・食料・農林水産業に関わる企業が、企業のESG評価手法や情報開示 義務等に関する国際動向について必要な情報を適時に入手するととも に、企業評価に活用できる生物多様性データ提供を検討し、スムーズ な移行を進められるように、関係省庁と連携して後押しする	・あふの環プロジェクト
	ESG投融資拡大に 向けた関連施策の 推進	・食料・農林水産業に関わる企業のESG評価の向上と投融資の拡大に 向けた関連施策の推進	・フードサプライチェーン の環境配慮見える化推進事業

Ⅷ.用語集

1. 五十音順

用語	解説
あふの 環 2030 プロジ	国連の持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえ、食と農林水産業の持続可能
エクト	な活動を促進するプロジェクト。2022 年 12 月末時点で 173 社・団体等が参
	加。
磯焼け	浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落(藻場)が季節的消長や多少の 経年変化の範囲を超えて著しく衰退又は消失して貧植生状態となる現象。磯
	焼けが発生すると、藻場の回復に長い年月を要し、磯根資源の減少や成長不
	良を招き、沿岸漁業に大きな影響を及ぼす。
遺伝子組換え技術	ある生物から目的とする遺伝子 (DNA) を取り出し、別のターゲット生物の
	ゲノムに導入することで、その生物に新しい性質を付与する技術。
イノベーション	技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組み
27 2 33 27	を取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。
エリートツリー	スギ、ヒノキ等の樹木について、成長や材質等の形質が良い個体として選出された。
	抜された樹木(精英樹)同士で人工交配等を行い、これにより得られた個体 の中からさらに選抜されるスギやヒノキ等のこと。
エシカル消費	より良い社会に向けて、人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。具体
- 7 / 7 / 1 / 1 / 1 / 1	的には、障がい者等の支援につながる商品を選ぶ、フェアトレード商品や寄
	付金付きの商品を選ぶ、環境配慮型の商品や生物多様性に配慮した商品(認
	証制度の商品)を選ぶ、地元の産品や被災地の産品を買うなどが含まれる。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。二酸化炭素を始めとす
	る温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達
	成することを意味する。2020年10月に、菅総理大臣(当時)は「2050年ま
	でに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボ
改質リグニン	ンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。 リグニンは木材の約3割を占める主要成分の1つであり、「改質リグニン」
以貝グノーン	は、国産スギを原料とし、それに含まれるリグニンを改質した、耐熱性等の
	機能と加工性を併せ持つ素材。自動車の内外装品など、様々な利用が期待さ
	れている。
海洋生分解性プラスチ	
ック	よって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラス
to a to total H	チックのこと。
カスケード利用	木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等としての再利用を経て、最終的階では燃料して利用すること
カルタヘナ議定書	て、最終段階では燃料として利用すること。 正式名称は、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカ
カルグ・ハ 成足音	ルタヘナ議定書 。遺伝子組換え生物等による生物多様性への悪影響を防ぐ
	ための枠組であり、2003年9月に発効。我が国は同年11月に本議定書を締
	結し、翌年2月に我が国について効力を発生。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土
	づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した
HH I I was been	持続的な農業。
間接要因	IPBES (2019 年) によれば、社会の制度とガバナンス、それが他の要素に
	与える影響などといった、人為的な直接要因を引き起こすことで自然の変化 に間接的に影響を与える要素のこと。間接要因の背景には、社会的な価値観
	に間接的に影響を与える要素のこと。間接要因の育意には、任芸的な価値観しや行動様式がある。
機関投資家	株式、債券などの有価証券への投資による収益を、資産運用の主たる収益
	源としている法人その他の団体の投資家のこと。生命保険会社、損害保険会
	社、信託銀号、投資顧問会社、年金基金や年金信託などが代表例。
t	

10 - 1 . 10 - 1 T - 1	
グラウンドワーク活動	地域の環境整備等の実施に際し、従来の行政主導の計画策定・事業実施に
	かわり、住民が積極的に参加するとともに、企業が地域社会への貢献等の観
	点から参画し、住民・行政・企業の3者のパートナーシップによりグラウン
	ド(生活の現場)に関するワーク(創造活動)を行うもの。
ゲノム編集	狙った遺伝子を意図的に変化させることにより、品種改良のスピードを速
	めたり、従来では困難であった品種を開発できる育種技術の一つ。目的外の
	遺伝子(オフターゲット)を切断する場合もあることが報告されているが、従
	来の品種改良でも起こるものであり、また、その可能性は低いことから、万
	が一、目的以外の遺伝子を切断したとしても、従来の品種改良と同様に目的
	以外の変異がないものを選抜して利用。
抗菌剤	細菌感染症治療に有効な薬剤。畜水産分野において、家畜・養殖水産動物
	の治療を目的とする動物用医薬品として使用されている。
高度回遊性魚類	排他的経済水域の内外を問わず広域的に回遊するかつお・まぐろ等の魚
	種。
国際財務報告基準	
(IFRS) 財団	の信頼性、成長、長期的な金融安定性を促進することにより、公共の利益に
(11 Kg) ×10	貢献することを目的に、2001年に設立。
	IFRS 基準には、国際会計基準審議会 (IASB) が設定する IFRS 会計基準と、
	2021 年 11 月に設立された国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が設定
	する IFRS サステナビリティ・ディスクロージャー基準がある。現在、IFRS 会
団際的に行るかでして	計基準は140以上の国・地域で適用されている。
国際的に行われている	
有機農業	の有機農業のこと。「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないました。「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないました。関連
	用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業
	生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用い
	て行われる農業のこと。
国連海洋法条約	1982 年に国連において採択され、1994 年に発効した国際海洋秩序に関す
	る包括的な条約。領海、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底などの海域
	の区分や、沿岸国が排他的経済水域内における資源についての主権的権利と
	生物資源の保存・管理最適利用措置をとる義務を有することなどを定めてい
	る。
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、非化石エネルギー源のうち永
	続的に利用することができるものをエネルギー源とするエネルギー。
サプライチェーン	原材料としての資源が採取されてから、製品として最終消費者に届くまで
	の、生産、加工、流通等の供給プロセスのつながりのこと。国内の生産活動
	は、サプライチェーンを通じて国内外の環境に影響を与えている。環境負荷
	を削減し、自然資源を将来に渡って利用するために、持続可能なサプライチ
	ェーンを構築する必要がある。
1	
 自然資本	自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとし
自然資本	自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によっ
自然資本	
	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本 (ストック) のこと。
自然資本 自然を活用した解決策 (NbS)	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。
自然を活用した解決策	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなが
自然を活用した解決策	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議
自然を活用した解決策	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、
自然を活用した解決策	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に
自然を活用した解決策	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、回復力、
自然を活用した解決策 (NbS)	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、回復力、生物多様性への利益を提供するもの」とされる。
自然を活用した解決策 (NbS) 社会変革	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、回復力、生物多様性への利益を提供するもの」とされる。 IPBES (2019年)によれば、パラダイム、目標及び価値観を含む、技術、経
自然を活用した解決策 (NbS) 社会変革 (Transformative	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、回復力、生物多様性への利益を提供するもの」とされる。 IPBES (2019年)によれば、パラダイム、目標及び価値観を含む、技術、経済、社会の根本的なシステム全体にわたる再構成のこと。2030年以降、自然
自然を活用した解決策 (NbS) 社会変革	て捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと。 Nature-based Solutions;自然を活用した解決策。自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、回復力、生物多様性への利益を提供するもの」とされる。 IPBES (2019年)によれば、パラダイム、目標及び価値観を含む、技術、経

食品ロス	国民に供給された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されて いる食品。
食料及び農業のための 植物遺伝資源に関する 国際条約(ITPGR)	2001年にFAO(国連食糧農業機関)総会において採択され、2004年に発効した条約。持続可能な農業と食料安全保障のため、生物多様性条約と調和しつつ、参加国が、食料・農業のための研究、育種及び研修のための利用及び保全の目的にのみ植物の遺伝資源を提供する等の共通ルールを定め、簡易な手続きにより植物遺伝資源を取得できるようにする多国間システムを構築。
食料システム	食料・農林水産業に由来する食品の生産、集約、加工、流通、消費、廃棄 に関する全ての範囲の関係者及びそれらに関連する付加価値活動、ならびに それらが埋め込まれているより広い経済、社会及び自然環境を含むもの。
人工種苗	種苗とは、水産増養殖に用いる魚類や藻類、貝類などの稚魚、幼生であり、 「人工種苗」とは飼育環境下で作出された種苗のこと。
侵略的外来種	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもの。
森林サービス産業	健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して、山村地域における新たな雇用と収入機会を生み出す産業。
森林、農業、コモディティ貿易(FACT)対話	Forest, Agriculture and Commodity Trade Dialogue の和訳。 国連気候変動枠組条約第 26 回締結国会議 (COP26) 議長国である英国が主催する、森林減少を伴わない農産物サプライチェーンの構築に向けた協力を目的とする国際的な対話。COP26 において、署名国の間で協力を進めていくことを表明する共同声明が公表。
水産エコラベル	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示する仕組み。
スマート農林水産業・スマート技術	ロボット、AI、IoT などの先端技術を活用した農業、林業、水産業。
生態系サービス	人間が生態系から得ることのできる便益。ミレニアム生態系評価では、供給的サービス(食べもの、水、木材等)、調整サービス(気候などの制御・調節)、文化的サービス(レクリエーションや教育の場としての活用)、基盤的サービス(光合成による酸素の供給や栄養循環。他の生態系サービスを支える)の4つに分類している。
生態系を活用した防 災・減災 (Eco-DRR)	Ecosystem-based disaster risk reduction; 生態系を活用した防災・減災。グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、地域において防災・減災対策を実施・検討する際に、自然災害に対して脆弱な土地の開発を避け、人命や財産が危険な自然現象に暴露されることを回避する(暴露の回避)とともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる(脆弱性の低減)という考え方。
生物多様性	生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とする。生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定など、我が国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方を示す。

生物多様性条約(CBD)	Convention on Biological Diversity;生物多様性条約。
	1992年、国連環境開発会議(地球サミット)開催にあわせ「気候変動枠組
	条約」とともに「生物多様性条約」が採択。熱帯雨林の急激な減少、種の絶
	滅の進行への危機感、人類存続に不可欠な生物資源消失への危機感が動機と
	なり、生物全般の保全に関する包括的な枠組を設けるため作成。1993年に発
	効。同年に我が国は締結。本条約は、①地球上の多様な生物をその生息環境
	とともに保全、②生物資源を持続可能であるように利用、③遺伝資源の利用
	から生ずる利益を公正かつ衡平に配分を目的とする。
世界遺産	「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」に基づいて作成され
四月返生	る「世界遺産リスト」に登録された物件。建築物等を対象とする文化遺産、
	自然の地域等を対象とする自然遺産、両者の価値を有する複合遺産に分類さ
	れる。同条約は、世界の文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界遺産と
	して、損傷、破壊等の脅威から保護し保存していくために、国際的な協力及
	び援助の体制を確立することを目的とし、1972年に UNESCO (国連教育科学文)
単田奴汝っ、 こ)	化機関)総会で採択され、1975年に発効した。
世界経済フォーラム	グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術
	等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体。
are the allegate to	1971年、スイスの経済学者クラウス・シュワブによって設立された。
世界農業遺産	Globally Important Agricultural Heritage Systems;世界農業遺産。
(GIAHS)	FAO(国連食糧農業機関)が 2002 年から開始。生物多様性の保全に寄与する農
	法など、次世代へ継承すべき持続的な農林水産業システムを認定する制
	度。
責任投資原則(PRI)	Principles for Responsible Investment;責任投資原則。
	ESG 要素が投資のパフォーマンスに影響を与えうることを示し、投資に ESG
	要素を組み込むことを推進する投資原則のこと。コフィー・アナン国連事務
	総長(当時)の主導で、国連グローバル・コンパクト(UNGC)及び国連環境
	計画(UNEP)の金融イニシアティブが事務局となり、国際的な機関投資家の
	グループが策定して 2006 年に発足した。署名機関数は、発足年の 63 から、
	2021 年現在で 3,800 を超えるまでに拡大している。
セルロースナノファイ	
バー	くほぐしたもので、樹脂やゴム、ガラスなどとの複合材料は軽量ながら高強
	度といった特性を持つ素材であり、一部で実用化も進んでいる。
総合防除	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件を整備する予防的な取組を基本とし
	て、病害虫の発生状況に応じて、多様な防除方法を適切に組み合わせて行う
	病害虫・雑草の管理手法。これにより、病害虫等の発生を経済的被害が生じ
	が音虫・稚草の音葉子伝。これにより、M音虫寺の先生を経済的被音が生しるレベル以下に抑制し、かつ、そのレベルを維持する。
ダスグプタ・レビュー	
? ^? / ? • V L ユー 	2021年に英国財務省から発表された、生物多様性と経済の関係を分析した
	英ケンブリッジ大学ダスグプタ名誉教授による報告書。生態系のプロセス及び公送に対対している。
	び経済活動がそれらに及ぼす影響への理解の下、経済学及び意思決定におい
Life LA VA MV Advant UV PP	て自然を考慮するための新しい枠組みを提示。
地域漁業管理機関	広範囲に回遊するかつお・まぐろ類等について、ある一定の広がりを持つ
	水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。関
	係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を
	決定。
地球規模生物多様性概	Global Biodiversity Outlook 5;地球規模生物多様性概況第5版。生物多
況第5版 (GB05)	様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の最終評価として、生物多様性事務局
	が各締結国の国別報告書と IPBES アセスメント等を基に取りまとめ、2020 年
	に公表。

直接要因	自然の変化に対して直接影響を与える要素のこと。人間が制御できない自
也以安囚	然要因(地震、火山噴火、津波、極端な気象現象など)と、人間の意思決定
	によって生じる人為的要因(生息地の改変、森林減少と植林、野生個体群の
	利用、気候変動、土壌・水・大気の汚染、種の導入など)を含む。
	IPBES (2019 年) は、生物多様性の損失への影響が大きい順に、①土地と
	海の利用の変化、②生物の直接採取(漁獲、狩猟含む)、③気候変動、④汚染、
	⑤外来種の侵入、の5つの直接要因を提示した。
性学从	の外来権の侵入、の5つの直接委囚を促ぶした。 外来生物法に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼ
特定外来生物	
	すもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から政令で指定される外来生物
	(海外起源のものに限る) のこと。 ************************************
	特定外来生物に指定された場合、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入とい
	った取扱いが規制され、また被害がすでに生じている場合又は生じるおそれ
1 >	がある場合には国や地方公共団体等による防除が行われる。
中干し	イネの栽培中に水田の水を抜き、土壌を乾かすこと。倒伏の防止、過剰分
	げつの抑制、有害ガスの除去、土を固くすることによる作業性の向上などの
	効果がある。生育に水が必要なオタマジャクシやヤゴが上陸するまでの時期
	を避けて行うことで、これらの生物への影響を軽減できる。
名古屋議定書	正式名称は「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその
	利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」であり、
	2010年の生物多様性条約第 10 回締結国会議(COP10)で採択された。農作物
	の新品種開発などに必要な海外の遺伝資源の円滑な入手と、その利用から生
	ずる利益の一部を遺伝資源提供国へ配分するためのルールを定めている。
名古屋・クアラルンプ	正式名称は「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカル
ール補足議定書	タヘナ議定書の責任及び救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定
	書」であり、MOP5で採択された。遺伝子組換え生物の国境を越える移動によ
	り、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済
	に関して、締約国が講じるべき措置を規定する。
排他的経済水域	沿岸国の領海基線から 200 海里の範囲内で設定が認められている海域。天
	然資源の探査、開発、保存及び管理等のための主権的権利並びに、人工島、
	施設及び構築物の設置及び利用、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調
	査等に関する管轄権を有する。
パリ協定	2015年にパリで採択された気候変動に関する国際的な枠組み。世界全体の
	平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑
	えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続する
	こと、このために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出
	量と吸収源による除去量との間の均衡(世界全体でのカーボンニュートラ
	ル)を達成することを目指すこと等を定めている。
微生物叢	生態系における生きた微生物の集合のこと。
プラネタリー・バウン	人間活動による地球システムへの影響を客観的に評価する方法の一つ。地
ダリー	球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどま
	れば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えることがあれば、人間が依
	存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされている。
ブロックチェーン	コンピューターネットワーク上のデータを管理する技術のひとつ。「ブロ
. , , ,	ック」と呼ばれるデータを鎖のように連結することで、データの履歴を管理
	することができる。生産や流通経路の情報などを把握・管理する目的での活
	用が期待されている。
ペレット化	物質を粒状に成形すること。堆肥ではペレット化することにより、保管性
· / L	が向上し、広域流通や、散布が容易となる等のメリットがある。
	皆伐を行う場合に新生林分の保護、公益的機能の確保のために保残される
小吃烟币	質以を11万場合に利生体分の保護、公益的機能の確保のために依然される 樹林帯。
	7到 7个 110。

/H =# 1 ==				
保護水面	水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに			
	適している面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面と			
	して都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域。			
保護林	国有林野において、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、			
	遺伝資源の保護等を目的として設定している森林。国有林野事業において大			
	正4年に制度が発足し、先駆的な自然環境の保全制度として機能。森林生態			
	系保護地域、生物群集保護林、希少個体群保護林の3種類に区分。			
昆明・モントリオール	2020 年までの生物多様性に関する国際的な目標である愛知目標に次ぐ、			
生物多様性枠組	2030 年までの生物多様性に関する国際的な目標。2022 年 12 月にカナダ(モ			
	ントリオール)で開催された COP15 において、採択された。			
緑の回廊	国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相			
	互交流を促すことを目的として設定している森林。			
みどりの食料システム				
戦略	と持続性の両立をイノベーションで実現する戦略。2021年5月に策定。			
ミレニアム生態系評価	国連の主唱により 2001 年から 2005 年にかけて行われた、地球規模での生			
	物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価の			
	取組。生物多様性は生態系が提供する生態系サービスの基盤であり、生態系			
	サービスの豊かさが人間の福利に大きな関係のあることが分かりやす			
	された。			
- 藻場・干潟ビジョン	ハード・ソフト対策が一体となった実効性のある効率的な藻場・干潟の保			
	全・創造に向けた行動計画。			
モントリオール・プロ	***			
ヤス	ナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、ウ			
	ルグアイ、米国) により進められている森林経営の持続可能性を把握・分析・			
	評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた取組。			
	1995 年に7基準・67 指標に合意。また、2008 年に基準7に係る指標を改			
	訂し、現在は7基準・54指標。			
ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。			
)	1971 年にイランのラムサールで開催された国際会議で採択された湿地に関			
	する条約。			
リーダーによる自然へ	7 = 7 7 7 7 8			
の誓約	物多様性を回復させることを約束した国際アジェンダ。2030年までの10年			
	間で、失った生物多様性を回復するために10の行動を取ることを約束する。			
Nature)	我が国は、2021年5月に参加を表明。			
mature)	7人// 円(み、2021 年 0 月 (年)/川で 久り)。			

2. アルファベット順

用語	解説					
AI	Artificial Intelligence;人工知能。コンピュータを使って、人間の知能					
	の働きを人工的に行わせるためのシステム。					
BBNJ	Biological diversity beyond national jurisdiction;国家管轄圏外区					
	域における海洋生物多様性。海洋における国家管轄圏外区域(公海及び深海					
	底)の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、国連海洋法条					
	約は規定しておらず、生物多様性も含めて直接規律する国際約束はない。					
	2015年の国連総会において、国連海洋法条約の下に新たな国際約束を作成す					
	ることが決議され、政府間協議が行われている。					
CLT	Cross Laminated Timber;直交集成板。ひき板(ラミナ)を並べた後、繊					
	維方向が直交するように積層接着した木質系材料、厚みのある大きな板であ					
	り、建築の構造材などに使用されている。					
COP15	生物多様性条約第 15 回締結国会議。第一部 2021 年 10 月(中国・昆明)、					
	第二部 2022 年 12 月 (カナダ・モントリオール) の 2 部構成により開催され、					
	2030年までの新たな生物多様性に関する世界目標(昆明・モントリオール生					
A =	物多様性枠組)が採択された。					
ESG 金融	環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) に配慮して					
	いる企業を重視・選別して行う投融資。似たような概念として社会的責任投資。					
	資(SRI)があるが、SRI が倫理的価値観に基づいた考え方であるのに対し、					
	ESG 投資は環境、社会、企業統治への配慮が企業の持続的成長や中長期的収益につかがり、 原理的なリステンが関係できるしいる経済的保険制に基づい					
	益につながり、長期的なリターンが期待できるという経済的価値観に基づい					
FAO	た考え方となっている。 Food and Agriculture Organization of the United Nations;国際連合					
rau	rood and Agriculture Organization of the United Nations;国際連合 食糧農業機関。国連機関のひとつであり、人々が健全で活発な生活をおくる					
	艮種農業機関。国連機関のひとうじめり、八々が健主で活光な生活をわくる ために十分な量・質の食料への定期的アクセスを確保し、すべての人々の食					
	料安全保障を達成することを目的とする。					
FSB	Financial Stability Board;金融安定理事会。主要国の金融当局で構成さ					
I'OD	れる国際的な金融システムの安定を目的とする組織で、2009年に設立。					
GAP	Good Agricultural Practice;農業生産工程管理。農業において、食品安					
On	全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取					
	組。					
G7·2030 年自然協約(G7						
2030 Nature Compact)	るコミュニケの附属文書。					
ICT	Information and Communication Technology;情報通信技術。コンピュー					
101	タやデータ通信に関する技術をまとめた呼び方。					
IoT	Internet of Things;モノのインターネット。あらゆるモノがインターネ					
± • •	ットに繋がり、情報のやり取りをすること。自動制御、遠隔操作等を行うこ					
	とが可能となる。					
IPBES	Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and					
	Ecosystem Services;生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策					
	プラットフォーム。生多様性に関する科学と政策のつながりを強化し、科学					
	を政策に反映させることを目的に設立された政府間機関。					
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change;気候変動に関する政府間					
	パネル。各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目					
	的として、1988年に設立された政府間組織。					
IQ	Individual Quota;漁獲割当(個別漁獲割当ともいう。)。特定の水域や漁					
	業種類等で構成される区分である管理区分において、水産資源を採捕しよう					
	とする者に対し、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水					
	産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること。新漁業法では、TAC					

ITT0	International Tropical Timber Organization;国際熱帯木材機関。熱帯 林の持続可能な経営の促進と持続的かつ合法的に生産された熱帯木材の貿
	易の発展を目的として、1986年に設立された国際機関。
IUU 漁業	違法・無報告・無規制(IUU:Illegal, Unreported and Unregulated)漁
	業とは、無許可操業、無報告又は虚偽報告された操業、無国籍の漁船、地域
	漁業管理機関非加盟国の漁船による違反操業など、各国の国内法や国際的な
	操業ルールに従わない無秩序な漁業活動のこと。
KPI	Key Performance Indicator; 重要業績評価指標。政策ごとの達成すべき成
IXI I	果目標のこと。
MoU	Memorandum of Understanding;覚書。当事者間の合意内容を書面化した覚
MOC	書のこと。
MSY	Maximum Sustainable Yield;最大持続生産量。持続的に生産可能な最大の
	漁獲量を意味し、新漁業法においては、MSY の達成が資源管理の目標とされ
	ている。
ODOM	Other effective area-based conservation measures:保護地域以外の地
OECM	7.1.194 = 7.15
	域をベースとする効果的な保全手段のこと。生物多様性条約第14回締約国会
	議において採択されたOECMの定義(環境省仮訳)は以下のとおり。
	「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサー
	ビス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値と
	ともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成
	する方法で統治・管理されているもの」。
	我が国でも、法によらずに民間により生物多様性が保全されている地域を
	認証するための基準等の検討が進められている。
レッドプラス	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing
REDD +	Countries; and the role of conservation, sustainable management of forests and
	enhancement of forest carbon stocks in developing countries (; and 以下が
	「十」に相当)の略で、持続可能な森林経営や適切な森林保全を通じて途上
	国における森林の減少や劣化を抑制し、温室効果ガスの排出削減や吸収増加
a.may.,,,,	を促進させる気候変動緩和策。
SATOYAMA イニシアティ	日本では里山・里海と呼ばれる二次的自然地域(社会生態学的生産ランド
ブ	スケープ・シースケープ (SEPLS)) の持続可能な維持・再構築を通じて、自
	然共生社会の実現を目指す国際的な取組のこと。
	2007 年に、我が国が国連大学サステナビリティ高等研究所(UNU-IAS)と
	ともに提唱し、2010 年の COP10 期間中に、具体的な取組推進の場として
	SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI) が発足した。
SBTs for Nature	Science Based Targets for Nature;自然に関する科学に基づく目標設定。
	2020年に向けて Science Based Targets Network (SBTN) が中心となって
	設定手法を開発している自然の損失を防ぐために企業が目指すべき科学的
	根拠に基づく目標。「バリューチェーン上の水・生物多様性・土地・海洋が相
	互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で社会の持続可能性
	目標に沿って行動できるようにする、利用可能な最善の科学に基づく、測定
CDC.	可能で行動可能な期限付きの目標」と定義されている。
SDGs	Sustainable Development Goals;持続可能な開発目標。2015年9月の国
	連サミットにおいて全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様
	性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標(そ
	の下に 169 のターゲット、232 の指標が決められている)。特徴は、普遍性 (先
	進国を含め、全ての国が行動)、包摂性(人間の安全保障の理念を反映し「誰
	一人取り残さない」)、参画型(全てのステークホルダーが役割を)、統合性(社
	会・経済・環境に統合的に取り組む)、透明性(定期的にフォローアップ)の
	5つ。

TAC	Total Allowable Catch;漁獲可能量(総漁獲可能量ともいう。)。水産資源ごとに一年間に採捕することができる数量の最高限度として定められる数量のこと。新漁業法では、資源管理はTACによる管理を基本とするとされている。
III	-
TCFD 提言	FSB (金融安定理事会)が設立したタスクフォースである TCFD (Taskforce on Climate-related Financial Disclosures) による提言。企業に対し、2℃目標等の気候シナリオを用いて、自社の気候関連リスク・機会を評価し、経営戦略・リスク管理へ反映、その財務上の影響を把握、開示することを求めている。
TEEB	The Economics of Ecosystems and Biodiversity; 生態系と生物多様性の経済学。地球規模で生物多様性の経済的価値に注目し、生物多様性の損失や生態系の劣化に伴う影響の大きさを表現し、政府や企業等に対して生物多様性と生態系サービスの持続可能な利用に向けた施策・立案を促すための国際的なイニシアティブ。
TNFD	Taskforce on Nature-related Financial Disclosures;自然関連財務情報開示タスクフォース。企業による生物多様性にかかる財務情報の開示の枠組みを策定し、自然に有益な活動に対して資金フローを振り向けるために、2021年6月に発足したタスクフォース。
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change; 気候変動枠組条約。1992年、国連環境開発会議(地球サミット)開催にあわせ「気候変動枠組条約」とともに「生物多様性条約」が採択。大気中の温室効果ガスの濃度を気候体系に危害を及ぼさない水準で安定化させることを目的とする。
UNFF	United Nations Forum on Forests;国連森林フォーラム。世界の持続可能な森林経営の推進方策を検討するため、国連経済社会理事会の下に設立された森林問題全般に渡る政府間対話の場。

Ⅷ. 参考文献一覧

I. はじめに

◆ IPBES. Summary for policymakers of the global assessment report on Biodiversity and Ecosystem Services (2019)

https://ipbes.net/sites/default/files/2020-

02/ipbes_global_assessment_report_summary_for_policymakers_en.pdf

- ◆ 環境省. IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書政策決定者向け要約 https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/translation/jp/10574/IPBESGlobalAss essmentSPM_j.pdf
- ◆ 農林水産省.食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日 閣議決定) https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-13.pdf
- ◆ Secretariat of the Convention on Biological Diversity. Global Biodiversity Outlook 5 Summary for Policy Makers (2020)

https://www.cbd.int/gbo/gbo5/publication/gbo-5-spm-en.pdf

◆ みどりの食料システム戦略(令和3年5月12日)

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-10.pdf

Ⅱ. 現状と課題

◆ World Economic Forum. New Nature Economy Report Series (2020.7.14) https://www.weforum.org/reports/new-nature-economy-report-series

◆ FAO. Global Forest Resources Assessment 2020 Key findings.

http://www.fao.org/3/CA8753EN/CA8753EN.pdf

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/attach/pdf/index-4.pdf

◆ IPBES. Summary for policymakers of the thematic assessment on pollinators, pollination, and food production.

https://www.ipbes.net/sites/default/files/spm_deliverable_3a_pollination_20170222.pdf https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/policyreport/jp/5709/IPBES-Pollination_jp.pdf

- ◆ 環境省.生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JB03: Japan Biodiversity Outlook 3) https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/index.html
- ◆ 林野庁. 都道府県別森林率・人工林率(平成 29 年 3 月 31 日現在) https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/genkyou/h29/1.html
- ◆ 水産庁. 令和3年度 水産白書

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R3/attach/pdf/220603-6.pdf

◆ 農林水産省. 令和元年度 食料・農業・農村白書

https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r1/attach/pdf/zenbun-3.pdf

◆ 滋賀県立琵琶湖博物館.「田んぼの生きもの全種データベース」(2020 年 11 月現在 https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000009.000058617.html

◆ 環境省.生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JB03) の結果 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/index.html

◆ 農林水産省.令和3年度食料需給表(概算)(令和4年8月5日)

https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/fbs/attach/pdf/index-13.pdf

◆ 林野庁. 令和3年度木材需給表(令和4年9月30日)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kikaku/220930.html

◆ 財務省. 貿易統計

https://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm

◆ FAO. Food Wastage Footprint. Impact on Natural Resources (2013)

http://www.fao.org/3/i3347e/i3347e.pdf

https://www.jaicaf.or.jp/fileadmin/user_upload/publications/FY2014/wns_14summer.pdf

Ⅲ. 2030 ビジョンと基本方針

◆ Stockholm Resilience Centre. Planetary boundaries https://stockholmresilience.org/research/planetary-boundaries.html

IV. テーマ別方針

- 1. 農林水産分野における地球環境保全への貢献
- ◆ 環境省. (仮訳) リーダーによる自然への誓約

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/message/files/LeadersPledge-jp.pdf

◆ 外務省.G7・2030年「自然協約」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200085.pdf

◆ Stockholm Resilience Centre. How food connects all the SDGs

 $\verb|https://stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html|$

◆ IPCC. 気候変動 2014 統合報告書 政策決定者向け要約 第 5 次評価報告書(2014)

http://www.env.go.jp/earth/ipcc/5th_pdf/ar5_syr_spmj.pdf

◆ IGES. 「IPCC 土地関係特別報告書」ハンドブック 背景と今後の展望 (2019)

 $https://www.iges.\,or.\,jp/jp/publication_documents/pub/policyreport/jp/10450/IPCC+land_122\\ 1.\,pdf$

◆ IGES. 「IPCC 海洋・雪氷圏特別報告書」ハンドブック 背景と今後の展望 (2019)

https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/policyreport/jp/10449/IPCC_ocean+and+cryosphere_1219_rev.pdf

◆ IGES. 生物多様性と気候変動 IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書: IGES による翻訳と解説 (2021 年 9 月)

https://www.iges.or.jp/jp/pub/ipbes-ipcc-ws/ja

◆ 環境省. 国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26)、京都議定書第 16 回締約国会合 (CMP16) パリ協定第3回締約国会合 (CMA3) について【10/31~11/13 イギリス・グラスゴー】

http://www.env.go.jp/earth/26cop2616cmp16cma10311112.html

◆ 環境省. 国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)、京都議定書第17回締約国会合(CMP17)パリ協定第4回締約国会合(CMA4)について【11/6~11/20 エジプト・シャルム・エル・シェイク】

https://www.env.go.jp/earth/cop27cmp16cma311061118.html

◆ 農林水産省. 国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) 等の結果 (農林水産省関係) に ついて

https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/211115.html

◆ UNFCCC COP26.グラスゴー気候合意(Glasgow Climate Pact)環境省暫定訳 https://www.env.go.jp/content/000049858.pdf

https://www.env.go.jp/content/000049859.pdf

- ◆ FAO and UNEP. The State of the World's Forests 2020 http://www.fao.org/3/ca8642en/CA8642EN.pdf
- ◆ FAO. 世界森林資源評価 (FRA) 2020

https://www.fao.org/forest-resources-assessment/en/

FAO. 世界森林資源評価 2020 (林野庁仮訳)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/attach/pdf/index-4.pdf

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/attach/pdf/index-5.pdf

- 2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する
- (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する
- ◆ 林野庁.森林・林業基本計画(令和3年6月15日 閣議決定) https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/attach/pdf/index-10.pdf
- ◆ 環境省. 海洋生物多様性保全戦略公式サイト https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/favor/favor05.html
- ◆ 環境省. サンゴ礁保全の取り組み http://www.env.go.jp/nature/biodic/coralreefs/project/development.html
- (2) サプライチェーン全体で取り組むことで生産現場を後押しする
- ◆ 農林水産省. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_hourei/attach/pdf/index-16.pdf
- ◆ Partha Dasgupta. The Economics of Biodiversity: The Dasgupta Review (Feb 2021) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_d ata/file/962785/The_Economics_of_Biodiversity_The_Dasgupta_Review_Full_Report.pdf
- ◆ 不二製油グループ本社 (株) ホームページ https://www.fujioilholdings.com/sustainability/social/palm_oil/

- ◆ 瀬戸内オーシャンズX 公式ホームページ https://setouchi-oceansx.jp/
- 4. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進
- ◆ いきものぐらし 生物多様性 5つのアクション http://5actions.jp/eat/setanorin/
- ◆ 公益財団法人日本豆類協会「豆類時報」No.82 (2016.3) https://www.mame.or.jp/Portals/0/resources/pdf_z/082/MJ082-05-SR.pdf
- ◆ 農林水産省.カルタヘナ法に基づく生物多様性の保全に向けた取組 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html
- 5. 農林水産分野の生物多様性保全の取組を評価し活用する
- ◆ (国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センター 鳥類に優しい水田がわか る生物多様性の調査・評価マニュアル
 - https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/080832.html
- ◆ (国研)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 魚が棲みやすい農業水路を目指して ~農業水路の魚類調査・評価マニュアル~
 - https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/079440.html
- ◆ IGES 生物多様性の経済学 (TEEB) 報告書 日本語版 (仮訳) https://archive.iges.or.jp/jp/archive/pmo/1103teeb.html
- ◆ 農林水産省 The 自然資本~生物多様性保全の経済的連携に向けて~ https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/c_bd/pr/detail/shizenshihon_pmph.html Natural Capital -To achieve successful economic cooperation in Biological Diversity Conservation- (English Version)
 - https://www.maff.go.jp/e/policies/env/env_policy/capital.html
- ◆ EC. コーポレート・サステナビリティ報告指令: the proposal for a Corporate Sustainability Reporting Directive (CSRD) (2021.4.21)
 - https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52021PC0189&from=EN
- ◆ TNFD 自然関連リスクと機会管理・情報開示フレームワークベータ v0.3 概要(2022 年 11 月) https://framework.tnfd.global/wp-content/uploads/2022/11/22-23032_TNFD_Executive-Summary_v4-JA.pdf
- ◆ Science Based Targets Network. 自然に関する科学に基づく目標設定(自然 SBTs: SBTs for Nature)企業のための初期ガイダンス エグゼクティブサマリー(日本語仮訳)(2020 年 9 月) https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2021/03/SBTN-Initial-Guidance-Executive-Summary_Japanese.pdf

参考資料

- みどりの食料システム戦略説明資料(抜粋)
- 昆明・モントリオール生物多様性枠組の概要
- [∞] ・ 持続可能な開発目標(SDGs)

ゼロエミッション

持続的発展

~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~ Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

現状と今後の課題

- ○生産者の減少・高齢化、 地域コミュニティの衰退
- ○温暖化、大規模自然災害
- ○コロナを契機としたサプライ チェーン混乱、内食拡大
- ○SDGsや環境への対応強化
- ○国際ルールメーキングへの参画



「Farm to Fork戦略」(20.5) 2030年までに化学農薬の使 用及びリスクを50%減、有機 農業を25%に拡大

半減

「農業イノベーションアジェンダー (20.2)

2050年までに農業生産量 40%増加と環境フットプリント

農林水産業や地域の将来も 見据えた持続可能な 食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、 中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組と カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及 に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬 等の開発により**化学農薬の使用量(リスク換算)**を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大**を順次開発
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した

輸入原材料調達の実現を目指す

- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標)

※政策手法のグリーン化:2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※ 革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。 地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換(肥料・飼料・原料調達)
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

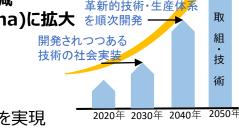
国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・牛産者・消費者が連携した健康的な日本型食牛活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

将来にわたり安心して 環境



- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減



速やかな社会実装

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメーキングに参画(国連食料システムサミット(2021年9月)など)

みどりの食料システム戦略(具体的な取組)

~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~

調達

1.資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2)地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発
- _ 〜期待される取組・技術〜
- ▶ 地産地消型エネルギーシステムの構築
- ▶ 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- ▶ 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源(昆虫等)の利活用拡大

筀

- 2.イノベーション等による持続的生産体制の構築
- (1)高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2)機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3)地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

,~期待される取組・技術~

- スマート技術によるピンポイント農薬散布、次世代総合 的病害虫管理、土壌・生育データに基づく施肥管理
- ▶ 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- ▶ バイオ炭の農地投入技術
- > エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- → 海藻類によるCO₂固定化(ブルーカーボン)の推進

消費

4.環境にやさしい持続可能な 消費の拡大や食育の推進 ✓ 雇用の増大

等

固定の最大化

·持続可能な農山漁村の創造

・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の 確立と連携(人材育成、未来技術投資)

·森林·木材のフル活用によるCO2吸収と

- √ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

3.ムリ・ムダのない持続可能な加丁・流通システムの確立

加工·流通

生産

- (1)食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2)消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4)建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大
- ~期待される取組・技術~
- ~ 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- ▶ 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- ▶ 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進

- (1)持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ·AIの活用等による加工·流通の合理化·適正化
- (3)長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化
- ~期待される取組・技術~
- ▼電子タグ(RFID)等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- ▶ 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- ▶ 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列

等

「みどりの食料システム戦略」が2050年までに目指す姿と取組方向

②2040年までに、農林業機械・漁船の電化・水素化等に関する技術の確立を目指す。

①2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現を目指す。

③2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。

温室効果ガス

農林業機械•漁船

園芸施設

減果	再生可能 エネルギー	④2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。				
環	化学農薬	⑤2040年までに、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発により、2050年までに、化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減を目指す。				
境	化学肥料	⑥2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減を目指す。				
保全	有機農業	⑦2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術を確立する。 これにより、2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業※の取組面積の割合を25%(100 万ha)に拡大することを目指す。(※国際的に行われている有機農業)				
87	食品□ス	⑧2030年度までに、事業系食品ロスを2000年度比で半減させることを目指す。さらに、2050年までに、AIによる需要予測や新たな包装資材の開発等の技術の進展により、事業系食品ロスの最小化を図る。				
食品産業	食品産業	⑨2030年までに食品製造業の自動化等を進め、労働生産性が3割以上向上することを目指す(2018年基準)。さらに、2050年までにAI活用による多種多様な原材料や製品に対応した完全無人食品製造ラインの実現等により、多様な食文化を持つ我が国食品製造業の更なる労働生産性向上を図る。 ⑩2030年までに流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を10%に縮減することを目指す。さらに、2050年までにAI、ロボティクスなどの新たな技術を活用して流通のあらゆる現場において省人化・自動化を進め、更なる縮減を目指す。				
	持続可能な 輸入調達	⑪2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。				
林野	森林・林業	②エリートツリー等の成長に優れた苗木の活用について、2030年までに林業用苗木の3割、2050年までに9割以上を目指すことに加え、2040年までに高層木造の技術の確立を目指すとともに、木材による炭素貯蔵の最大化を図る。 (※エリートツリーとは、成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等により得られた次世代の個体の中から選抜される、成長等がより優れた精英樹のこと)				
水産	漁業•養殖業	③2030年までに漁獲量を2010年と同程度(444万トン)まで回復させることを目指す。 (参考:2018年漁獲量331万トン) ④2050年までにニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖生産体制を目指す。				

昆明・モントリオール生物多様性枠組の概要

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

Α

- ・生態系の健全性、連結性、レジ リエンスの維持・強化・回復。自 然生態系の面積増加
- ・人による絶滅の阻止、絶滅率と リスクの削減。在来野生種の個 体数の増加
- ・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護
- B 生物多様性が持続可能に 利用され、自然の寄与 (NCP) が評価・維持・強化
- C 遺伝資源、デジタル配列情報 (DSI)、遺伝資源に関連する 伝統的知識の利用による利益 の公正かつ衡平な配分と2050 年までの大幅な増加により、生 物多様性保全と持続可能な利用に貢献
- D 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1.すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
- 2.劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
- 3.陸域と海域のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及び その他の効果的な手段(OECM)により保全(30 by 30)
- 4.絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
- 5.乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法なものにする
- 6.侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
- 7.環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
- 8.自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ 等を通じたを通じた、気候変動による生物多様性への 影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

- 9.野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
- 10.農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、 生産システムの強靭性及び長期的な効率性と生産性、並 びに食料安全保障に貢献
- 11.自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ を通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
- 12.都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス 便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
- 13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

2030年ターゲット (3)ツールと解決策

- 14.生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
- 15. ビジネス、特に大企業や金融機関等が生物多様性に 係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示 し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するた めの措置を講じる
- 16.適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、 食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生の 大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
- 17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
- 18. 生物多様性に有害なインセンティブ(補助金等)の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
- 19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
- 20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術 移転を強化
- 21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
- 22. 先住民及び地域社会、女性及び女児、こども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
- 23. 女性及び女児の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

持続可能な開発目標(SDGs)



・ 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、 2030年までに達成すべき17の国際目標と169のターゲットを設定。

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

	1 ### # # # # # # # # # # # # # # # # #	目標1 【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	7 IARF-EARIC	目標 7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な 近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	13 茶株変数に 現場のな対策を	目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊 急対策を講じる
89	2 Mark	目標2 【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善 を実現し、持続可能な農業を促進する	8 動きがいち 経済成長も	目標8 【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての 人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある 人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	14 #08#88 955	目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源 を保全し、持続可能な形で利用する
	3 すべての人に 関係と指社を —///◆	目標 3 【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確 保し、福祉を促進する	9 産業と技術業額の 基準をつくろう	目標9 【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ 持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推 進を図る	15 #08##6 ###	目標15 【 陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利 用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠 化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回 復及び生物多様性の損失を阻止する
	4 質の高い教育を あんなに	目標4 【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を 確保し、生涯学習の機会を促進する	10 APBOA平等 をなくそう	目標 10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する	16 FRESE	目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な 社会を促進し、すべての人々に司法へのアク セスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的 で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	5 ジェンダー平等を 東限しよう	目標 5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児 のエンパワーメントを行う	11 GARDANS	目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可 能な都市及び人間居住を実現する	17 パートナーシップで 日曜を対象しよう	目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシップを活性化する
	6 安全な水とトイレ を世界中に	目標6 【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可 能な管理を確保する	12 258 REE	目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する		

第7回検討会の指摘と対応方針

GHGと生物多様性の表示について

- ・温室効果ガス削減は効果に応じた表示だが生物多様性は 努力であり、同一ラベルにすると消費者が誤認するので はないか。
- ・効果検証が難しい生物多様性について、温室効果ガスと 同じスピードで表示を進めるべきか考えるべき。
- ・森林分野では温室効果ガスと生物多様性を一緒に表示している。

表示の運用について

- ・自己宣言方式で始めるとして、やり方を考える必要。
- ・生物多様性が増えた効果を確認すべき。
- ・努力表示はグリーンウォッシュにならないか。
- ・この表示によって生産物のブランド化ができるのか など、農家がどう活用できるのかを示してほしい。
- ・具体的な取組内容を知ってもらうことも重要。
- 努力の見える取組は必要であり消費者の啓発につながればいい。

個人の取組と地域的な取組の評価について

- ・努力は個人だが効果はエリアで見るべき。
- ・どの単位で認証を行うかが重要。
- ・生物多様性保全の効果を高めるなら、地域性の視点を入れるべき。

- ・温暖化対策と生物多様性保全は、どちらもみどり法で 定める環境負荷低減の重要な要素だが、ラベルの乱立 は混乱を招く恐れ。生物多様性が取り残されないよう 国外の類例も考慮しつつ、まずは知見の蓄積のあるも のから取り組む。
- ・生物多様性については、取組と生物多様性の増加について知見が蓄積している水田作から始める。
- ・表示は自己宣言方式としつつ、GHG含め、信頼性を確保する運用を検討中。
- ・モニタリングの推奨やモデル地区での効果検証等により、表示の信頼性の向上を図る。
- ・消費者への訴求方法を検討するとともに、販売促進活動等における具体的な取組の発信を支援。
- ・表示を可能とする範囲は所定の取組を実施した圃場を対象とする。
- ・地域的な表示や面的な評価は今後の検討課題としつつ、 みどり法による特定区域の設定促進や優良事例の公表 等により地域的な取組を推進。

ラベルデザインについて

- ・ラベルデザインにこだわるべき。
- ・デザインは決めるプロセスも広報活動となり得る。

ラベルデザインについては今後発注するとともに愛称募 集を行い、周知を図る。

温室効果ガスの見える化の検討状況

みどりの食料システム法(国が講ずべき施策)

食料システムの関係者だけでは解決し得ない課題に対処するため、特に国が講ずべき施策の方向性を明確化。

①食料システムの関係者の理解の増進





- ▶ 広報活動の充実
- ⑦環境負荷の低減に資する 農林水産物等の消費の促進





- ▶ 消費者への適切な情報提供、食育の推進
- 6環境負荷の低減に資する 農林水産物等の流通の合理化の促進





②技術の研究開発の促進



▶ 産学官連携の強化、研究者の養成等



(見える化)の検討

③技術の普及の促進



- ▶ 栽培マニュアル等の情報提供や普及事業の展開
- 4環境負荷の低減に資する 生産活動の促進





- 地力増進、化学肥料・化学農薬の使用 低減、温室効果ガスの削減・吸収 など
- ⑤環境負荷の低減に資す る原材料の利用の促進





▶ 原材料の牛産等の状況に関する情報収集・提供

「見える」対象

温室効果ガス

生物多様性

森林破壊

土壌汚染

水質汚染

水使用量



手法

第3者認証

自己宣言

(削減量、チェックリスト)

等



認証ラベル

伝達方法

ランク付け

数值表示

等



































有機JASマーク













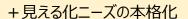




【これまでの取組】

2009~2011年度 カーボンフットプリント(CFP)試行事業(経済産業省・国土交通省・農林水産省・環境省

(農林水産分野の新規登録数 32件(2011年度)→5件(2020年度) (事業者数:最大46社→11社(2020年度))



【見える化の課題】

- サプライチェーン全体での取組対象とすべき
- 生産者の脱炭素の努力・工夫が反映される必要
- 算定やデータ入手が困難
- 消費者にわかりやすい見える化とすべき

算定やデータ入手の困難性、コスト等が課題

【生産段階の脱炭素の課題】

- どの技術に取り組めばいいかわからない
- 脱炭素の程度や効果がわからない
- 生産段階の努力を流通、小売ヘアピー ルする手段がない

【令和2年度】

- ・脱炭素化技術の紹介資料の作成
- ・脱炭素技術の定量評価の検討

【令和3年度】

- ・農産物のGHG簡易算定シートを作成
- ・脱炭素技術紹介資料(対象を流通・製造にまで拡大)
- ・簡易算定シートを活用した見える化ガイド(案)を作成

進

今年度:見える化の実証

① 脱炭素化アクションによるGHG削減量・吸収量を定量化

農業生産における 脱炭素化アクション

脱炭素化アクションを実施

- ・稲作中干し・間断灌漑 ・化学
- ・省エネ・再エネ活用
- ・化学肥料の削減/減農薬
- ・バイオ炭の施用



② 農業生産者等がGHG削減量・吸収量を把握するGHG簡易算定シートを作成

標準的なGHG排出量

算定シー トによる 見える化

GHG排出量基礎データ (従来生産プロセス標準 モデル値)

個別のGHG削減・吸収量

- ① GHG削減・吸収量基礎データ(脱炭素化アクションの標準モデル値) and/or②自ら生産する農産物等のGHG削減・吸収量データ(生産者ごとにGHG削減・吸収量データを収集)
- GHG削減・吸収効果



③ ②を利用した製品の脱炭素の見える化ガイド(案)を作成(消費者にわかりやすい脱炭素の見える化)

消費者が脱炭素製品を選択する際の見える化の種類

内容

- ・GHG排出量・削減量 (製品・事業者の排出量・削減量)
- ・GHG削減効果 (標準との比較、経年比、自社比)



方法

- ・数字による表示(●kg-CO2排出・削減)
- ·基準適合(●割以上削減)
- ・ランク表示、定性的な説明 (従来品に比べてGHGを削減、脱炭素を実施)



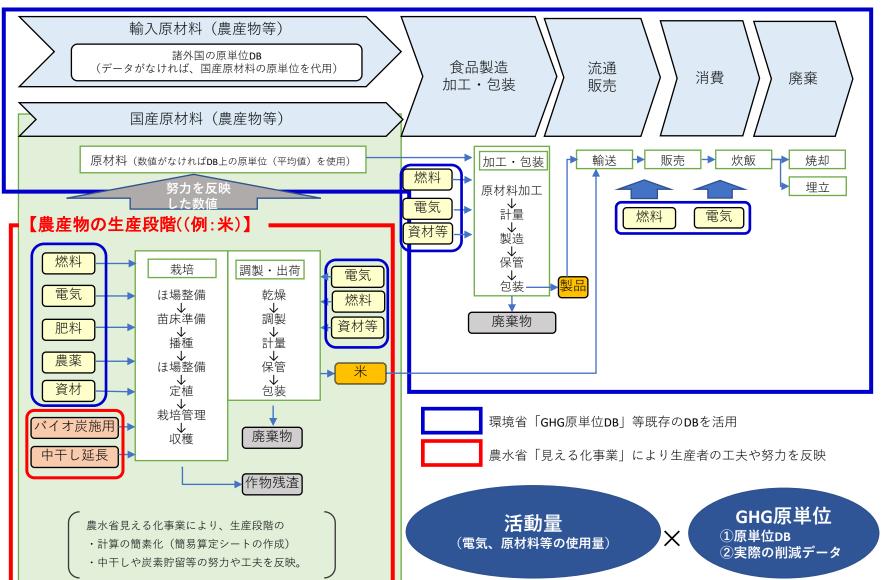
- 媒体
- ・商品(ラベリング、ORコード)

•他

- ・店頭(値札、POP・ポスター)
- ・ウェブ(スマホアプリ、ホームページ)

カーボンフットプリントの算定に当たっての考え方

【環境省「GHG原単位データベース」で対応】



農産物の温室効果ガス簡易算定シート:入力項目

- 農作物の種類、栽培都道府県等の基本情報、水田の水管理や土壌へのバイオ炭 施用等の情報を入力。
- 生産時の資材(農薬・肥料等)投入量、燃料・電力使用量を入力。
- 入力データが不明な場合は標準値データで代用可能。



本年度簡易算定ツールに組み込む選択項目候補

	選択項目	主な実施対象
1	水稲栽培における中干し期間延長・間断灌漑	コメ
2	堆肥	農業全般
3	バイオ炭の農地施用	農業全般
4	(残渣) すきこみ	農業全般
5	緑肥(カバークロップ)	農業全般
6	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料による 土壌N2O排出の削減	茶

農産物の温室効果ガス簡易算定シート: 出力イメージ①

- 慣行的な栽培を仮定した標準値と比較した削減量が算定可能
- GHG排出量の由来ごとに削減割合を定量的に把握可能

農産物10kgあたりの温室効果ガス排出削減量(CO₂換算値)

GHG削減量(対標準値)※	割合	
合計	-8.45kg-CO ₂ e/10kg	-40.20%
農薬	-0.24kg-CO ₂ e/10kg	-28.9%
肥料	-0.45kg-CO ₂ e/10kg	-27.4%
プラスチック資材	-0.00kg-CO ₂ e/10kg	-18.4%
燃料・電力	-0.73kg-CO ₂ e/10kg	-20.3%
土壌N2O	-0.16kg-CO ₂ e/10kg	-20.1%
水田CH ₄ *	-6.10kg-CO₂e/10kg	-42.9%
残渣焼却	0.00kg-CO ₂ e/10kg	0.0%
土壌への炭素貯留(マイナス 分)*	-0.76kg-CO ₂ e/10kg	-780.7%

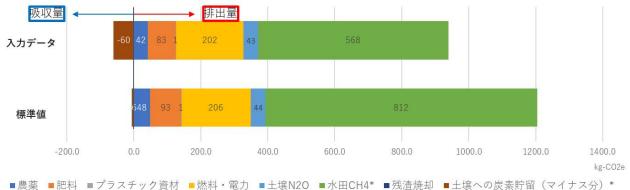


^{*}水田由来CH4は米のみに反映される項目で、その他の農作物には計上されません。

農作物10kgあたり

農地面積10aあたりの温室効果ガス排出削減量(CO₂換算値)

GHG削減量(対標準値)※	割合		
合計	-320.19kg-CO₂e/10a	-26.69%	
## 5M2	C 10L = CO = /10 =	: 12.00/	
農薬 	-6.18kg-CO ₂ e/10a -10.17kg-CO ₂ e/10a	-12.8% -10.9%	
プラスチック資材	0.00kg-CO ₂ e/10a	0.0%	
燃料・電力	-4.80kg-CO ₂ e/10a	-2.3%	
土壌N ₂ O	-0.92kg-CO ₂ e/10a	-2.1%	
水田CH4*	-243.60kg-CO ₂ e/10a	-30.0%	
残渣焼却	0.00kg-CO ₂ e/10a	0.0%	
土壌への炭素貯留(マイナス 分)*	-54.53kg-CO ₂ e/10a	-979.6%	



^{*}水田由来CH4は米のみに反映される項目で、その他の農作物には計上されません。

^{*}土壌への炭素貯留(マイナス分)には、バイオ炭、たい肥の施用による効果が含まれます。 たい肥の施用による土壌への炭素貯留の算定式は、 簡易に試算するため、圃場場所等について特定の条件を仮定しています。

^{*}土壌への炭素貯留(マイナス分)には、バイオ炭、たい肥の施用による効果が含まれます。 たい肥の施用による土壌への炭素貯留の算定式は、簡易に試算するため、圃場場所等について特定の条件を仮定しています。

農産物の温室効果ガス簡易算定シート: 出力イメージ②

- GHG排出量の絶対値が算定可能
- GHG排出量の由来ごとに定量的に把握可能
- 農産物10kgあたりまたは10アールあたりでの算定のいずれも可能

入力したデータに基づくGHG排出量(農作物10kgあたり)			標準値(農作物10kgあたり)		
10kgあたりGHG排出量	14.09 kg-CO ₂ e/10kg	割合	21.02 kg-CO ₂ e/10kg	割合	
農薬	0.41 kg-CO ₂ e/10kg	2.7%	0.82 kg-CO ₂ e/10kg	3.9%	
肥料	0.83 kg-CO ₂ e/10kg	5.5%	1.67 kg-CO ₂ e/10kg	7.9%	
プラスチック資材	0.01 kg-CO ₂ e/10kg	0.1%	0.01 kg-CO ₂ e/10kg	0.0%	
燃料・電力	2.87 kg-CO ₂ e/10kg	18.9%	2.87 kg-CO ₂ e/10kg	13.6%	
土壌N ₂ O	0.54 kg-CO ₂ e/10kg	3.6%	0.76 kg-CO ₂ e/10kg	3.6%	
水田CH ₄ *	10.49 kg-CO ₂ e/10kg	69.3%	14.98 kg-CO ₂ e/10kg	71.0%	
残渣焼却	0.00 kg-CO ₂ e/10kg	0.0%	0.00 kg-CO ₂ e/10kg	0.0%	
土壌への炭素貯留(マイナス分)*	-1.05 kg-CO ₂ e/10kg	-7.0%	-0.09 kg-CO ₂ e/10kg	-0.4%	

^{*}水田由来CH4は米のみに反映される項目で、その他の農作物では「O」になります。

たい肥の施用による土壌への炭素貯留の算定式は、簡易に試算するため、圃場場所等について特定の条件を仮定しています。

^{*}土壌への炭素貯留(マイナス分)には、バイオ炭、たい肥の施用による効果が含まれます。

温室効果ガス見える化実証

3月1日時点で、のべ100店舗以上で見える化ラベルを付けた農産物の販売実証を実施中。

イオンモール幕張新都心店(イオンアグリ創造) 木質ボイラー使用トマト、冬期暖房不使用キュウリ

無印良品京都山科、ビオラル靭店(日本農業株式会社) 栽培期間中農薬不使用、大幅減肥料のコメ







株式会社 東急ストア たい肥使用、化学肥料 不使用のトマト

スーパーマーケット サンプラザ(Kawabata Farm) 冬期暖房不使用、減農薬減肥料トマト



オイシックス・ラ・大地株式会社

栽培期間中化学肥料不使用キュウリ (信州バイオファーム有限会社)(長野県) バイオ炭を使用したコメ(有限会社米の里)(山形県) ほか、株式会社宮本農園(熊本県)のトマト、 有限会社三扇商事(福島県)のキュウリ

JAみやぎ登米×TARO TOKYO ONIGIRI (RICE REPUBLIC株式会社) 栽培期間中化学肥料・化学農薬5割減のコメ使用おにぎり





令和5年3月1日時点

4 1 店舗

<関東>

TARO TOKYO ONIGIRI

9月19日(月)~27日(火)、10月31日(月)~11月11日(金)

トマト キュウリ

イオンスタイル幕張新都心店 9月17日(土)~27日(火)、11月17日(木)

あふ食堂 11月14日(月)~

トマト

東急ストア中目黒本店 12月12日(月)~

GOHANYA'GOHAN

1月23日(月)~2月16日(木)

おだむすび本店 ほか2店舗 2月21日(火)~

<東北>

道の駅米沢

令和5年2月1日(水)~2月28日(火)

〈オンライン〉

コメ トマト

キュウリ

オイシックス・ラ・大地株式会社

9月17日(土)~27日(火)

<近畿>

JAレーク滋賀グリーンファーム石山店 販売中(10月26日(水)時点)

トマト キュウリ

スーパーマーケットサンプラザ堺東駅前店 ほか6店舗

10月26日(水)~

無印良品 京都山科 9月17日(土)~18日(日)

ビオラル靭店 9月24日(土)~25日(日) 10月28日(金)、29日(土)、30日(日) 11月11日(金)、12日(土)、13日(日)

JA兵庫みらいかさい愛菜館 11月21日(月)~

soraかさい 11月21日(月)~

〈宅配〉

O2Farm

ヤマダストアー花田店 ほか2店舗

11月21日(月)~

ながさわ道の駅みき観光センター 11月21日(月)~

ナナ・ファーム須磨 11月21日(月)~

<北陸>

道の駅あがの 12月25日(日)~3月31日(金)

あがの食堂にぎりまんま 12月29日(木)~3月31日(金)

<九州>

キュウリ

コープみやざき佐土原店

ほか9店舗

1月4日(水)~

キュウリ

野菜屋 宮丸商店 1月31日(火)~

フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会

令和 4 年度 検討会委員名簿

氏名	所属・役職		
安 東赫	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 野菜 花き研究部門 施設生産システム研究領域 施設野菜花き生 育制御 グループ長		
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機 荻野 映史 研究部門 高度飼養技術研究領域 スマート畜産施設 上級研究員			
椛島 祐美枝	イオン株式会社 グループ環境社会貢献部 マネージャー		
齋藤雅典	東北大学名誉教授		
鈴木 貴博	(株) 鈴生 代表取締役社長 ((公財) 日本農業法人協会)		
中野勝行	立命館大 政策科学部 准教授		
鳴海 洋一	日本八ム株式会社サステナビリティ部 プロモーター		
西尾チヅル	筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授		
綿田 圭一	カゴメ株式会社 品質保証部 環境システムグループ		
夫馬 賢治	株式会社 ニューラル代表取締役CEO 国立大学法人信州大学グリーン社会協創機構特任教授		

(オブザーバー)

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室

消費者庁食品表示規格課

(※令和5年3月時点)

これまでの開催実績

<令和2年度>

開催年月: R2.9、R3.2、R3.3 計3回

主な議題:

- 1. TCFD (気候関連財務情報開示)について
- 2. 脱炭素化技術について
- 3. カーボンフットプリントについて

<令和3年度>

開催年月: R3.10、R4.1、R4.3 計3回

主な議題:

- 1. 農産物のGHG簡易算定ツールの作成
- 2. 農産物のGHG簡易算定ツールを利用した脱炭素の見える化について(「見える化ガイド」作成)
- 3.食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報開示 (実践編)について

<令和4年度>

開催年月: R4.11、R5.2、R5.3 計3回 (※R5.3は今後開催予定) 主な議題:

- 1. 農産物のGHG簡易算定ツールの改定 (対象品目拡大、GHG低減技術の追加)
- 2. 「見える化ガイド」の改定
- 3. 畜産物の算定に係る要件整理

計9回

参考2

第7回新農林水産省 生物多様性戦略検討会 (令和5年1月10日) 資料

生物多様性の「見える化」の検討

令和5年1月

農林水産省 みどりの食料システム戦略グループ 地球環境対策室

環境負荷低減の「見える化」

全体の方針

取組の方向性

マイルストー

○みどりの食料システム法*(2022年7月施行) 国が講ずべき施策として「見える化」の検討を位 置づけ。

〇みどりの食料システム法案の附帯決議 農林漁業における環境への負荷の低減の取組が 正当に評価されるよう、消費者及び食品事業者 の理解の醸成に取り組むこと。

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の 促進等に関する法律(令和4年法律第37号) ○農林水産業・地域の活力創造プラン (2022年6月改訂)

生産現場での環境負荷低減の取組の「見える化」を図るため、2025年度までに農産物のGHG簡易算定ツールの作成と削減量の効果的な表示等の実証を実施し、普及を図る。
○食料安定供給・農林水産業基盤強化本部消費者の選択を容易にする「取組の見える化」を今後の検討課題に明記(2022年9月)

環境への負荷の低減の状況を把握する 手法の検討

温室効果ガス削減

生物多様性

消費者への分かりやすい表示の実施

表示方法検討

商標登録

2023年度「見える化」ラベル開始 (ガイドライン+ラベル表示の商標取得)

対象品目の順次拡大、運用改善、普及の推進

2025年度までに生産現場での環境負荷低減の「見える化」を実証し、普及を図る

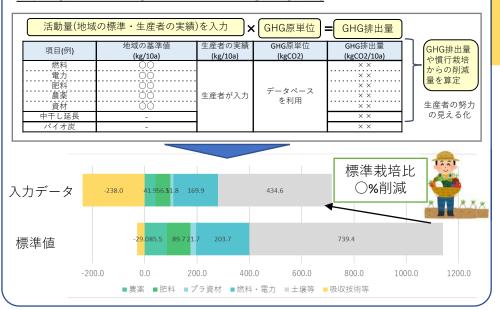
「見える化」の実装の方向性

生産者の環境負荷低減の努力を見える化

脱炭素化技術の紹介 ○生産現場の脱炭素技術等を収集・整理(65事例) ①水稲栽培における中干し期間の延長・間断灌漑 ※出土場内にはメタン生成的が存在し、様気条件 1週間の展長でメタン発生業を30%開展 メタンを発生させる。中干しとはイネの生育調整を 適切な雑長によるコメの品質向上効果 中干し期間の延長・間断業員を選びに実施

農産物のGHG簡易算定シートの作成

(コメ、トマト、きゅうりで試行)



対消費者への見える化

消費者等にわかりやすい表示・広報

ラベリング等を用いた「見える化」の消費者への効果の検証



消費者及び食品事業者の理解の醸成

あふの環プロジェクト2030等で、見える化を 生産者、食品事業者、流通·小売事業者等 の関係者と連携して発信



見える化の範囲拡大・普及

温室効果ガス削減の対象品目の拡大

農産物の品目数拡大、畜産物や 加工食品等への算定範囲拡大の検討



総合的な環境負荷低減の「見える化」表示の開発

脱炭素効果に加え、生物多様性保全効果を含む指標の

開発、ラベリングによる効果検証

効果的な販売環境の整備

算定·表示支援

生物多様性保全の努力の「見える化」

• 温室効果ガス削減の取組の「見える化」と同様に、<u>生物多様性についても生産者の</u> 生物多様性保全の努力を消費者等に分かりやすく表示(ラベリング)してはどうか。

⇒方針案

- ▶ 生産者が生物多様性保全の取組を行っていることを農産物に ラベリングできないか。
- ▶ 対象とする作物については、水田が、
 - ① 生物多様性保全に重要な役割を果たしていること、
 - ② 生物多様性保全に資する取組やその効果について一定の知見があること、
 - ③ 国内農地面積に占める割合が高く全国で取り組みやすいことから、まずは、**コメ**について検討・実証することとしてはどうか。

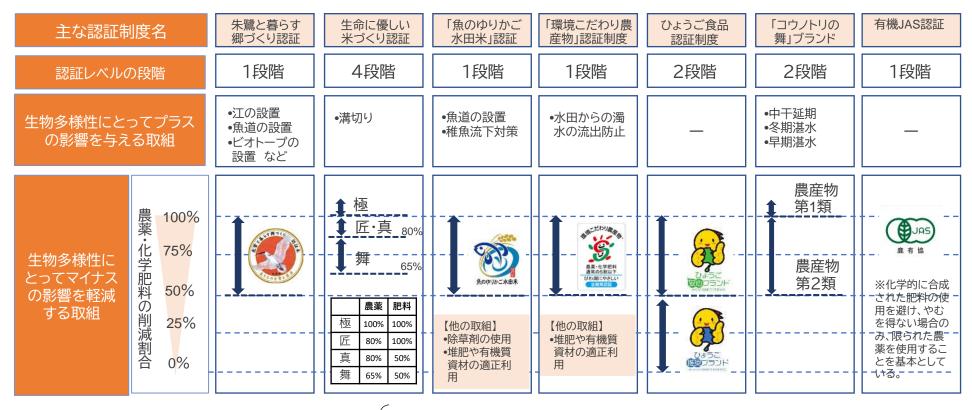






評価の対象とする取組の設定について① 既存の取組(生きものマーク等)の事例調査結果

- 一部地域において、コメに生物多様性保全の取組を認証表示しているものが多数存在。
- その大半で、<u>農薬・化学肥料の削減に加え、江や魚道の設置など生物多様性にプラスの影響を与える取組を要件</u>にしていることが特徴。



R3年度フードサプライチェーンにおける生物多様性保全推進委託事業 「生物多様性保全の取組の見える化」報告書より抜粋改変

評価の対象とする取組の設定について② ー農水省の取組ー

- 生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に対して、環境保全型農業直接支払交付金において、支援を実施。
- 環境保全型農業直接支払交付金の制度の 概要
 - ▶ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上 低減する取組とあわせて行う、地球温暖化 防止や生物多様性保全等に効果の高い農業 生産活動を支援。
 - ➤ 有機農業など全国共通の取組の他、<u>地</u> <u>域の環境や農業の実態等を勘案</u>した上で、 <u>地域を設定して支援の対象とする地域特認</u> 取組を都道府県の申請に基づき設定。

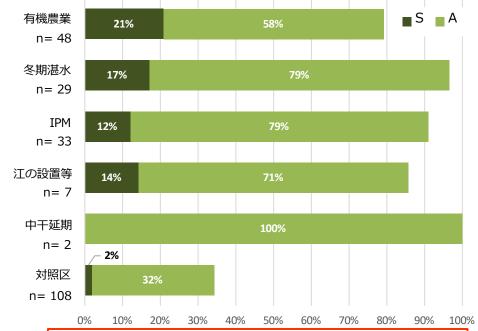
○ 水稲を対象として生物多様性保全効果が 見込まれるとされている取組(令和4年度)

対象	該当 都道府県数	
全国共通取組	有機農業	4 7
地域特認取組(5割	冬期湛水管理	2 5
│ 低減の取組との組み │ 合わせ)	IPM	1 4
	IPMと組み合わせた畦畔 の雑草管理(機械刈り、 高刈り等生態系を考慮 した管理)	1 0
	江の設置等(※)	5
	中干延期	2
	メダカ等魚類を保護する管 理	1
	希少魚種等保全水田の設置	1

※ ビオトープ(生き物緩衝地帯)等の同様の取組を含む

評価の対象とする取組の設定について③ 一保全効果の科学的評価ー

- 環境保全型農業直接支払交付金の対象としている生物多様性保全の取組は、第三者委員会において、効果が高いと評価。
- 一方で、各取組には一定の効果が実証されているものの、<u>同じ取組でも生物の種類に応じ効果</u> <u>に差</u>がある。
- このため、地域環境や生物の種類に応じ、<u>複数の取組を組み合わせることで、多様な生物種を</u>保全する効果が高まる可能性がある。
- 環直第三者委員会における生物多様性保全 効果の評価(令和元年)



- S:生物多様性が非常に高い。取組を継続するのが望ましい。
- A:生物多様性が高い。取組を継続するのが望ましい。
 - C: 生物多様性が低い。取組の改善が必要。

B: 生物多様性がやや低い。取組の改善が必要。

○ 生物多様性に配慮した農法の保全効果の 評価結果(農研機構研究成果)



生物多様性の評価基準(イメージ)

- 評価指標としては、生物多様性の保全に資する「取組の数」としてはどうか。
- 対象となる取組は、環境保全型農業直接支払交付金の対象取組のうち、生物多様性に資 するとされているものをベースとしてはどうか。

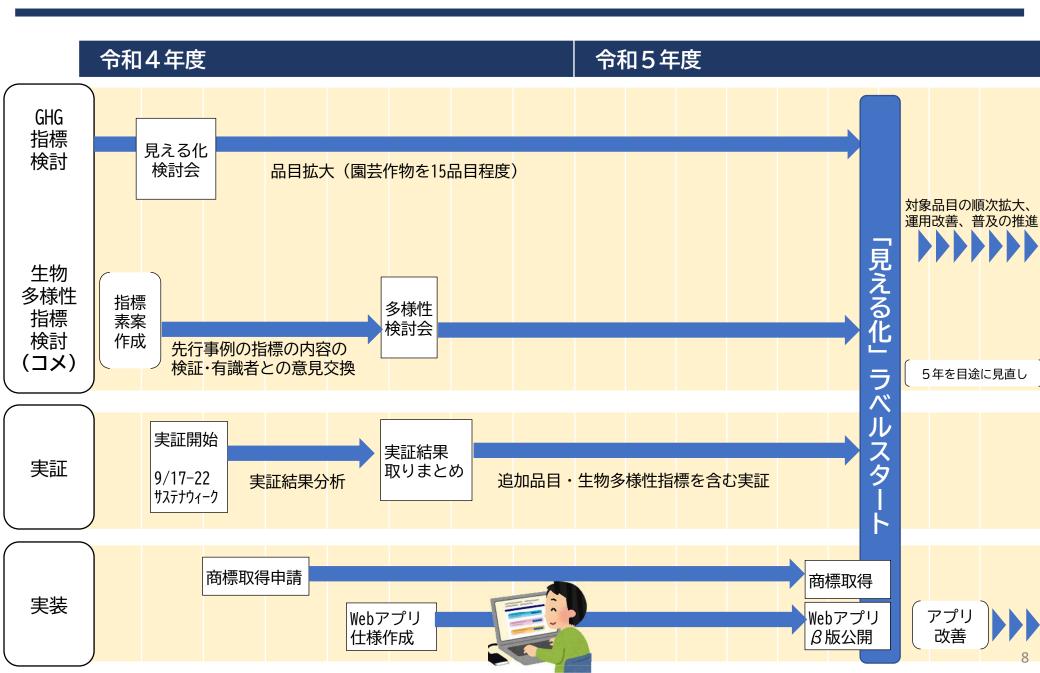
配点基準のイメージ:

環境保全型農業の対象取組をベースとして、その取組の実施数に応じて評価

取組なし	】	取組数 2	取組数3以上
-			
対象取組	取組内容(案)		
有機農業	化学肥料・化学合成農薬を使用しないことを基本とする等の有機農業を 実施する。		
冬期湛水	刈り取り後2カ月以上湛水処理を行う。湛水期間は適切な取水措置と漏 水防止措置を講ずる。		
中干延期または中止	中干を行わない又はオタマジャクシやヤゴ等の生息する生物の状態に合わせ中干開始時期を遅らせる。		
江の設置等	水田の一部を湛水状態とすること等により生物の生息環境を確保する (ビオトープ (生き物緩衝地帯)等の同様の取組を含む)。		
魚の保護	水路等から魚が遡上するための魚道の設置等、水田に魚類が遡上し、生 育・繁殖可能な状態に管理する。		
畦畔管理	水田に設置する畦畔について、除草剤を使わない管理や、生物の状態に 応じて高刈りする等生態系に配慮した雑草管理を行う。		
IPM IPM実践指標に基づき適切な病害虫・雑草管理を行う。		 行う。	

注)環境保全型農業直接支払い交付金の対象となるためには、化学農薬・化学肥料の慣行レベルからの 5割以上の削減も必要。

環境負荷低減の「見える化」の実装に向けたスケジュール



令和4年度の「温室効果ガス削減見える化」実証の流れ

栽培データ取得・計算

<今年度の試算の流れ>

算定意向が有る生産者より、栽培データ を入手。その県又は地方の通常の栽培と 比較した相対削減率を算定。

<使用する栽培データ> (以下のうち入手可能なもののみ。

入手不可の内容については標準値を使用)

- ○収穫量、収穫面積
- ○生産残渣の取扱(すき込みか焼却か)
- ○(水田のみ)中干しの状況
- ○バイオ炭(種類と施用量)
- ○農薬、肥料、堆肥:使用量
- ○ハウス:サイズと素材
- ○マルチ:使用量
- ○燃料·電力:消費量

温室効果ガス **-10%** 達成!



ラベル表示(自己宣言)

削減率に応じて星の数が決定 (-5%以上で★1つ、-10%以上で★2つ、

-20%以上で★3つ)

生産者が指定する販売協力先において、 ラベルとともに、削減達成の理由(栽培方法)を商品や、店頭・広告に表示する。

イメージ (チラシ)





温室効果ガス

栽培期間中化学農薬5割削減、木質バイオマスボイラーを使用することで温室効果ガス排出量が削減されています。

QR

測定・検証 (認知度変化等の記録)

ラベル表示の効果について アンケートにより検証 <**検証内容**> 認知の有無、 ラベル表示についての印象 (商品・販売店舗) 購入の有無、 今後の購入意思の有無

店舗ごとにデータを収集し、 効果的な表示方法等につい て検討。



一温室効果ガス削減見える化実証一 消費者に分かりやすい表示

生産者の栽培情報を用いてGHG削減率を計算し、サステナウィークより店頭で表示開始。

①イオンモール幕張新都心店

イオンアグリ創造の木質ボイラー使用トマト、 冬期暖房不使用キュウリ



②無印良品京都山科、

ビオラル((株)ライフのオーガニックスーパー)**靭店** 日本農業株式会社の栽培期間中農薬不使用、減肥料のコメ



③サンプラザ(大阪のスーパーマーケット)

Kawabata Farmの冬期暖房不使用、減農薬減 肥料トマト



④オイシックス・ラ・大地株式会社

栽培期間中化学肥料不使用キュウリ (信州バイオファーム有限会社)(長野県) バイオ炭を使用したコメ(有限会社米の里)(山形県) ほか、有限会社三扇商事(福島県)のキュウリ



5TARO TOKYO ONIGIRI

(虎ノ門のおにぎり販売店)



